

第五編

神社寺院

緒論

中古本地垂迹論は、後世神佛兩部の因となり、神社あれば社僧あり、寺院あれば亦神社を建つ、中世以後文教を擧げ、僧侶の手に委ね、士民唯干戈を事とする間に、所謂社僧の勢力を助長して、神名に菩薩號を付し、社靈を佛体に換え、祭時に香花を供する等混淆風を來し、世之を怪ます、男山八幡宮の如き亦長く僧侶の管する處たりしが、明治元年神佛混淆を禁止せられ、隨て世襲祿制を廢せられ、初めて神佛の限界を劃然するに至れり、而して世襲祿制の廢止は、社寺の維持保存に影響を及ぼし、明治初年の頃より、合併又は廢絶により、逐次其數を減じ、男山四十坊普賢寺、禪定寺、善法律寺等、其他七堂伽藍の壯嚴、概ね痕跡にも止めざるに至れり、斯くて明治十年由緒を考證して、式内社を認定せられ、延喜式神名帳、綴喜郡十四座皆、其現存を確められしが、郡境變更により、樺井月神社を失ひ、今十三社を存す、寺院は、其管掌一に管長に委ねて、各管長皆任意の處置を採り、今之を詳記せず、

社要之、社寺の如きは、郡の全体より考察して、其盛衰を記述し、又記事を考證し、信否を取

捨するは、頗る至難とする處にして、本誌は單に其著明なるものに就き、縁起を求め、概ね創立年代の順位を追ふて、之れを録載し、由緒の詳ならざるものは、町村別に之を列記せしのみ。

因云、神社の由緒中、近時某氏の古文書なるものありて、却つて神社傳來の口碑を著るものあり、或は古來の傳説に佛意を含みて却つて神社の本來を失ふものあり、社名と祭神と一致せざるもの、正配と配祀と位置顛倒せるもの、時代年號の正史を添はざるもの、殊更社格を得んがために本來の社名と祭神とを湮滅せしものありて、編者の大に遺憾とする處たり。

第一章 神社

官幣社 一社

官幣大社 男山八幡宮 八幡町

延喜式内 十三社

- 朱智神社 普賢寺村大字天王
- 月讀神社 大住村大字大住
- 昨岡神社 草内村大字飯岡
- 高神社 多賀村字天皇山
- 内神社 有智郷村大字内里

粟神社 青谷村大字市邊

棚倉孫神社 田邊町大字田邊

佐牙乃神社 三山木村大字宮津

酒屋神社 田邊町大字奥戸

甘南備神社 田邊町大字薪

天神社 大住村大字松井

地祇社 普賢寺村大字上

石田神社 都々城村大字岩田

延喜式外 四十六社

昨岡神社 草内村大字草内

雙栗神社 宇治田原村大字岩山

熊倉神社 宇治田原村大字立川

田原天皇社 田原村大字荒木

御栗栖神社 田原村大字南

玉律岡神社 井手村大字井手

村社	天神	宇治田原村大字奥山田
村社	涼森神社	美豆村大字美豆
村社	春日神社	宇治田原村大字禪定寺
村社	太宮神社	田原村大字荒木
村社	三ノ宮神社	田原村大字立川
村社	石田神社	都々城村大字上津屋
村社	若宮八幡宮	都々城村大字野尻
村社	天満宮	青谷村大字市邊
村社	天満宮	青谷村大字中
村社	賀茂神社	青谷村大字奈島
無格社	松本神社	青谷村大字奈島
無格社	天津神社	大住村大字大住
村社	御園神社	都々城村大字上奈良
無格社	猿丸神社	宇治田原村大字禪定寺
村社	大道神社	宇治田原村大字立川

無格社	森ノ宮	普賢寺村大字水取
無格社	新宮	普賢寺村大字多々羅
無格社	白山神社	普賢寺村大字上
村社	磐船神社	普賢寺村大字高船
無格社	痘瘡神社	普賢寺村大字高船
村社	須賀神社	普賢寺村大字打田
村社	若宮八幡宮	有智郷村大字戸津
村社	天満宮	八幡町大字川口
村社	若宮八幡宮	美豆村大字際目
村社	天満宮	美豆村大字生津
村社	石田神社	都々城村大字岩田
村社	天満宮	都々城村大字下奈良
村社	白山神社	三山木村大字宮口
村社	齋所八神社	田原村大字郷ノ口
村社	日吉神社	田原村大字郷ノ口

- 村 社 神明神社 田原村大字高尾
- 村 社 春日神社 八幡町大字八幡庄
- 無格社 相槌神社 八幡町大字八幡町
- 無格社 猿田彦神社 八幡町大字八幡庄
- 無格社 和氣神社 八幡町大字八幡庄
- 無格社 天滿宮社 田邊町大字河原
- 無格社 山崎神社 三山木村大字三山木
- 無格社 天神社 三山木村大字高木
- 無格社 芝山神社 三山木村大字出垣内
- 無格社 西山神社 三山木村大字南山

第一節

官幣大社 男山八幡宮

祭神

- 西 御 前 比咩大神
- 中 御 前 應神天皇

東 御 前 神功皇后

綴喜郡八幡町字男山にあり、元石清水宮八幡宮と稱す。
 大和國大安寺の僧行教、豐前國宇佐宮に賽し、大乘經を轉讀せし時、神託あり云々「吾汝が修善に感ず、依て都近く移坐して、國家を鎮護せん」と乙訓郡山崎に還來る、夜に及で「移坐すべき地は、石清水男山の峯なり」と示宣す、即ち其地を占し、草を結び、仮に鎮坐せり、天皇皇后及び公卿も亦夢告ありと云を以て、貞觀元年木工權允橋良基に勅し、宇佐宮に準じて、六宇神殿を造り、翌年に至て、御容を奉安せしものなり。

石清水八幡宮護國寺略記云、貞觀元年(中略)爰以同九月十九日、下勅使令其檢點定參上、次下宣旨木工寮、令勘申御殿六宇材木支度等、即以察權允橋良基、令造立六宇寶殿三字正殿、奉安置三所御體等、云々。
 三代實錄云、故傳燈大法師位行教、去貞觀二年奉爲國家、祈禱大菩薩、奉移此間、云々。
 貞觀七年四月、木工權允和紅朝臣龜範を勅使として、橋鉾鞍等の物を奉り、同十一年十二月使を遣し、幣帛及宣命を奉けて、新羅の入寇につき祈らしむ。
 石清水八幡宮護國寺略記に因るに、當宮祠官は武内宿禰の後裔たる紀氏相襲て就職する定めにて、行教も俗性紀氏なり。(廿二社本録に委し)

八幡宮本紀云、此御宮をば雄徳山と云ふ、又男山とも書り、或は鳩峯とも稱す、(行教又香爐峯と名付、一に香爐山とも云)、山城國久世郡に屬して、八幡宮の地は科手郷なり、(男山の麓河原村より南は綴喜郡なり、中略)、凡此雄徳山の勝地たぐひなき有さま、こそくくのへがたし。

諸社一覽云、八幡山城國久世郡、一名男山、雄徳山、石清水とも云々。

回祿及造營沿革

崇徳帝保延六年正月廿三日、寶殿並廻廊、寶藏若宮其他寶物、悉く災に罹りしより、以後殿宇の烏有に歸したること、一再ならず、左に其要を抄録す。

護國寺碑に云、保延六年正月廿三日、石清水宮寶殿、並廻廊、寶藏、若宮殿、馬場殿、悉皆燒亡、貞觀年中垂跡之後、及三百年之間、忽成灰燼之候、可驚歎事也、云々。

舊圖に據れば、當時殿宇の構造は、三所各別に建造し、若宮、水若宮、武内社を左右に配祀す、而して外圍は朱の瑞籬を周らし、現今と全く異なり。

石清水八幡宮保延回祿記云、保延六年庚申正月廿三日夜、亥刻、炎上失火也、二月二日當宮奉幣使中納言伊通、左京權大夫顯親、二月十七日拵始。

十三代要略云、保延六年四月二日、石清水八幡宮、新造之後御遷宮也、仍左大臣、參議忠基朝臣以下奉向、一如放生會儀。

宮寺雜事抄云、保延六年庚申正月廿七日、別當任清、權別當嚴清、俗別當兼孝、應詔參洛、有勞沙汰、被定役國、所謂、

美作國 御寶殿六宇、同年二月八日拵始、南樓一宇。

播磨國 廻廊三十五間半、馬場屋二宇、南樓一宇。

越前國 廻廊三十五間半、舞殿一宇、幣殿一宇、馬場南北樓二宇、築垣廿九丁、鳥居三基、門一宇、宮殿階神殿十六宇。

編者曰く、崇徳天皇保延六年正月に炎上あり、同三月工事落成を告げ、同四月に至り遷宮ありしものなり、其詳細は、石清水八幡宮保延回祿記、並に石清水八幡宮造營遷宮等舊記と照するを得にあれども、煩しければ省略す。

石清水八幡宮建武回祿記云、建武五年七月五日、丑刻、炎上、自馬場殿火出現、寶殿黒角仁燒付事、自同月十七日、公家廢朝五箇日、十二月廿五日、立柱上棟。

太平記云、將軍(足利尊氏)此事を聞召れて、八幡の城未だ賁落まで、兵攻戰疲れぬる處に發助山門と成合て北國より上落するなるこそ、ゆゑ數珍事なりけれ(中略)彼此如何がせんか、進退谷て覺えければ、或夜の兩風の粉れに、逸物の忍び八幡山へ入れて、神殿に火を懸たりける、此八幡大菩薩と申奉るは、悉くも玉城鎮護の宗廟にて、殊に源家崇敬の靈神にて御座せば、皆手よも社壇を燒く程の強行はあらじと官軍油斷しけるにや、城中周章騒動して煙の下に迷倒す、是を見て西方の寄手十萬餘騎谷より攻上て、既に一二の木戸口まで攻入りける、云々。

編者曰、建武五年三月以來、南軍は源顯信を將として男山に陣し、北軍は足利尊氏、乃ち高師直をして赴き攻めしむ、然るに南軍能く拒き、容易に降らざるを以て、師直は非常手段を施し、間諜をして社殿に放火せしめ、之に乗じて急に攻め入り、遂に顯信等を敗走せしめたるものなり、又舊記に因るに、此火災の爲に、御神体其他僅少の什器の外は、祇園、安宗の兩社を残したるのみにて、凡ての社殿、櫓閣は更なり、歴代の神具寶器類は、悉く灰燼に歸したりと云ふ、而して燒失後、尊氏直義此地に臨檢して、造營の事を圖り、同年十二月廿五日落成せしものなり。

後愚昧記云、應安四年四月九日、其證語曰、八幡神人閉籠之間、社務勇卒等押寄之處、件閉籠神人等切腹之間、神殿神寶以下悉皆燒了、希代事也云々、五月一日、後日洞院中納言注之達、依八幡宮樓氣事、可有造營遷宮之間、被行軒廊御下、同夜被行同遷御若宮之日時、八日十日之間也。

石清水八幡宮造營遷宮等舊記云、後光嚴院御宇、應安四年御殿回祿、正殿三宇造營。

花營三代記云、應安四年七月九日、石清水八幡宮三所神殿造營事始云々、十二月十一日石清水八幡宮遷宮云々。

以上は兩編に依て造營ありし例なり。

宣胤卿記云、永正五年二月廿四日、去夜戌刻、石清水八幡宮回祿、從燈明火出云々、官語同斷事也、於御碑體者奉出云々。

公卿補任云(後柏原)大永六年二月十六日、八幡宮遷宮、大樹足利義隆參社。

總見記に、天正八年織田信長禁中の奏聞を経て、本宮造營ありしこと見え、其後明止天皇寛永八年、將軍家光の時造營あり、

輪奐の美を極む、現今の社殿即ち是なり。
要するに、貞觀年中に創立以來、保延、建武、永正の災あり、其間屢造營及修理を行はれしが、寛永八年の大造營あり、更に延享二年に大修理行はれ、茲に始めて大成せしものなり。

幣帛及勅使參向等の沿革

男山八幡宮は帝國第二の宗廟とし、伊勢神宮に亞ぎ、長くも歴代、天皇の尊崇深かりし又源賴義義家等、此神を崇め、武勇を宇内に輝し、源賴朝霸權を握るに及で、最も尊信を盡し、諸國に別宮を建立し、源氏たるものは皆氏神とし、往く處として八幡宮を祭祀せざるはなかりき、是を以て古來、朝廷より幣帛を捧げ、勅使を差遣せらるゝこと著しく終に定例となれり、其沿革の要領を摘めば、

清和天皇貞觀七年四月十七日、木工權允和氣朝臣舜範を勅使として、種々の神寶並禮代之御幣を捧奉られ、又同十一年十二月廿九日、勅使を遣して、新羅の寇賊を拒かんとすを禱らしめられし等を創め、恒例臨時の奉幣、又は即位、由奉幣、上皇女院の奉幣に至る迄、其數を知らず、加之天皇の此宮に行幸ありしは、圓融天皇の天元二年の行幸以來、實に四十五回の多きに及び、其他行幸、行啓等は更なり、武將の參拜等枚舉に遑あらず、就中當宮に於て行はせらるゝ重き祭典は、放生會と臨時祭との二祭にして、何れも勅祭なり、朱雀天皇天慶五年四月、將門等を滅す、其報賽として神寶歌舞を奉り、臨時祭を行ふ、石清水臨

時祭此に始まる、天祿二年に至て東遊走馬を奉り、是より毎年三月中旬日を以て祭儀を行ひ、永式とす、放生會は貞觀五年に起り、圓融帝天延二年八月、放生會雅樂寮に命して、諸節會に準し、舞樂を奉り、以て永例とす、又左馬寮左右近衛府をして、御馬各十匹、近衛各十人を献せしめ、茲に隔年供奉せしむ、天元二年三月、車駕親しく謁し、男蹈歌の遊あり、行幸此時に始まる、後三條天皇延久二年八月十八日、勅して曰く、今より放生會、上郷以下、六衛府馬寮行幸に準じて、神輿に扈從すべしと依て、權大納言源隆國、參議源經信及外記史以下を遣して、祭を修せしむ、爾後恒典とす、然るに文明年間より中絶せしを、延寶七年に至り再興し、明治維新の後再び中絶せしを、更に同十七年に男山祭と改稱して、舊儀再興仰出され、年々九月十五日を祭日とす、二條天皇長寛元年二月、祈年穀奉幣、權中納言平清盛を以て使とす、公卿の勅使茲に始まる、後宇多天皇文永十一年十一月、巖に災異屬現れ、社殿神劔に變あるを以て、人皆之を怪しむ、是に於て平蒙古の寇あり、天皇行幸巖翰を奉り、以て戰勝を祈る、弘安四年六月、新院本宮に幸し、神樂を奏せしめ、同夜祈願あり、蒙古の賊船、大風に漂没す、宇内其神驗を敬仰せり、近く孝明天皇安政五年六月、勅して幣を奉り、宸筆宣命を以て、國家の康寧を祈る、文久三年四月、車駕親しく臨幸して、本宮に謁し、神前に於て將軍德川家茂に攘夷の節刀を賜はんとす、家茂病と稱して、辭し、慶喜をして代ら

しむ慶喜亦た疾と稱して享けず、尋で政權を奉還して、大阪に退きぬ。戊辰の役、既に茲に識を成すと云ふ。

祭典

往昔より男山八幡宮祭典の重なるもの、厄神祭、初卯御神樂、臨時祭、神田植、高良祭、放生會、安居祭、之れを七大祭といふ。

厄神祭

石清水尋源抄(谷村光信著)云、正月十九日厄神祭、築青神之山于頓宮前庭上、祭厄神云々。里俗青山祭と云ふ、中古より正月十八日の夜、當頓宮の前庭に於て、齋場を設けて神事を行ふ、道齋祭とも云ふ、延喜式に、皇都の四方國境にて此祭を行はれしことあり、當地も山城河内の國境なれば、毎年流例にて行はるゝ遺式なりと云ふ、舊式四方に忌竹を建て、注連を引廻し内に櫛を以て八重垣を造り、神を勧請し、社務祠宮、連座、神主祭主を勤め、幣帛神饌を奉り、次に八重垣を撤し、更に衆僧心經會を勤む、當日は相撲十七番、山上田樂、舞樂などあり、諸人群參の法會なり、此慣例により、現今にても一月十五日より十九日迄五日間、厄神祭又は法會祭と稱し、京阪各地より社參人夥し。

二月初卯御神樂

佛神事云、延喜十四年始行之。

公文所家記云、壽永三年二月八日、御神樂式日、而依平家一の谷兵亂、闕延引。

舊記云、壽永三年三月二日辛卯、御神樂被遂行云々。應仁亂後中絶せしを、延寶四年三月卯日、再興、徳川家より、御料米五十石、年々寄進ありしに依り、同六年二月初卯日行之云々。爾後連年恒例として、行はれありしが、明治三年に至りて、之を止められたり、蓋し其儀式は、當日酉刻(午後六時)より、始め舞殿東西に庭燎を焚き、空拂曉を以て終す。

社記云、二季初卯の御神樂は其原宇佐より傳はり、醍醐天皇延喜十四年、敦實親王に勅して行はせ給ひしより始り、堀河院康和五年十一月上卯、行幸の沙汰あり、其事御延引ありといへども、神樂は日中を以て行はせ給ふ、爾後代々祭祀忘ることなく、又高倉院承和元年九月十三日、公家の御祈によつて、神樂を行はれしより、臨時の御神樂を奏し給ふことも亦多し、其後應仁兵亂の後、祭祀中絶に及びしが、絶へたるを續ぎ、廢れたるを興し給ふ御代に當て、靈元帝延寶六年再興ありしより、今に至る退轉なし、今相傳ふる所の謡歌は萬葉集に多く見えたり、其昔時は時に應じて詠出せるを歌ひ舞ひしとなり、云々。

古事類苑云、石清水臨時祭は、後世之を南祭とも稱す、蓋賀茂祭を北祭と云ふに對するなるべし、此祭は朱雀天皇の朝に、平將門、藤原純友、亂を作し、時、天皇御祈願ありて、祭祀を行はんと誓はせ給ひ、事平ぐの後に、天慶五年四月廿七日を以て報賽の爲に、神寶及歌舞を調進して、臨時祭を行ひ給ひしに權興す、其後醍醐天皇の天祿二年三月八日、先蹤を追ひて祭祀を行ひしより以來、歷朝相承り、祭典を擧げしが、後花園天皇の永享四年より中絶し、三百八十餘年を経て、光格天皇の文化十年に再興し給へり(明治二年以後又)、祭日は三月午日にして、三年あるときは中午日を用ひ、二年の時は、下の午日を用ひ、當日天皇清涼殿に出御し、先づ御禊を行ひ、御幣を拜し給ふ、其後更に御座を改め、所用の座を庭上に分設す、之を庭座と稱す、天皇又出御ありて、使以下を召して宴を賜ひ、舞人及陪從には、特に螺貝、銅鑿に盛りて酒を賜ひ、舞御覽あり、式畢りて使以下裝束を改め、列を正して社頭に向す、先づ宿院に到り、酒饌を賜はる、其後更に衣服を改めて、寶前に參進し、幣帛を俗別當に付して、奉獻せしむ、次に使舞殿の座に著き、再拜して宣命を讀み之を社司に授け、社司又再拜して返祝を申す、次

山城祇喜郡誌 第五編 神社寺院
に御馬を承きて舞殿を繞るこ八匝なり、既にして舞殿に於て駿河舞神樂あり、神樂畢りて、舞人等又馬場に於て御馬を馳せ山城を畝ふなり、此夜使以下皆宿院に宿す。

臨時祭

公事根源云、天慶五年四月廿七日、初めて臨時の祭ありき、是は過にし年平將門が亂逆の事ありし時、祈申されける、其報賽の爲に、臨時の祭を奉らる。

祈くるやばたの宮の石清水

行た末をなくつかへまつらむ。

是は祈の歌になん侍りける。

緣事抄云、天慶五年四月廿七日、庚辰石清水臨時祭也、

使 播磨守從四位上 源朝臣允明

舞人十人

右近衛少將 良峯義方

少納言 橋 實利

右近衛權佐 藤原忠佐

右近衛權佐 佐藤敦敏

右近將監 藤原元輔

同 中 孚

同 平 安 直

左衛門權少尉 源 清遠

右衛門尉 藤原明方
右馬少允 源 致

歌人十人

散位從五位下 藤原千兼

同 尙 平

内藏大允 藤原足毗

左京少進 滋 木

木工少允 紀 能之

陸子 橋 澄平

同 定 平

藤原親正

宣命

天皇加詔旨止掛長支石清水爾坐八幡大菩薩乃殿前爾恐美申賜止申去二年冬乃比兵亂事起天東西騷動志遠近不靜須天皇朝毛歎愆御座天彼時爾御心中爾祈申賜布事有支依之且其祈之年分度者御封戸等去三年爾奉密已了天其後宜應時合天中外無事久兵草早休天詔國已平祭即彼祈、未畢奉神事等早奉賽給、彼天止開仁宮中仁類爾穢事出來于今爾延廻給、邊故之以吉日良辰押定散位從四位上源朝臣允明乎差使天先年御祈之大幣走馬神寶細男等令齊整令奉持天奉出給布掛長支大菩薩此狀乎早聞食又毛寶位無動天下平安天夜守日守護幸賜止恐美恐毛申賜彼久申

天慶五年四月廿七日

高 良 祭

山城祇喜郡誌 第五編 神社寺院

毎年七月十七八日の兩日之行ふ、宮寺口傳云、男山大神は、朝家の神社にして、公命を奉して、天下泰平國家安全を祈願する外、私事を祈る可からず、若し強て願はんと欲せば、高良神社に願ふべし、云々とあり、故に古來高良神社を八幡町の産土神と尊崇し、嬰兒の氏神詣は、渾て高良社に賽せり、而して八幡宮に對する祭典は、何れも官祭にして、他村の如き氏に祭のなきを以て、寛政の頃、八幡庄小字柴野町の人々、申合せて、陰曆六月十七八日の兩夜、共社に燈籠を點して私に祭れり、故に社前の芝生に假茶所を設けて、參詣の人を接待せり、之を夏祭の略矢とす、文政年間に至り、好寄者勸進して、嘶屋形太鼓を造り、町々順番を以て之れを出す事を定めたり、之を本太鼓と云ふ、之れに倣ひ各町より出すを、俄太鼓と云ふ、本太鼓は前に用意備りて出し、其餘は當日に至りて出す、故に俄と云ふ、明治維新以後は單に祭式のみにして、太鼓は無かりしに、明治十二年の頃、旅所領宮の背後に、高良社を再建し、又々舊時の如く屋形太鼓を出し、本町内を昇り廻れり、其數七八個に及べり。

放生會

政事要略云、今件放生會、興自宇佐宮傳石清水宮云々。
公事根原云、内裏にては、こゝなる事なし、上卿宰相辨衛府など、男山に向ふ、宣命、内藏寮の使に賜ふ、云々、さて放生會の起りは、元正天皇の御宮、養老四年九月、異國襲來の時、大菩薩の神力によりて、たやすく異敵を却け侍りて後、大菩薩の託宣に、合戦の間、多くの人を殺しぬ、放生會を行ふべきなりとありしによりて、毎年に諸國にて此事あり、云々、延久二年より行幸に准せられて、六府以下供奉する事にはなれり、早且に猪鼻を神輿降らせ給ふ時は行幸の儀式にて、着樂の燈籠をさめ、衣冠の装ひ日に輝く、云々。
扶桑身紀云、養老四年九月有征夷事、大隅日向兩國亂逆、公家祈請於宇佐宮、其福宜辛島勝代豆米、相率神軍、行征彼國、討平其敵、大神託宣曰合戦の間大朝日向兩國亂逆、公家祈請於宇佐宮、其福宜辛島勝代豆米、相率神軍、行彼國、討平其敵、大神託宣曰、合戦の間、多致殺生、宜修放生會者、諸國放生會、始自此時矣。

神集集云、天平寶字五年八月十五日、修宇佐宮放生會、貞觀五年八月十五日、始修石清水、別當安宗沙汰行之。

年中行事抄抄云、天延二年八月十一日丙辰、藏人右中將源朝臣伊勢傳宣、中納言源朝臣延元奉勅、石清水八月十五日會、宜仰推樂寮准諸節會、音樂官人率唐高麗樂人舞人等、從今年永供中奉彼會、又宜奉勅、石清水宮、八月十五日會宜仰左右馬寮十列御馬各十四自今年永隔年令供奉彼會日但乘尻者左右近衛府御馬乘近衛等供奉、同十五日庚寅臨時御幣使、被立石清水使左中將源正清、云々。

又云、延久二年八月十五日癸酉石清水放生會也、自今年殊有宣旨差遣上卿參議辨外郎並六衛府左右馬寮等次將以下供奉其事是依儲貳之時御願也八月十四日權大納言隆國參議源經信權左中辨藤原隆方、外記史以下、參入石清水行放生會事自今以後可用此例、云々。

夫木抄に法印行清

男山秋のなかはの御幸をや

空にもしりて月はさやけき

新六帖に知家朝臣

男山秋のけふさやちかひけむ

川瀬に放つたものいろくつ

年中行事歌會放生會を

新中納言

世にかくてつなかる、身もすくはなん

生るを放つ神の墓かに

十四日拂眼神幸後神式祭典あり、尋て佛式法會ありて魚鳥を放つ儀式を行はせらる故に此歌ありし所以なり。

寛治四年以後大臣参向の例綾小路二品有俊卿寛止六年の記により左に抄録す。

石清水放生會大臣参向例

- 寛治四年八月十五日 上卿堀川左大臣 俊房公
- 同 五年八月十五日 六條右大臣 顯房公
- 同 七年八月十五日 二條内大臣 師道公
- 同 七年八月十五日 久我内大臣 雅實公
- 同 上
- 永久元年八月十五日 宇治左大臣 頼長公
- 仁平二年八月十五日 久我内大臣 雅通公
- 嘉應二年八月十五日 同 上
- 治承二年八月十五日 土御門内大臣 道親公
- 正治元年八月十五日 久我内大臣 通光公
- 承久三年八月十五日 同 右大臣 具通公
- 明徳三年八月十五日 同 四年八月十五日 室町殿(義濟于時左大臣准三后)
- 應永二年八月十五日 左大臣 義成公
- 同 十九年八月十五日 内大臣 義持公
- 同 廿四年八月十五日 同 上
- 同 廿六年八月十五日 同 上
- 永享十年八月十五日 左大臣 義教公

寛正六年八月十五日 同准三后 義政公

社記曰、延寶七年八月十五日、應仁以來中絶せし放生會御再興あつて、上卿参議辨外記史官掌六衛府左右馬寮宣命使等の参向舊式の如く行はる、云々。

放生會の事、足利將軍以來、公家の宗祀武家の沙汰と合して、其儀式最も嚴格を極め、供奉神人等は、定員の外漫りに参加せしむるを允さず、是を以て、之れが神幸に列するを光榮とし、潜かに突留するもの多かりき。

明治元年維新にあり、放生會の號を廢せられ佛式を止め、中秋祭と稱し、神祇官指擯監督して、官祭を執行せらる、同四年に至り、猥りに神祇を動かすは、恐れ多しとし、神幸兩儀の式を止められ、是より居祭りとなれり、同六年官祭を廢せらる。

明治七年九月十五日宮司の沙汰として、舊放生會の式典を模倣し、私祭として、男山祭を執行せり、當時舊神職は、神社改令により何れも、世襲の職を解かれたれば、換るに講社を結び、種々の名稱を附し、参加せしめ、全然舊儀を顧みざるに至れり。

明治十七年九月十五日を以て、舊儀御再興御出され男山祭と稱す、宮内省主殿寮祭典を執筆し、上卿、参議、辨、外記、史、官掌、召使、六衛府、左右馬寮等の代員を参向せしめ、爾後間断なく行はせられ、當日午前一時山上より頓宮に下降あり、次て式典を行ひ、午後二時の還幸なり、其次第概次の如し

當日午前第一時、宮司以下供奉の輩、社頭へ参集し、奉行並掛官員樂人等参集す、次に東西橘樹の下に庭燎を焚き、各々内廊に着床す、宮司舞殿に進入開扉の祝詞を奏し、禰宜神寶を出して神官に授け、風鈴を大床に寄す。

次で神幸あり風鈴扇扇殿に入御あり、次に頓宮の南門に入御あり、一風鈴を舞臺中央に、二風鈴を同西方に、三風鈴を東方に安し、上卿以下列立し、禰宜神寶を受取り頓宮の内に納む、上卿以下離列禮堂の座に復り着く、神饌、供花十二莖、官幣を供す、上卿起座禮堂を出て舞臺中央の座に着き、次に宮司起座上卿の座前に來り、御祭文を受け、神前に納む、上卿起座禮堂の座に復す、宮司更に進み出で、舞臺の座に着き祝詞を申し畢て拍手あり、次に神殿に昇る、神馬のひき廻しあり、

宮司神寶の御樂器三管を樂人に授くる、こ杯ありて神饌を撤す。

遷幸次第書略

十二月安居祭

匠家案材第四十一卷云、(長濱尚)當今の安居は我輩社士が毎年順役に差定められて、十二月朔日神事に入て、十五日神前に寶樹を曳進めて、一の枝を打伐して歸り、其頭屋に納るをもて終せり、(中畧)應仁の年頃世のまはきにつれて、勅節をはしめ、大宮の神事佛事跡もなく廢れたる時にさへ、ひざり事なく、(中畧)安居は宮寺無双の大宮にて、祠官所司神人等至神領預所庄官百姓住民、令勤仕此頭者側也、云々。

遷府に見えたる如く、(中畧)年々巡役もて神前に差定められて、(中畧)後に此祭りの絶えたるをいかにいふに、豐臣關白天正十七年神人の外、地下人の知行を召上られしより、其宛なければ、始て此神事申絶せしなり、其後慶長五年に至り、東照神君、舊の如く、下の下迄、知行を下賜るにより、此神事を執行ふ事になりたり、かこくも神靈此神事を御慮り、深くあらせらるゝ事は、一社へ給ふ處の、御條目の其三條にほめ及ぼし給へるにて知るべし、また更に合力米五十石宛年ごとに下し賜りける(中略)、又安居式の古配の中に今の式さいたく變りたるを如何と思ふ人の爲に、其大旨をいはん。貞觀の昔、宇佐宮に准して行はれ、八幡大神男山に御鎮座の頃は、所々の社寺にも執行あり、夫は一夏九旬、諸説の法會にて自恣に終り、僧供頭、花殿頭、寶樹頭、是なり、僧供頭は往昔社務司官僧綱の巡役にて社士輩の別に天下安居の御祈禱をなし奉る、禮幣使(將軍)氏の祭式に安居の文字同しきから、其動混同してまきらばしくなり、中世中絶の後再興の時舊式の事くむつかしき事とも、佛侶に聞習ひ上も下も佛法を信するより、彼方より引入すとも此方より其方に寄付が有難さの増さる如く思ひ惑ふ時代なれば、遂に原の式はいかなりけんさあやしまるゝ迄になれり。

抑今社士輩が勤仕する其式の起源は、昔壽永元年右大將源頼朝卿の代幣使高田藏人菅原忠國(菅原左大臣廿一代式部大輔の家)否祭奠に委しければ、鎌倉越前勤請の事を預り給へる後禮幣祈請の任に依て、八幡の地に移住して志水と改む、此忠國の祭式にならひて、明る壽永二年十一月金振但馬守助宣なる者此禮幣使を勤む、是社士にて此役を勤むる始めなり、此式を安

居祭といふ(中畧)、住古より我輩巡役として勤る例なりしも應仁の亂れより絶へがちとなり、遂に豐臣關白八幡社士置住人の所領を没取し給ひしより断絶したりけるを、忠國の遠孫志水小太郎忠宗(後に尾張家へ仕へ祿一萬石)其妹龜女(尾張大納言義相の相繼院)東照神靈に懇訴を奉り給ひしより、慶長五年五月廿五日家領の御朱印を給り、此安居祭を勤むべき仰を授けおのれ安堵せり、かくて志水忠宗祖先の祭式を再興して、同年十二月舊の如く勤仕せられしが、此禮幣使式は往昔將軍御參詣式も行幸の御儀式の如くに奉幣、果神樂、同夜職掌神樂、同奉籠、末社廻り、堂莊嚴法儀等其次第、御代々々の御幸記、將軍參詣記、武家代官社參記、などを見るべし、露ばかりもかはらず、其式にならひて勤るならひなりけるを、後世僧侶に依て物ならひせるより、種々の僻説いできて終に堂莊嚴の頭役と混同兼勤るやうになりたりける、云々。

慶應三年徳川將軍政權を奉還せしと共に廢絶に歸したり、此祭式は其動作實に勇壯活潑にして、頭役の家には、大なる祭壇を築き周圍に、櫛を廻し、中央に清薦を敷き、八脚机に神酒洗米等を陳列し幣帛を神籠とせり、頭役は一週目の潔斎を守り、寶樹曳始めの時先づ祭壇に於て祈願を爲し、而して出發す、(服裝)當日午前二時頃より壯丁四十五人一定の服裝をなし(揃の勝手鉢巻を)寶樹長四五間の松に綱敷條を懸はし、掛聲にて曳き歩み行き、男山猪草坂の險崖を峭壁して攀ち昇り、八幡宮馬場先本道に出で社前に進み廣庭右方に其寶樹を最も機敏の動作を以て建つ、十二三歳ばかりなる男子極めて美麗なる振袖を着し、紅白縮緬の玉櫛を掛けたるもの直ちに其寶樹の中間に昇り、第一の枝を鋭利なる鎌を以て伐る、其枝を下に受けたる白木唐櫃の中に入れ直に蓋を覆ひ再び寶樹を曳きし壯丁等其唐櫃を昇き喊聲雄々しく頭役の祭壇に納めて式を終るを近代の例とせりといふ。

以上は八幡町に於ける七大祭として連綿と行はれつゝありしが、今は只だ左神樂高良祭、男山官祭の三大祭となり、他は明治以後廢典に歸したり。

攝末社及び諸殿宇

攝社 武内社 在本宮瑞繩表戊亥間

山城縣喜郡誌 第五編 神社寺院

山城郡喜郡誌 第五編 神社寺院

祭神 武内宿禰大臣 末社記云、鶴後見殿云々。」

山城名勝志云、社記云、本社内右傍坐、是行教安宗始祖也、貞觀二年六月十五日、行教造神殿。

攝社 若宮 在本宮後良若宮殿四

祭神 末社記云、仁徳天皇也云々。」

公文所家記云、御遷座之最初奉祝云々。」

攝社 若宮殿 在本宮良若宮東、又稱姫若宮社

公文所家記云、御遷座之最初奉祝云々。」

往昔より神祕と稱し、祭神に附て諸説異々たり、其要を摘録せば、石清水源抄(谷村先)に云、若宮二宮仁徳天皇荒魂和魂、

舊記に今一宮而二宮云々、

男山孝古録(長濱尙)、神功皇后和魂云々あり、明治維新後は、祭神應神天皇の女と傍に示せり、末社記に、今若宮西島居外に在り、應神天皇の女云々あるを既に其社の廢絶したるを以て若宮殿と誤りしならん乎。

攝社 水若宮 在本宮東若宮殿南

末社記云、菟道稚郎子尊也云々。」

攝社 住吉社 在本宮後乾方

末社記云、上、中、底筒男命の三神也云々。」

末社 氣比神社 在若宮殿與水若宮云々

明治維新前、大智滿社と號す、祭神氣比大神、

末社記云、天津彦火瓊杵尊也云々。」

末社 貴布禰社 在若宮西

末社記云、高麗神云々。

緯事抄云、治承年中依別當慶清私許奉祝之。

末社 龍田社 貴布禰社と併祀一棟たり

末社記云、級長津彦命也云々

末社 一童社 在龍田社之西、可爲磯童歟。

文久行幸の時、自上記には、一童社、祭神筑前國糟谷郡志賀神社也、磯鹿又斯香とも、表津少童神、中津少童神、底津少童三神合体云々、維新後は磯鹿神と稱す。

末社 廣田社 在本宮西方、生田長田と三社一棟に併祀す。

祭神、天照大神荒魂云々、古くは南宮社と稱す。

長寛勘文云、南宮、或云廣田社云々。

末社 生田社

祭神 稚日女尊

末社 長田社

末社記云、在西島居外、事代主命也、號夷社。

長寛元年勘文云、江比須社云々、

以上記したる十一社は、本宮の背後築地内に祭祀せる末社なりとす。

攝社 石清水社 在男山東山腹

祭神 天御中主尊、地名及び靈水のこまは既に名趾城築の部に掲げたれば之を畧す、上古は地名に呼び寺の名にも稱へし、靈水の滾々として湧出し、遂に社號となれり、元和四年九月台命を奉して、京都所司代板倉勝重が新に景殿の柱

山城郡喜郡誌 第五編 神社寺院

などを石にて造り、四方に葦葉組角を入れたり、寛永十三年八月將軍御祈禱の爲に、板倉侍従々四位下兼周防守源朝臣重宗より、同社に石鳥居を寄附せられ其由鳥居の柱に刻せり、筆者は松花堂昭乘なり。

榮華物語に云、(後三條院)二月二十日天王寺口に詣りて、一品の宮上の社にのほらせ給ひ、いはし水の程にて御被あり、(上の社とは)後拾遺集に京より出る日やはたに詣て、僧行基法師、(東宮を云ふ)後拾遺集に京より出る日やはたに詣て、僧行基法師、

こゝにしもはきて出けん石清水

神の心をくみてしらばや

如此石清水の名は、靈水のある社を指すのみならず、八幡宮の總稱ともなりて、石清水八幡宮と云へば、男山八幡宮に限れり然るを大山崎離宮八幡宮の社前に、小清水の在るを以て、彼社に於て、漫に元石清水八幡宮と稱せしことありて、既に男山社務と争論を起すこと、數年に渉り、遂に公訴に及び、時の奉行左の裁決を下せり。

城州男山社務與同國山崎社人争論裁判の覺

石清水者男山之者、山崎者稱離宮之儀、諸書相見其上山崎鳥居鐘銘所司之制札等、離宮有之、爲歷然之處、去戊午御修葺之石鳥居之額、離文字除之、鐘銘鏤遺之、近年領境之杭木、石清水八幡宮與香之、彼是企新規之由、男山社務就出訴、双方度々詮議之上、鳥居額鐘名者、令得心如先規、離宮與雖返改之於山崎、石清水號在之、札並領境之杭、從前々、石清水八幡宮與即來之者、彼社人類訴之候、男山之外石清水之號有之哉否之儀、關白殿並吉田家江尋承之處、於山崎者、石清水之號無所見之旨、香附到來候、然者彼社人非分之訴、離宮候條、自今以後石清水三文字相止之、離宮八幡宮與札並領杭等、可書之事、右之趣松平和伊守江、相親之申渡之條向後相守之旨、不可有違背者也

元祿十五年九月十八日

水野備前守
安藤駿河守

攝社 狩尾社 在男山四尾崎狩尾山、

瀨川山城守

祭神 三座、中、大日貴命、左、國常立命、右、天兒屋根命、男山舊記云、當山地主神本宮御遷座以前社也云々、

狩尾名稱の事は、名跡城堡の部に記したれば、茲に畧す。

末社 水神社 在本宮東門之外

末社記云、社務妙清弘安三年依靈託而造立之云々、延寶注進記云、石清水八幡宮末社安宗社云々、祭神第一別當安宗云々、明治維新後、水神社と改稱し、天之水分神、國之水分神を祭る。

攝社 高良社、在男山東麓

神祕記云、祭神武内大臣荒魂云々、(名跡城堡部参照)

寶藏 一號雜御倉、在本宮乾築地内、

延寶注進記云、雜御倉校倉とも云ふ、表桁三間、奥梁二間云々。

或舊記云、雜御倉校倉とも云ふ、表桁三間、奥桁二間半、棟高さ四間半云々。

公文所家記云、東御藏南端寶藏、祐清之時始作之、又云、治曆四年七月下院、寶藏渡谷口立之云々。

御風置舎 在馬場末東側

或記云、桁行二丈五尺九寸八分、梁行一丈七尺三寸二分、三方に椽あり、此風置舎は正保年中迄は、本宮東御門外に在りしも朽損せしを以て、寶曆十二年五月六日、現在の處に造立せしものなり。

御羽車舎 在御風置舎の北

此舎は慶長十二年、豐臣秀頼公の母儀定殿の願に依り、宋板一切經を奉納し、之れが經藏たりしを、明治維新に際し、佛具撤却と共に、經文(紺紙)を出し、羽車二基を納め、羽車舎と改稱せしものなり。

山城國喜郡誌 第五編 神社寺院

馬場左右塔及鳥居の由来

馬場左右塔 本宮

空圓修補末社記曰、建久四年十月七日馬場塔作之とあり、近くは寛永七年庚午八月、片桐出雲守源孝行、用石改作之、又云、石塔高七尺五寸、長東方百間四尺三寸、四方九十四間半云々。

鳥居を分て一ノ鳥居、二ノ鳥居、三ノ鳥居の三基とす、三ノ鳥居は本宮馬場末、二ノ鳥居は山下相屋殿の南、一ノ鳥居は旅所頓宮殿北門外に在り、

三の鳥居 在本宮馬場末

石柱銘云、當宮者本朝如在之宗廟、源家尊崇之英靈也、方今奉爲武門繁榮、懸存邦國安泰、謹雕巨石、以爲華表而建之、正保二年正月日、從四位下行信濃守大江姓永井氏尙政、林道春謹誌、筆者法皇坊孝以(詭本昭乘門人)

或舊記云、三鳥居柱大直徑二尺四寸、柱間三丈、高さ三丈五尺云々。

二の鳥居 在下馬場末

或舊記云、寛永十九年に石造なる、又云二の鳥居柱差渡し二尺七寸、柱間三間二尺五寸、高さ四間五寸云々。

一の鳥居 在下院北門外

或舊記云、寛永十三年に石造なる、又云、一の鳥居柱指渡し二尺八寸、柱の間三間五尺、高さ四間三尺云々、又云、鳥居額は、藤原行成卿筆跡、詭本坊昭乘寫之云々。

編者云、男山神庫に藏する鳥居の木額二箇あり、最古のもの表に八幡宮の三字を彫りて其裏に、

散位 正四位下 藤原行成

嘉吉辛酉元年八月三日

惣大工 藤原國範

外の一面は表に入幡宮とありて、裏番には慶長五庚子年八月吉日とありて、豊臣秀頼の願主なりし、こゝ明瞭なり、當時の鳥居

は木造なりしが如し。

古昔山上本宮を上院と云ひ、山下頓宮殿(旅所)を下院と云ふ、又た里俗八幡宮御旅所と云ふ、男山良の説、放生川の傍に在り、之れが由来の概要左の如し。

公文所曆表記曰、貞觀三年六月行教依夢想下院云々。

同記云第九別當清昭遺下院神殿云々。

後年に到り、此神殿を以て、放生會神幸の假殿となしを以て頓宮と稱す。

山槐記云、永曆元年八月二十日乙丑、今日石清水行幸也、上皇於鳥羽(新大納言光頼卿之宿所)有御見物、(中略)、岩御宿院頓宮云々。

末社記云、元慶二年別當安宗、下院極樂寺草創之(極樂寺の事蹟は名趾城堡に記したれば茲に之を略す)。

社記云、頓宮桁行五間六尺、梁行四間五尺、禮室桁行八間三寸、梁行六間五尺八寸。

編者曰、近く寛保三年有德院吉宗の台命に依て頓宮造營あり、山下の壯觀を極め、八幡町咽喉の風致なりしも、明治戊辰の役兵燹に罹り、禮室と共に、灰燼と爲る、而して爾後、明治六年山上社坊、岩本坊の神殿を購ひて建築す、これと同時に、禮室の跡へ、山上園伽非坊の客殿を購ひて建設す、歸して小教院と云ふ、今頓宮神庫所たり。

國寶及特別保護建築物

男神坐像 木造 一軀

女神坐像 木造 一軀

明治卅四年國寶甲種四等と指定せらる。

第二節 延喜式内社

山城級喜郡誌 第五編 神社寺院

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

- 一 山本村 酒登斗五升 餅代百文
- 一 菱田村 酒登斗六升 餅代百五十文
- 一 杉村 同 餅
- 一 興月村 同 餅
- 一 猿樂 春樂頭 山繁太夫
- 秋樂頭 當莊長命太夫
- 祿物 米七石

大永元年辛巳八月吉辰
大永元年寶賢流記(終)

例祭 十月十八日

村社 月讀神社 延喜式内

祭神 月讀命 伊邪那岐命 伊邪那美命

綴喜郡大住村字大住小字池平にあり。

山城志云、在大住村、今稱御靈云々、月讀は都校興美を訓す。

社記云、伊邪那岐、伊邪那美の二尊は後世の配祀なりと。

例祭 十月十五日

附記、明治元年戊辰の役、兵亂により、男山八幡宮風登遷幸ありし時、同宮社務運遷の感謝狀左の如し、
去六日當神領依兵亂、御本宮以下其村方鎮守(御靈社内)御遷座候處、一村舉て敬神の誠意不淺、加之供奉人休泊等預厚配候

段、旁對 神慮珍重之儀、一社一同令懸候、因茲爲報賽永世彼鎮守へ以云米一俵(五斗)神饌料に充、年々正月八日獻備之
候條、村長宜被取計、社中一同所仰候也、依而違害如件
慶應戊辰年正月

同 權別當	善持	法眼	弘	清
同 別當	新善法寺僧正	澄	清	清
石清水檢校	田中權大僧都	昇	清	清

大住村 庄屋中

村社 昨岡神社 延喜式内

祭神 稻倉魂神

綴喜郡草内村大字飯岡にあり。

一 説曰、本社は元と當字の北境宮ヶ森に鎮座ありて、當所と外二部落の總社なりしが
永享年間洪水の爲め被害ありしを以て、各三部落に分離したるに際し、當社は其宮元た
るに據り、尊像稻倉魂神を奉迎し、現今の地に勧請奉祀せしものなりと。

神名帳考證云、正身按、玉水の邊小き山の上、飯岡村に在り。

郷社 高神社 延喜式内 鐵勒

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

祭神 伊弉諾命 伊弉册命 菊理比賣命

綴喜郡多賀村字天皇山にあり、和銅四辛亥年の創立に係り、中古大梵天王と唱へたりしを、應慶四戊辰年舊號に復す、興福寺官務牒に云、高御産日神伊弉諾素盞鳴の二神也と社説云、伊弉諾、伊弉册、菊理比賣の三神なりと。

本社に、宇多天皇御眞筆の御額あり、

爲勅許御奉納宇多天皇御眞筆大梵天王之御額有之唱天王山多賀神社大梵天王 神靈之爲顯現事不遺枚舉恐而略之

寛平七乙卯年九月

正一位大納言 森 房 卿判

の文書一通之れに添へて傳へりと云ふ。

例祭 十月十六日

村社 内神社 延喜式内

祭神 味師内宿禰

綴喜郡有智郷村大字内里小字内にあり、村名を内里と稱するは山代内臣の住居の地たりしを以て、味師内宿禰を祭神とせるによるなるべし、往古は内里巽の方三町許隔てし地に在りしが、大永の亂社殿頽敗せしにより、天正年中現在の地に移せりと云ふ、舊社

地を今尙ほ古宮と稱す。

例祭 十月九日

村社 粟神社 延喜式内

祭神 不詳

綴喜郡青谷村大字市邊小字大谷にあり、祭神の考證未だ正確なるものを得ず、古記に據れば少名産名と録せり。

神名帳考云、姓氏録山城皇別粟田朝臣彦國非命之後也、按殿址安産於泉河立町之地云々

例祭 三月八日

村社 棚倉孫神社 延喜式内 (大月次新嘗)

祭神 天香古山命

綴喜郡田邊町大字田邊にあり、祭神につきて諸説あり、饒速日命子、高倉下命なりと。社説には天香古山なりとす。

三代實錄、貞觀元年正月廿七日、甲申奉授山城國從五位下、棚倉孫神從五位上とありて、鎮座地を字棚倉野と云ひ、是を以て棚倉孫神社なること、明かなり。

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

例祭 十月十五日

村社 佐牙乃神社 延喜式内

祭神 佐牙彌豆男 佐牙彌豆女二神

綴喜郡三山木村大字宮津小字江津にあり祭神確かならざれど、舊記に據れば祭神は佐牙彌豆男神、佐牙彌豆女神なりと云ふ。

當社は往昔山本村に在り(綴日本紀和銅四年山本驛を置くことあり)朱智、佐賀兩社の舊圖に、石戸村にありとあれども、同村は則ち、江津村の出郷にして、既に又同村に合せり、永正六年十二月六日菱田監物と森村信濃守と、土地争論の事ありて、兵燹に罹り、殿宇、擧て烏有に歸す、同十一年八月山本主馬介義吉一族等の牒議を以て、社頭を再建す、天正四乙子十月二十日、復た祝融の災に遇ひ、焼失す、是に於て、同十三乙酉年再營成り、同年九月十三日遷宮の式を擧げしと云ふ。

例祭 九月廿三日

村社 酒屋神社 延喜式内

神祭 津速魂神 應神天皇

綴喜郡田邊町大字與戸小字宮の前にあり、古來社僧等の奉仕して齋主神と崇へたり祭神確かならず、社傳に従て暫く津速魂神をあぐ、應神天皇。

例祭 十月十五日

村社 甘南備神社 延喜式内

祭神 天照大神 葺不合尊大國主尊
天兒履根命

綴喜郡田邊町大字薪甘南備山上にあり、山城志云、在薪村西南二十余町、甘南備山頂、傍有寺趾とあり。

神詞極めて矮小、社殿僅に方三尺にして、舊礎尙ほ存せり、由緒沿革詳かならず。

例祭 十月十五日

村社 天神社アツカミ 延喜式内

祭神 伊弉諾命 天照大神

綴喜郡大住村大字松井小字向山にあり、延喜式天神社はなりとす、山城志云、明應二年

九月十一日造營の社殿棟木に延暦廿四年酉四月十二日草創と記しありし由同社記に見えたり。

例祭 十月十五日

村社 地祇神社

祭神 不詳

綴喜郡普賢寺村大字上にあり。社傳云、一は御靈天皇と稱して繼體天皇を祀り、一は山王權現と稱して神功皇后を祠れりと、延喜式地祇神社是なり。山城志云、在上村傍有普賢寺大御堂故趾、與水取出垣内、多々羅相共頭祭とあり。

石壇銘曰、「天文十丁丑年卯月吉日、大西備前守」石燈籠銘曰、「奉寄進權現大明神御寶前永祿二年六月」さあるの外創立年代及由詳ならず。

九月十一日 三月十二日

村社 石田神社 延喜式内大月次新嘗

祭神 五十日足彦命

配祀 天照大神 大山咋命

綴喜郡都々城大字岩田小字大將軍にあり。

舊社棟札記曰、桓武天皇御宇延暦六丁卯年三月十一日山科石田社社人東于斯里、告里人等曰、此地爲皇神有緣三地、汝等宜建祠祀皇神、忽然而去不知所往爲神詭無疑造立當社。

山城志卷八曰、石田神社在于岩田村、今稱御靈。

當社天正十年傳記曰、文德天皇第一皇子惟符額王從河州奈疑院、樂東嶺來山城岩田里居此地、薨去後小野宮一男從四位下宮内卿神祇丞山城守兼覽王、依遺命於小野宮樓居石田築靈廣、後曆應三年九月依與福寺三綱官務命岩田政所岩田公寛更造營一社勅請惟符額王、云々。

第三節 式外神社

村社 咋岡神社

祭神 稻倉魂神 菅原道真

綴喜郡草内村大字草内にあり、初め天神社と稱し、菅原道真を祭りしが、明治二十六年十月本社舊記を發見し、咋岡神社支流たるを確め、社號及祭神訂正の許可を得て現今のものに改めたり。菅原道真公を配祀す。

日本輿地通誌畿内郡卷五に咋岡神社は、草内村に在り飯岡に隣りす、今天神と稱すとあり。

村社 雙栗神社

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

祭神 天穗四命 事代主命 大歳命 配神 菅原道真

綴喜郡宇治田原村大字岩山小字上田にあり。

当社縁起云、人皇廿九代宣化天皇の御宇三年戊午秋九月七日、山背國筒城東縣雙栗田原郷大岩本の頃に瑞祥あり。

時に當郷住人雙栗忌寸宿稱和邇部茨彦等此を見奉り、其岩麓に官柱太敷立、五柱の神を祭りしなり、則ち天穗四命、天忍穗耳尊、天津彦根命、活津彦根命、熊野櫛樟日命なり、後更に三神とす、即ち天穗日命、事代主命、大歳命を齋き祀れり、之を雙栗岩本の天神と稱す、當郷の本宮なり、岩本の名是より始まる、九月七日の良辰を以て神祭す、神輿三基岩本一族詞を祭る、光仁天皇寶龜元年神勅により、大宮の地、現今田原村字荒木に御遷宮をなし、荒木村の産土神となり、同天皇の御宇大納言湯原親王此地に栖居し給ふ、其館蹟並王家馬場(土俗ヲキノパンバと云ふ)等今に存す、文徳天皇仁壽元年正月、詔して神階を給ふ、後宇多天皇の朝、弘安六年、當田原郷の地頭公文所兵衛大夫源重宗また栗林の地に、現今田原村字南御遷宮をなして一の宮と稱し、後又平岡の地(宇治田原村字立川)に遷して、三の宮と稱す云々。(節略)

因曰、二條天皇の朝、平治元年十二月八日、岩本本宮及び、大宮雙栗寺(七堂伽藍ありて其舊址は元荒木小學校維摩堂の北なり)等兵燹に罹り、烏有となる、後興國元年(北朝暦應永六年)秋九月十日、足利氏の將細川清氏の當郷に押寄せし時、再兵火に罹り

現今の社殿は嘉永元年五月の建築にして名匠新八郎(人物参照)の設計建造に成りしと云ふ。

例祭 三月二十五日

村社 熊倉神社

祭神 熊櫛樟日命

綴喜郡宇治田原村字立川小字通嶺にあり、社縁起に光仁天皇御宇、寶龜元年、神勅に依りて田原郷の總本宮雙栗天神社より、當地に遷せり、拾遺集物名の部に

世をすて、山に入にし我なれば

くまのくらはんことも覺えず

とあるは當地に籠りて詠せしなりと。

村社 田原天皇社

祭神 施基皇子

綴喜郡田原村大字荒木に小字天皇にあり。

社傳記云、天智帝第二の皇子施基皇子也、人皇四十九代光仁天皇寶龜元年庚戌朔日御即位、同十一月八日勅使被立、御父施基の御靈を田原天皇と隆號被進、御社御遺蹟、古昔者、毎年十一月八日奉幣使立給ひしも其後中絶せりと云ふ。

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

雍州府志云、田原社在田原村、一坐は天智天皇、一坐は施基皇子是を田原天寶と云ふ、十段の一なり、今に其跡あり云々。

郷社 御栗栖神社

祭神 天津彦根命

綴喜郡田原村大字南小字美方にあり。

寶龜元年中の創立にかゝると傳ふ。

社縁記云、昔大海人皇子(天武天皇)天智天寶に深き御心あるを悟り給ひて、天智天皇御宇十年、大和國吉野に遷らんとて、勢田より宇治を過ぎ給ひしとき、里人煮栗焼栗を献せしを、皇子親ら土中に埋めて誓ひ給はく、吾本懐を成就せんには、芽出て、木となれど、二種の栗果して萌生し漸次に繁茂して、八町歩の栗林となれり云々。

山槐記に、永曆元年十一月五日自田原供御所村來に栗三十八籠云々あり。

當社寶物として辛櫃一合あり、(菊紋付)徳川二代將軍秀忠の女、東福門院御入内により、寛永二年田原郷築裏御料地となりし由緒により、御下賜ありたるものなり云々。

例祭 十月十四日

郷社 玉津岡神社

祭神 下照比賣命

配祀 味鋸高彦根命 素盞鳴命 出彦名命 天兒屋根命 菅原道真公

綴喜郡井手村大字井手小字玉津岡にあり、當社の由緒は、天平三年九月の創立にして、興福寺宮務牒疏曰、椋本天神在井堤、下感比賣命神人三人 供僧一人、欽明帝元年八月庚寅、下照比賣命

兎手玉津岡南峰降臨、然後聖武天皇天平三年九月庚午、井隈在大臣諸兄公、兩社於下盤々根遷座之云々。一に椋本天神と稱する是れなり。

皇都神明拾遺曰、井隈水無或(美津梨)天神宮因縁私記、井隈椋本天神宮下照比賣命也、欽明天皇元年八月庚寅兎手玉津岡の南峰に天降り給へり、其時に當りて、高御産日尊は、同峰に天降り給ひ、二神俱に並住給ひて國土豐饒を守護す云々。

續日本紀云云、(卷十三)丙寅 賜近江國の郡司位一級、從永津發、到山城國相樂郡玉井頓宮云々。

因云、玉井頓宮は、元八坂神社(祭神素盞鳴命)なりしを、明治十一年十月玉津岡神社に合祀せり。

徳川幕府の崇敬

慶長十年八月廿八日板倉伊賀守源朝臣を以て當村八幡宮並に觀音堂八王子社へ上拜料として田四反一畝五歩如三畝廿八歩合計四反五畝三歩此高六石一斗六升七合を寄附せしめらる、明治九年本府第三百六號布達により板倉伊賀守よりの下け渡除地並は本府に差出し明治七年より十ヶ年間本府より遷藏縁を給與せられたり

御證文の寫

山城國綴喜郡井手村八幡宮並觀音堂八王子三ヶ所爲上拜料當村内六石一斗六升七合之地被寄附之記早神主同惣中令存知之備可加修理之旨所被仰下也仍下知如件

慶長拾年八月廿八日

例祭 十月十六日

伊賀守 源朝臣 花押

山城縣志 第五編 神社寺院

村社 天神社

祭神 大山咋命 菅原道真公

綴喜郡宇治田原村大字奥山田小字宮垣内にあり、當社の由緒は、延暦十五年十月十七日傳教大師の勸請に係り、奥山田壯開始の祖藤原兼秀の建立なりと云ふ、延長年中菅原道真公を配祀し、古來奥山田部落の氏神として奉祠す。

例祭 十月十七日

村社 涼森神社

祭神 猿田彦命 素盞鳴命 大國主命 事代主命

綴喜郡美豆村大字美豆小字柳の木にあり、社記に往昔久世郡御牧郷及美豆村一帯の地を、美豆野御牧庄と稱へ、牧馬の地なりしを以て號せりと。

村社 春日神社

祭神 天兒屋根命

綴喜郡宇治田原村大字禪定寺小字建藤にあり。

神社縁起云、延應元年、禪定寺の住僧定仁法師、藤原兼重と相議して、熊野山王兩權現を勸請して、下上村に兩建藤神社を建立す、之れを兩村の氏神と稱す、其以前は、十八善神を兩村の氏神とせしと、現今上村に在るを春日神社と改稱し、下村建藤神社は、明治卅九年春日神社に合祀せり。

例祭 十月十六日

村社 大宮神社

祭神 正哉吾勝々速日天忍穗耳命 天津彦根命 活津彦命

綴喜郡田原村大字荒木小字天皇にあり、社縁記は、雙栗神社の部參照本社に石造手洗鉢あり、大同貳秋九月置之の銘あり。

例祭 十月十四日

村社 三ノ宮神社

祭神 天兒屋根命 姫神

綴喜郡宇治田原村大字立川小字立川にあり、弘安年中當田原郷の地、社縁記云、弘安年

中當田原郷の地頭公文所兵衛大夫源重宗、田原郷の總本宮雙栗天神社より遷幸したるものなりと云ふ。

例祭 十月十七日 毎歲隣村田原村の一ノ宮及び大宮兩社の神輿と共に田原村字郷ノ口に於て神事を行ふ、神輿は同月十四日田原村字郷ノ口小字新宮の御旅所遷幸、十七日本社に遷幸を恒例とす。

村社 石田神社

祭神 素盞鳴命

綴喜郡都々城村大字上津屋小字里垣内にあり。

社記云、大寶二年三月、綴喜郡司、息長直兼、理本郡内里村の山中に於て、一社を創立し、同年九月神記により、久世郡上津屋の莊に遷座す、貞觀十一年九月疫病流行す、御祈に依り、大寶天王の尊號を授けらる、治承四年五月、源頼政宇治合戦の時、當社散陣となる、同月廿六日、平家のため、兵燹に罹り、社殿古器寶物等悉く烏有に歸す、後ち文治四年九月、頼朝神事料として、五十二貫文の地を寄附せらる、建長四年八月、神殿再造成り、元弘元年、楠正成祈誓文を納む、同年九月十八日、北條氏のため、復兵燹に罹り、炎上す、長祿三年三月上津屋

相摸守宣衡再興す、云々。

例祭 十月九日

村社 若宮八幡宮

祭神 大鷦鷯天皇

綴喜郡都々城村大字野尻小字北ノ口にあり。

社縁起云、昌泰元年正月、貞純親王の采地石田莊に於て、應神仁徳兩天皇、覺道雅印子命の三神を鎮祭せらる、文治二年冬十二月、頼朝の台命に依り、時の地頭、南都興福寺宮務より下知して石田莊を岩田と改め、野尻の兩村に分ち、當社を野尻の氏神とす、建久二年九月、京都守護職、檢非違使中納言藤原能保郷、男山參拜の時、當社に奉幣あり、建久六年、源二位頼朝公上洛、男山參向の時、相摸守源惟義代參し、方箭を奉納せしと云ふ。

例祭 十月九日

村社 天満宮

祭神 菅原道真公

綴喜郡青谷村大字市邊字城下にあり、創立年代詳ならずと雖も、社殿棟札によれば萬治二年八月造立とあり、

或説曰此神社は元と大字中小字八王子と云ふ高地にありしも、何れの時代に、現在の地に遷せしか詳かならず、祭神靈は、木造立像三軀、外に二三尺の木像とを合せて、五躰を併祀しありて、曲玉管玉を頸飾とし、頭髮垂れるが如し、明治四年神社調査の時、極めて古代なるを認めらる、想ふに押磐皇子の尊像を刻みたるに非ざるか、中世菅原道真公を奉祀す、云々。

例祭 十月十六日

村社 天満宮

祭神 菅原道真公

綴喜郡青谷村大字中小字黒土にあり、由緒及創立年代詳ならず。

村社 賀茂神社

祭神 御祖玉依姫命

配祀 武角身命 別雷命

綴喜郡青谷村大字奈島小字久保野にあり、由緒創立年代詳ならず。
例祭 十月十六日

無格社 松本神社

祭神 表筒男命 中筒男命 底筒男命 神功皇后

綴喜郡青谷村大字奈島小字十六にあり、由緒創立年代詳ならず。
例祭 十月十六日

無格社 天津神社

祭神 天御中主大神 仁徳天皇

綴喜郡大住村大字大住小字岡にあり、由緒創立年代詳ならず、傳曰大同三戊子年九月の創建なりと、社殿棟札によれば、元和三丁巳年九月十五日屋根葺替云々、寛永十癸酉年九月五日社殿屋根替、元祿十三庚辰年八月七日社殿再建等と記しあれば、元和以前の祭祠なること判明せり。

村社 御園神社

祭神 天兒屋根命 武甕槌命 經津主命

綴喜郡都々城村大字上奈良にあり、社の由緒曰、桓武天皇延暦六丁卯年天皇河内國成野行幸之刻此里を御通幸、祝鷹御遊獵あり、時に神託に依り同年冬十月使大納言藤原繼繩那羅莊御園の地に宮殿御造營、春日四座の内三柱を齋き祀らしめ玉ふ、仍御園神社と稱す、大和國奈良より遷し奉りしに依り、舊字の那羅の字を奈良と改めらる、平城天皇大同四年冬十一月平城行幸の刻藤原冬嗣に勅して當社に官幣を進めらる、五十五代文徳天皇御宇仁壽元年二月依詔春秋の祭典執行せしめ玉ふ、七十六代近衛天皇仁平二年秋九月就獵事神園に禁制の札を建てしめ玉ふ、正平七年閏二月南北朝軍八幡合戦の刻宮殿炎上、永享七年奈良城主奈良修理進元經神殿再造、應仁元年春三月爲兵燹炎上、明應二年春三月奈良莊下司奈良大隅守元憲再營、同三年秋九月成就云々。

内膳司式 園神祭(春秋並同) 四座云々、奈良園三座、

川船一艘長三丈、在與菜の津、

右清奈良奈美等園供御雅菜

園地三十九町五段二百歩云々、奈良園六町八反三百廿歩、

續紀(卷三十九)延暦六年冬十月丙申天皇行幸成野放鷹遊獵以大納言從二位藤原朝臣繼繩別業爲行宮矣。

三代實錄(卷四十二)元慶六年十二月己未山城國云々今新加禁樵夫牧豎之外莫聽放鷹追兔云々、久世郡奈良野、類聚雜抄云、山城國奈良御園(瓜、茄子、蘿蔔)

例祭 十月九日

古來青物神興を作りて、社に献備するを例とす、こは往時農作の青物を朝廷に献上せしに起因せるなりと。

無格社 猿丸神社

祭神 猿丸太夫

綴喜郡宇治田原村大字禪寺に猿丸太夫の舊跡として祭祠す、往古猿丸太夫、近江栗太郡田上川を溯り、隣村小田原村を経て、本村字猿丸の北麓に當る、溪間經路を西に上り、怪岩奇石多き、絶佳の風光を嘆賞せられしとて、人此岩を呼びて、猿丸太夫腰掛岩と云ふ、數年前、曾束村と本村との境界論争ありしより、社殿を今の處に遷せり。

村社 大道神社

祭神 菅原道真公

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

綴喜郡宇治田原村大字立川小字大道寺にあり、由緒及創立年代詳かならず。

無格社 森宮

綴喜郡普賢寺村大字水取にあり、惣社天王宮御旅所の跡なりと云ふ、今常樂と稱す、事歴詳かならず。

無格社 新宮社

綴喜郡普賢寺村大字多々羅にあり、多々良公住居の地なり、仍て其祖百濟國餘璋王の神靈を祀れりと。

風土記云、池座神百濟國餘璋王靈神多々良氏人四時以饌供祭之云々。

無格社 白山神社

普賢寺村大字上にあり、近衛基通公御殿の鎮守なりしと、故に往古は御所山權現と云へり。

例祭 十月十九日

村社 磐船神社

綴喜郡普賢寺村大字高船小字里にあり。

風土記云、石船神社圭田二十七束、座神饒速日命降臨、地峽中有石舟五丈許、饒速日命乘天磐船楫峯降臨、自夫到河内國嵯峨遷大和國鳥見白庭山、天神社是也云々、配祀大國主命、事代主命。

例祭 十月十八日

無格社 痘瘡神社

綴喜郡普賢寺村大字高船にあり、豊受比賣命を祀る。

例祭 二月初午日

村社 須賀神社

祭神 素盞鳴神

綴喜郡普賢寺村大字打田小字山背谷にあり、勸請年代詳かならず、安永年中火災に罹り、社記をも併せて灰燼に歸す、故に事跡も詳かならず。

例祭 十月十八日

村社 若宮八幡宮

祭神 應神天皇

綴喜郡有智郷村大字戸津小字北小路にあり、社傳云、延久年中の創建なりと、由緒詳かならず。

村社 天満宮

祭神 菅原道真公

綴喜郡八幡町大字川口小字堀ノ内にあり、創立年代詳かならず、古老傳へ曰ふ、後花園天皇の御宇創立し給ふ所なり、古記録傳來の處大永年間火災に罹り焼失せりと。

例祭 十月九日

本社より巽方三丁許に一池あり、池中に壇を設け、當日未明に大御食を供へて、祭典を行ふ、里俗之を呼て御供祭といふ。

村社 若宮八幡宮

祭神 仁徳天皇

配祀 八衢比古神 八衢比女神 久那斗神 宇賀之御魂神

綴喜郡美豆村大字際目小字村内にあり、貞觀二年行教法師の弟安宗別當の奉祀する所なりと口碑に存す。

村社 天満宮

祭神 菅原道真公

綴喜郡美豆村大字生津小字一丁道にあり、元暦年中生津地頭石清水八幡宮社務善法寺の勸請なりと傳ふ。

村社 石田神社

祭神 磐裂神

綴喜郡都々城村大字岩田小字里にあり、承應年中火災に罹り、創立由緒詳ならず。

村社 天満宮

祭神 菅原大神

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

綴喜郡都々城村大字下奈良小字 により、創立由緒詳ならず。

村社 白山神社

祭神 事代主尊

綴喜郡三山水村大字宮ノ口小字白山により、創立由緒詳ならず。

村社 齋所八神社

祭神 高皇産靈神 神皇産靈神 生産靈神 足産靈神 魂留産靈神 大宮

比賣神 御食津神 事代主神

綴喜郡田原村大字郷ノ口小字紫坊により、年代由緒詳ならず、境内に田原社あり、田原又太郎忠綱を祀る、(墳墓の部参照)

村社 日吉神社

祭神 大山咋命

配神 天兒屋根命

綴喜郡田原村大字郷ノ口小字田中により、社會曰、元大字郷ノ口妙樂寺地主山權現にて祭る所、日吉神社なりしを現在の地に移し、氏神とす、左傍の社殿は天正十一年正月十一日山口城主伏見にて病死せし後、加賀國大聖寺へ移り、其後應長五年八月三日前田氏と戦ひて主従戦死し、高屋新九郎定吉歸郷するにあたり、加賀國梅田の里より郷ノ口に遷宮せしものなりと、是を以て境内を梅田の森と稱す。

例祭 月 日

村社 神明神社

祭神

綴喜郡田原村大字高尾にあり、建長四癸丑年、勝樂院釜殿王の建立なりと云ふ、其他詳ならず。

村社 春日神社

祭神 武甕槌神 經津主神 天兒屋根命

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字西島にあり、明治六年村社に列せらる、由緒及創建年代

詳ならず。

例祭

無格社 相槌神社

祭神 稻倉魂神

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字平谷にあり、由緒年代詳ならず。

無格社 猿田彦神社

祭神 猿田彦命 鈿女命

配祀 天照大神

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字東原にあり、社傳云、和氣清麿公の鎮守なりしと。

無格社 和氣神社

祭神 和氣清麻呂公

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字百反山にあり、社傳云、和氣公宇佐の神記により伽藍を

建て足立寺と稱す、其子孫公の靈を祭り鎮守とす、中古寺は廢絶して當社のみ存じ、足立寺部落の氏神となれり。

例祭

無格社 天満宮社

祭神 菅原道真公

綴喜郡田邊町大字河原にあり、由緒年代詳ならず。

無格社 山崎神社

祭神 菟皇子

綴喜郡三山木村大字三山木小字山崎にあり、もと山佐崎と云ふ、現今山崎と改む、明治初年の頃迄は皇子神社と稱せりと云ふ。

無格社 天神社

祭神 伊弉諾神 伊弉冊神

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

綴喜郡三山木村大字高木小字野神にあり、由緒創立詳かならず、古老の言に、山頂に天神社有り風雨のため破損す故に字野神に遷座し奉りしと。

例祭 月 日

無格社 芝山神社

祭神 素盞鳴神

綴喜郡三山木村大字出垣内にあり、創立、由緒詳かならず。

無格社 西山神社

祭神 素盞鳴神

綴喜郡三山木村大字、南山小字西山にあり、創立、由緒詳かならず。

第二章 寺院

本郡内各町村を通して、寺院の現存するもの、百卅九(外に佛堂)なるも、概ね創建年代、及び由緒の明瞭ならざるもの過半なりとす、是を以て先づ其最も著名なる親山寺、甘南備寺、神

應寺、九品寺、蓮台寺、禪定寺、正法寺、善法律寺、法園寺、酬思庵、念佛寺、本妙寺、西遊寺、正福寺、圓福寺、藥園寺、八角院の拾七ヶ寺を、時代によりて之を叙列し、其他は町村別として、單に由緒年代の概要を掲ぐることにせり。

直言宗 観心山観音寺

綴喜郡普賢寺村大字上にあり、一に息長山普賢寺と云ひ、又大御堂観音寺と云ふ、往古は筒城大寺と稱せり。

由緒、人皇四十代天武天皇除病延命の勅願、義淵僧正の開基なり、僧正自ら藥師釋迦二佛を彫刻し、之を安置し奉りて勅願所とし、観心山親山寺と號せり、観心寺の額今尙存す、支那沙門雪摩の筆也。

風土記云、筒城寺圭田八十六衛、飛鳥淨見原天皇爲除病延命、建新院、義淵僧正彫刻藥師釋迦二佛、爲定願寺、云々。
興福寺部惟那流記云、山城親山寺開基者、天武天皇勅願普賢寺最初伽藍筒城大寺是也、云々。

其後人皇第四十五代聖武天皇の勅願、良僧正の開基にして、天平十六年甲申年、更に伽藍を増築して、息長山普賢寺と號せり。

大寺記に、茲城州綴喜郡筒城郷坐實莊有一字標舎、名息長山觀音院王寺、源起天武天皇爲除病延命、詔初建之、然後聖武天皇
數願而則以良辨大僧正、爲開基、開山深遺立、爾若僧正彫刻、丈六大慈圓通尊像、安置大伽藍、則置僧侶

二十口、兼備三輪華嚴法相三宗、即僧正附弟以實惠和尚爲第一世、云々。

編者曰、當寺は、天武聖武烈帝の勅願にして、中結最も深かりしを以て、堂宇及伽藍の如き、壯麗を極め、輪魚極めて宏大なりしは、想像に難からず、往古寺産河内國交野に二千封戸ありしこと、興福寺三輪郡に見ゆ、又永正四年寺領として、本郡大住郷の内、松井並山本、飯阿、高船の三村普賢寺衆徒に附けられ、寺守が知行としては、宇水取、並内田、山崎にて領せしこと、而して左の沙汰状今に存せりと云ふ。

爲寺領城州大住郷之内松井並山本飯阿高船之三々村普賢寺衆徒中被付之上者加藍並鎮守天王社末社等加修理可申事肝要候尤寺守知行分者其郷中之内水取並内田山崎之田而可領地猶三人衆可申入候也謹言

永正四年十月廿三日

筒井須與列

城州普賢寺興力徳頭

- 下司 因幡守殿
- 城 紀伊守殿
- 長岡 駿河守殿
- 菊原 右馬進殿
- 普賢寺 左近將監殿
- 大西 伊賀守殿
- 高木 大學進殿
- 大崎 藤益丸殿
- 中 但馬守殿
- 堀 三河守殿

並交衆諸侍中

堂塔伽藍は全く昔時の面影なきも、舊記に由れば、

釋迦堂 (梁行八間 桁行五間)

本尊 釋迦如來 藥師如來 各高六尺五寸 脇立四天王像(義淵僧正作)

大御堂 (梁行九間半 桁行六間半) 大金堂云々。

本尊 丈六十二面觀世音菩薩並二十八部衆四天王像(行基菩薩作)

小御堂 (梁行六間 桁行五間) 一名普賢堂云々。

本尊普賢菩薩高五尺三寸(行基菩薩作)興福寺三輪郡に見えたり、治曆四年火災の後本尊を大御堂に移し此堂を置かず、將軍義滿京都鹿苑院建立の時、此普賢菩薩を靈佛とし其院に移せしと云ふ。

大講堂 (梁行八間 桁行五間)

本尊 丈六藥師如來(義淵僧正作)、並十二神將、日光月光二菩薩、四天王狛犬。

地藏堂 (梁行五間 桁行三間)

興觀音堂 (梁行五間半 桁行三間半)

正觀世音(佛工定朝作)

五重塔

中央、大日如來、東、阿闍如來、西、彌陀如來、南、寶生如來、北、釋迦如來、以上を五智如來と云ふ。

二正門樓 (附(下乘石))

上樓は釋迦並十六弟子、下は多聞天、持國天、

祖師堂

山城郡喜郡誌 第五編 神社寺院

南大門 附(下馬札)

金剛力士

東大門、西大門

増坊 二十宇

本願院 本寺學侶、東明院、東ノ坊、四締坊、東藏坊、蓮藏坊、中ノ坊、長觀院、心光院、長壽院、三學院、心學院、弘願院
輪番所

四の坊、藤ノ坊、西藏坊、光明坊、雲岳坊、華嚴坊、傳法院。

近衛基通公靈殿、一云基通公御影堂(一間六角)基通公法像、

此靈廟は基通公天福元年五月廿九日尊賢寺の別業に遷去、春秋六十四、同六月三日中ノ村中山(今ホウラク)に火葬し、其跡に石の寶塔を創建し、分骨と法像御影とを此堂に納めたりと云ふ。

本寺堂塔及伽藍の災厄に罹ること屢々にして、延暦十三年八月十三日炎上す、天台座主義真和尚(傳教の高弟)中興半にして寂し、仁壽三年圓仁和尙(慈覺大師)再興す、治暦四年十一月廿六日火災により灰燼となる、大垂院門主頼實僧都(左大臣源有仁二男)再興し、大和國住人萬財伊賀守橘義安、春日神託を蒙り、佛工に命し、普賢像を刻せしめ、小御堂を再建して安置す、文治五年大乘院殿法務實信大僧正(世継云基通の嫡子、有大臣雅定公の三男)普賢寺伽藍を再造す、大掎越本願普賢寺關白基通公也、嘉禎三年兼經公の時全く落成す、弘安二年十二月十八日又た炎上す、正應三年高山寺關白左大臣家基公(深心院關白左大臣基平の男)再建す、永享九年十一月七日坊舎より火を失し、二王門に移り、本願院、祖師堂、五重塔、基通公靈殿、地藏堂、其他大小伽藍、烏有となる、依て同十年

大西志摩守朱智實好、本寺宮務に請ひ國中に勸進し、河内國尊延寺村より良材を得て、同十一年七月四日大御堂、小御堂等再建成就す、同九月十三日遷佛式を行ふ、降つて永祿八年七月、復た火災に罹る、纒に大御堂のみを再建せしと云ふ。

禪宗 醫王山 甘南備寺

本尊 藥師瑠璃光如來(慈覺大師作)

脇立 日光、月光二佛

綴喜郡田邊町大字薪にあり、黃檗派萬福寺を本山とす。

由緒 聖武天皇天平年間、僧行基の創立開基にして、甘南備山嶺によりて、七堂伽藍を建立す、爾來幾多の星霜を閱し、堂塔自ら破壊し、且つ山嶺は保護に不便なればとて、元祿二年大字薪住人吉川政信等、黃檗二代木庵惠明國師の法系、鉄堂禪師を請じ、現今の所に移せり、天保年間に庫裡を建造す、爾後變態なしと云ふ。

本堂 方三間(元祿二年建立)

曹洞禪宗 絲杉山 神應寺

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

本尊 阿彌陀如來

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字科手の山嶺にあり。

由緒 貞觀二年大和國大安寺行教律師の開基に係り、八幡大神を宇佐より、男山に遷生すると同時に、當寺を建て、神應寺と號す。元、四宗兼學の道場なりしが、足利氏の時に禪宗に改む。慶長三年尾張國中島郡下津村正眼寺末となる。第二代目弓箴善彌和尚は、生國尾張にして、秀吉と刎頸の交あり、正眼寺末高允寺を尾張國より京都東山に遷し、弓箴をして住持たらしむ。時に弓箴參内し、佛性真空禪師の號、並に袈衣を賜ふ。其後當寺に、來り住せりと云ふ。

明治維新、石清水宮の佛式を廢せられしとき、明治六年行教律師の像(男山開山堂にあり)を當寺に遷し、奠することゝなれり。蓋し當寺は該律師の開山にして、尙ほ墳墓のあるの緣故に因り、爾後變遷なく今日に至れり。

什寶

十六善神畫像 傳唐畫 絹本着色 一軸

觀音立像 傳顏輝 同淡彩着色 一軸

以上明治二十四年六月全國寶物取調局鑑査狀交付。

淨土宗 鎮西派 九品寺

本尊 阿彌陀如來 高二尺七寸行教作

兩脇立 觀音勢至二菩薩 高二尺

綴喜郡八幡町大字八幡町小字岸本にあり。

由緒 貞觀年中、大和國大安寺行教律師の建立にして、延元年中、兵燹に罹り、堂宇烏有となる。夫より本尊を内里村蓮蔭寺に安置す。其後永祿年中、長圓の本願によりて再建し、尊體を當寺に復奠す。現今の堂宇是なり。

淨土宗 鎮西派 蓮蔭寺

本尊 阿彌陀如來

綴喜郡有智郷村大字内里にあり。

由緒 八幡宮引導の彌陀三尊等の緣起ありて、前記九品寺の尊體を、一時仮遷せしことありて、緣故淺からすと云ふ。創立年代詳ならず。

曹洞禪宗 補陀山 禪定寺

本尊 十一面觀世音菩薩 高一丈定朝法橋作

綴喜郡宇治田原村大字禪定寺にあり。

由緒 正暦元年の開基にして南都東大寺の別當平崇上人隱栖の地なり。寺傳に曰く、上人深く密顯華宗を探り、常に禪堂に坐し、阿字の大定に入りて誦咒すれば、即ち口より金光を放つ、世之を金光上人と稱す、上人南都を辭して此地に來り、僅かに半間の茅屋を結びて禪定す、因て禪定寺と號す、人皇六十六代一條天皇深く歸依ありて、此山に行幸し給ひ觀音の靈場なることを知り、叙威の餘り、七堂伽藍を建立し、叡山の定朝に命じ諸佛を彫刻せしめて、之れを安置せしめ給ふ、其後ち後冷泉、四條の二帝共に御崇敬ありしを以て茲に三帝の尊牌を安置して、今日に至るまで供養怠ることなし、是より先き、長元元年より御堂關白藤原道長、宇治關白左大臣頼通、關白藤原教道等の諸公前後相繼で尊信あり、されば堂塔殿宇頗る宏壯輪奐の美を極めしが、天正年間、兵燹の爲め悉く灰燼となり、延寶七年、加州侯の臣本多政長、此靈跡に堂宇を再建し、加賀大乘寺の月舟和尚を迎へて中興の祖とす、其後ち元文年間、櫻町天皇、當寺の縁起に叙威あり、嘗て一條天皇の勅願寺たりしことに因み、乃寶鏡寺親玉に勅して、補陀禪林、觀音妙知院の勅額を賜ふ、今尙寺に保存せらる。

什寶

- 文殊菩薩 獅子乘座 高二尺五寸 作者定朝
- 普賢菩薩 同 高二尺五寸 同
- 四天王立像 高四尺五寸 同
- 仁王像 高六尺 同
- 藥師如來、木座像 高四尺五寸 同
- 日光月光兩菩薩、木立像 高六尺 同
- 加羅地藏尊、木立像 高二尺八寸 作者慈覺大師
- 十六羅漢 畫像 絹本極彩色 二幅對 (兆殿司筆)
- 十六菩薩 畫像 同 一幅 同

淨土宗 鎮西派 德迎山 正法寺

本尊 阿彌陀如來

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字清水井にあり。

由緒 清和天皇十一代皇胤源忠國(後改)の奉願により、建久二年の創立に係り、長子國元を大檀那とし、次に圓誓を開山始祖とす、建保元年、忠國私田四町三反歩を修理及び香

花供養料に充て、子孫又た若干の不動産を寄附し、當寺世襲の祿とせり、天文十五年後奈良天皇當寺を勅願寺に補せられ、德迎山正法寺の勅願貳面を賜ふ、永祿五年將軍足利義輝里人非分狼籍爲す可からざる制札を下し、下馬標を建つ、天正十七年豊臣氏の時朱印五百石を賜ふ、尋て德川氏に至り、累代同額の朱印を附せらる、寛永七年、尾張大納言源光義の國老、志水甲斐守菅原忠繼(忠國十三世の孫)現在の本堂鎮守、方丈、庫裏、大門等の堂宇を再建す、蓋德川家康公の後室相應院祖先追孝のため、費を投じ、寄附せし處たり、相應院は名は龜女八幡社、志水宗清(實は田中家の分家東竹甲清の孫なり)の女にして、德川家康公の夫人となり、尾張大納言義直卿を、伏見桃山城に生む、後落飾して相應院と號す、此緣故により、志水宗清尾州侯に仕へ、代々國老となり、志水甲斐守と稱す。

新撰當寺縁抄云、高田藏人忠國、右大將頼朝卿の禮幣使として、當地に居住す、又云、建久二年頼朝より旗幟を賜り、源定康幼出に封せらる、當敷地は、元々京極局の私領なりしが、菅原忠國所望に依て、則ち永く敷地に分割して、直錢二百三十貫文にて、忠國買得也、(中略)、後代龜繼新立券文を、建保元年癸酉三月十日、源定康在列之、又阿佛(忠國の法名)の子忠權寺主圓誓並國元に、正法寺造立之事、右大將家御旗等を附屬之證狀、建保三年三月本願之阿佛在列云々。
寺傳云、阿佛三代高田右衛門尉菅原宗久、志水と改む、嘉曆元年堂舎佛閣を修め、玄公上人を住持とす、(中略)十一代住持傳譽上人、後奈良天皇依勅旨、詣闕、說法甚稱旨、自茲賜勅額及勅願寺云々。
知恩院寺記云、廿五世傳譽拜柏原院繪旨、自八幡正法寺住職、又隱居德迎山正法寺云々。
後奈良帝繪旨

八幡之自証像雖有禁中傳譽上人依所望令感德之者也且者末代之可爲結縁之由天氣所候也仍執違如作
天文十六年七月廿六日

左 中 辨

正法寺傳譽上人御房

德迎山正法寺爲勅願寺可奉致 御祈禱者天氣知此悉以狀

天文十五年十一月十六日

右 中 辨

傳譽上人御房

什寶

- 三 二祖調心圖 不格の筆 三幅
- 一 添文虞集伯の筆 一軸
- 一 鳥樞沙磨明王畫像(鳥羽僧正の筆) 一幅
- 二 山寺院(德迎山正法寺)(後奈良帝宸筆) 二幅
- 一 勅願所繪旨 一通
- 一 菅相國の眞影(德川光友筆) 一幅
- 一 東照宮之眞影(德川義直筆) 一幅
- 一 三尊來迎佛之圖(惡心僧都筆) 一幅

律宗 善法律寺

山城親喜郡誌 第五編 神社寺院

本尊 阿彌陀如來

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字馬場にあり、現今大和唐招提寺を本山とす。

由緒 寺記曰、建長年中、豊前國宇佐宮の喜多寺に準じ、男山八幡宮社務檢校職善法寺宮清の創立にして、東大寺實相上人を請して開山とす、蓋し法印宮清戒律宗に皈し、一寺を建立し、名けて善法律寺と稱す、開山實相上人は、資性英邁あり、膺飾染衣の後、唐招提寺大悲菩薩に依り、滿會戒を納め、學律、研修す、又諸宗通學貫綜して、餘蘊なし、是を以て徳化遐に布き、名聲四方に渉る、殊に、後深草帝の優遇尊信に浴し、勅を奉じ、停風、祈雨、效驗著しく、屢叙感を辱ふす、時に鳳闕に咫尺して、法を説く、帝賜ふに大悲觀音の像を以てす、又た文永年中、蒙古襲來の時、八幡宮寶前に於て、仁王般若の秘法を修し、又た大般若會を勤行す、其結願に金泥の大般若經を供養す、開基宮清は、後嵯峨上皇文永六年始めて、門跡院宣を賜はり、又懷胎の妃を賜はりて一子を擧ぐ、之を宮清の繼嗣尙清と云ふ、(中畧)是を以て善法律寺も又爲に名利を以て、世に稱せらるゝに臻れり。

什寶

本尊 阿彌陀如來 木座像 高二尺七寸五分 (作者未詳)

明治廿七年四月美術の參考として寶物取調局鑑査狀交付せらる。

不動明王 木座像 高三尺二寸 (作者未詳)

愛染明王 木座像 高四尺

明治廿四年六月鑑査狀交付せらる。

千手觀音菩薩 木立像 高六尺厨子入

明治廿四年六月鑑査狀交付せらる。

地藏菩薩 木座像 高三尺

明治維新前男山八幡宮内殿に安置しありしと云ふ。

聖 天 木立像 高六尺 (弘法大師作)

明治廿七年四月鑑査狀交付せらる。

寶冠阿彌陀如來 木座像 高三尺厨子入

明治維新神佛分離の時、男山八幡宮頓宮禮堂より遷す。

八幡大菩薩御影 絹本着色 高五尺 巾三尺九寸 一幅

男山開山行教和尚畫像 絹本着色 高三尺一寸五分 巾一尺二寸九分 一幅

文觀實相上人遺誠像 紙本 高一尺四分 巾一尺七寸一分 一幅 (康正元年正月一條太閤兼其公桃華老筆)

律宗 法圓寺

本尊 阿彌陀如來

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字園にあり、現今大和唐招提寺を本山とす。

由緒 紀氏系圖云、石清水別當勝清此地に住して園殿と稱す、其子別當慶清又其三男

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

道清法印當園を領す、尙ほ勝清建一堂造房舎、爲多年居住、慶清相繼云々、現今園町大道の北邊は、總て園殿の舊跡にして、其地所の字に、小御堂、居間先、池の側等の舊號を稱ふ。

太平記云、顯能卿は兵三千余騎、園殿口に支へて云々。又顯能は徒に繩手を引き越りて園寺口に陣を取り云々。

緣起云、開基律師聖守、號中道、和州人也云々。石清水檢校行清、新建法園寺云々。

明治戊辰の役、堂塔庫裏、兵燹に罹り、今は仮堂なり、要するに、法園寺は田中家の祖勝清の舊跡地にして、地名園に居住せしを以て、園殿と號す、後地名田中に移居して田中殿と稱し、元の園に一寺を建立せしものなり、其詳細は別に法園寺記にあり。

本堂 寶形八角堂

禪宗 大德寺派 酬恩院 又稱一休寺

本尊 釋迦牟尼佛

脇立 文珠 普賢菩薩

綴喜郡田邊町大字薪にあり、一休禪師の入寂し給ひしを以て、一休寺、又大寺とも云ふ。由緒 元と大應國師の古道場なりしが、後に一休禪師の再興し給ひしものなり、而して大應國師、龜山帝の文永四年、宋より歸朝し、勅を奉して、寺を擬建し、名けて靈瑞山妙勝

禪寺と云へり、國師諱は、紹明、字は南浦、駿州藤氏に生れ、幼にして出世の法を學び、年十五にして、剃髮染衣し、鎌倉建長寺の開山蘭溪隆和尚に就き參禪す、又た京師に召され、宮掖に伺候す、奏對能く聖旨に稱ひ、勅して萬福寺の席を主らしむ、喜元、建長寺に歷住し、延慶元年臘月廿九日示寂す、壽七十有四、皇上哀悼して已まず、勅して圓通大應國師と諡し給ふ、光嚴帝元弘年中、兵燹に依り、堂塔灰燼となる、後花園帝永享年間に至り、一休禪師大應國師の遺風を追慕して、妙勝寺に詣り、荒涼離々、全く廢地に屬せるを慨し、之れを再興して、法祖の遺恩に酬ひんとて、康正年間、再建の功を了へたり、酬恩庵と名く、一休禪師此庵を以て、退隱の處と定め、齡八十二歳の時、境内に壽塔を作り、自ら「茲揚」の二字を書して、軒楯に掲げ、且つ偈を作て衆に示す、其偈に曰く、

不是平生好境痕 任地鷄足月黃昏

誰氏風流我盟約 馬嵬青塚舊精魂

「茲揚」の額は、今尙ほ楯上に掲げらる、又た臨終の年自ら工に命して、自像を作らしむ、像は木像にして、倚子に坐し、竹篋を持ち、儼然生けるが如し、身長三尺五寸、其鬚髮の如きは禪師生身のもの、を植えしめたるものなりと云ふ、今菴の正殿に安置せらるゝものなり。

堂宇

大應堂

大應國師の像を安置す、此像は一休禪師六十三歳の時、作らしめたるものにして、禪師の像あり。

活眼大開真面目 千秋後尙弄精魂

虛堂の子老南浦 東海狂雲七世孫

と禪師は狂雲子と號す、故に東海狂雲とは禪師自らを指したるものなり。

方丈(慈揚塔)

一休禪師の像を安置す、庵は加州侯の寄進にかゝり、後探幽齋狩野守信の筆なり。

一休塔

一休禪師の遺骸を埋む、現今宮内省より祀らる、蓋し禪師は後小松帝の皇子なればなり。

庭園は石川丈山、松華堂、佐河田喜六の三名士の考案に成りしものなりと云ふ、風韻揃すべし。

什寶

什寶中主要なるものは、後醍醐、後陽成、後水尾、後小松、諸帝の宸翰、一休禪師の墨蹟、遺玩等多し。

禪師自費の眞影三幅あり、共に珍寶にして禪師の面影を見るに足る。

淨土宗 鎮西派 念佛寺

本尊 阿彌陀如來

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字壇所にあり、京都知恩院を本山とす。

由緒 傳云、空也上人の開基なりと、延寶六年火災に罹り、堂宇烏有となる、元徳年中、中納言宗時出家し、無業と號し、之れを再興す、中興の祖とす、慶長五年徳川氏より朱印高二石九斗六升を受く、明治戊辰の役兵燹に罹り本堂庫裏舉て灰燼となる、尋て明治三十三年再建す。

堂宇

毘沙門堂 方二間 由緒未詳

本堂 庫裡

日蓮宗 久遠山 本妙寺

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字城の内にあり、京都本隆寺を本山とす。

由緒 永祿十一年の創建なり、普傳院日門、稟性英般なり釋家の蘊奥を探り、時の本隆寺六祖證誠院日雄の碩學絶倫の聞へ高かりしを以て、之れと教義を闘はす、日雄の爲めに説破せらる、是に於て日雄を請じて當寺の開祖と稱し、日門自ら第二世と爲る、是れより永く本隆寺に隸勵す、前伊豫大守竹内經孝夙に日門を崇拜し、其法理に服し、誓願を立て招提境を築き、田圃若干を寄附す、天正七年五月江州安土城法論の事あり、危禍を得て獄裡に呻吟するの身となり遂に刑場の露となる、經孝更に日孝を請じて當寺第三世を

繼かしむ爾後二十六祖を歴て今日に至れりと云ふ。

淨土宗 普理山 西遊寺

本尊 阿彌陀如來

綴喜郡八幡町大字八幡庄橋本にあり、乙訓郡栗生光明寺を本山とす。

由緒 開山感譽上人、相州小田原城主北條相摸守氏康の次男なり、幼にして出家し、教義を修め遂に増上寺十世の祖となる、其後ち武藏川越運馨寺を創建し住すること、數年元龜元年氏康の命に因り上洛す、是に於て宗祖大師八幡宮へ參籠の故地なるに因み、西國巡錫を止め、當寺に住し普理山要遊寺と號せり、其後第三世救譽上人の世、慶長五年五月廿五日徳川氏より朱印五石三斗を賜ふ、是より先き家康出陣に際し、當山に台臨し金襴の袈裟を賜ひしことあり、明治五年金戒光明寺を本山と定む。

堂宇

本堂 庫裡 客殿 觀音堂

帝釋堂、本尊帝釋天、明治以前、男山八幡宮攝社狩尾神社境内に在りしを當寺に遷せり。

淨土宗 鎮西派 正福寺

本尊 阿彌陀如來 立像 高一尺二寸五分

兩脇立 觀音勢至二菩薩

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字壇所にあり、京都百萬遍を本山とす。

由緒 京都知恩院三十二代泉蓮社奉譽上人を開山とす。往古は天台宗なりしが、天正十年五月、鳥羽の住、藤林の祖奉譽を請じ、當寺を建て、淨土宗となせりと云ふ、或云、元と男山八幡宮の西三町科手山に在りて科手寺と云ひしと。

臨濟禪宗 妙心寺派 圓福寺

本尊 釋迦牟尼佛

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字福祿谷洞ヶ峠の西にあり、葛野郡妙心寺を本山とす。

由緒 往昔八幡庄小字田中に在りしが、花園村妙心寺塔頭海福院斯經和尚の發願により、天明三年此地に移し大應禪師を開山とし、臨濟江湖道場と爲す、其後文化四年前妙心海門大和尚、八幡社務田中家に傳ふる達磨の像を乞ひ、此寺に遷して大法會を修行す、是より寺門繁榮して、遂に一大禪刹となれり、里人達磨堂と號す。

淨土宗 鎮西派 八角院

本尊 阿彌陀佛

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字大芝にあり、八幡町正法寺を本寺とす。

由緒 元と男山八幡宮馬場西にありて八角堂と稱す、尊体は一光千躰にして八幡宮本地佛と稱せらる。貞觀年中開山行教律師の造營に係ると云ふ。享保年中須德帝御願により堂形を八角に造營せしめ、供養を修行し給ふ。又た慶長年中豊臣秀頼の再營する所と爲りしと、明治維新神佛分離に際し、明治二年十一月堂宇並尊躰共當時正法寺住職志水圓阿之れを迎請し、翌年正月今の地に移して八角院と號す。

堂宇

本堂 寶形八角方五間

元三大師堂

明治維新前男山八幡宮三ノ鳥居西側に在りて大師堂と稱し、山上岩本坊の所管なりしが、八角堂と共に當院へ移せり。

淨土宗 藥園寺

本尊 藥師如來

綴喜郡八幡町大字八幡庄小字森にあり、京都五條坂安祥院を本寺とす。

由緒 行基菩薩の創立なりと云ふ。太平記云、左兵衛督猶守り堂口に支へて防かむとす云々、傳云、開基行基僧正云々、本尊藥師如來なるを以て後世、藥園寺と稱すと、而して本尊藥師如來は頗る古代にして、明治廿四年鑑査狀の交付あり、又た明治卅八年八月甲種四等の國寶に指定せらるゝに至れり。
以上掲ぐるものゝ外は各町村別に據り纂録することとせり。

八幡町

淨土宗 西遊寺末 寶青菴

本尊 阿彌陀如來

大字八幡庄小字中の山にあり。

臨濟禪宗 妙心寺派 水月菴

本尊 阿彌陀佛

大字八幡庄小字福祿谷にあり。

淨土宗 正法寺末 良福菴

本尊 阿彌陀佛

山城綴喜郡誌 第五編 神社寺院

大字八幡町小字清水井にあり。

淨土宗 正法寺塔頭 松兵院

本尊 阿彌陀佛

八幡正法寺域内にあり。

淨土宗 正法寺塔頭 安心庵

本尊 阿彌陀佛

八幡町正法寺域内にあり。

淨土宗 正法寺末 福壽院

本尊 阿彌陀佛

八幡町小字清水井にあり。

淨土宗 正法寺末 地藏院

本尊 地藏尊

八幡町小字清水井にあり。

律宗 唐招提寺末 壽徳院

本尊 阿彌陀如來

大字八幡庄小字山柴にあり。

淨土宗 法然院末 昌玉庵

本尊 阿彌陀佛

大字八幡町小字神原にあり。

禪宗 妙心寺派 巢林庵

本尊 釋迦佛

大字八幡町小字神原。

淨土宗 念佛寺末 世音庵

本尊 阿彌陀佛

大字八幡町小字神原。

淨土宗 念佛寺末 智善寺

本尊 阿彌陀佛

大字八幡庄小字午田にあり。

禪宗臨濟 妙心寺派 單傳庵

本尊 觀世音菩薩

大字八幡庄小字吉野にあり。

曹洞禪宗 神應寺末 常昌庵

本尊 地藏菩薩

大字八幡庄小字大谷にあり。

眞宗 本派本願寺末 正満寺

本尊 阿彌陀如來

大字八幡庄小字中の町にあり。

曹洞禪宗 奥聖寺末 講田寺

本尊 聖觀音菩薩

大字八幡庄小字平野山にあり。

曹洞禪宗 奥聖寺末 周貞院

本尊 釋迦佛

大字八幡町小字平野山にあり。

眞宗 本派本願寺末 極樂寺

本尊 阿彌陀如來

大字八幡小字東林にあり。

美豆村

淨土宗 圓通寺

本尊 觀世音菩薩

美豆村大字美豆にあり、往昔念佛寺と號す、行基菩薩の開基なりと云ふ。

淨土宗 安禪寺

本尊 阿彌陀佛

大字際目にあり、行基菩薩の開基なりと云ふ。

淨土宗 光明寺派 西岸寺

本尊 阿彌陀佛

大字美豆小字古川にあり。

都々城村

眞宗本派 善照寺

本尊 阿彌陀佛

大字上津屋にあり。

眞宗本派 光瀬寺

本尊 阿彌陀佛

大字上津屋にあり。

浄土宗 鎮西派 西雲寺

本尊 阿彌陀佛

大字上津屋にあり。

眞宗 本派本願寺末 専琳寺

本尊 阿彌陀佛

大字上津屋にあり。

眞宗 本派本願寺末 明尊寺

本尊 阿彌陀佛

大字岩田にあり往昔光慶寺と云へり。

眞宗 本派本願寺末 正覺寺

本尊 阿彌陀佛

大字岩田にあり。

浄土宗 安養寺末 西福寺

本尊 阿彌陀佛

大字岩田にあり。

有智郷村

浄土宗 鎮西派 西方寺

本尊 阿彌陀佛

大字内里にあり。

眞宗 本派本願寺末 圓覺寺

本尊 阿彌陀佛

大字内里にあり。

浄土宗 鎮西派 福王寺

本尊 阿彌陀佛

大字内里にあり。

淨土宗 光明寺派 極樂寺

本尊 阿彌陀佛

大字内里にあり

淨土宗 正法寺末 寶壽庵

大字美濃山にあり明治卅八年八幡町より移轉せり

大住村

淨土宗 來迎寺

本尊 阿彌陀佛

大字松井にあり

淨土宗 鎮西派 金藏寺

本尊 阿彌陀佛

大字大住にあり

淨土宗 鎮西派 惠心庵

本尊 阿彌陀佛

大字大住にあり

淨土宗 鎮西派 兩讀寺

本尊 阿彌陀佛

大字大住にあり

淨土宗 鎮西派 西光寺

本尊 阿彌陀佛

大字大住にあり

淨土宗 鎮西派 大念寺

本尊 阿彌陀佛

大字大住にあり

眞宗 本派末 圓照寺

本尊 阿彌陀佛

大字大住にあり

法華宗 本國寺末 法華寺

本尊 中央題目 左釋迦如來 右多寶如來

大字大住にあり。

浄土宗 鎮西派 西念寺

本尊 阿彌陀佛

大字松井にあり。

田邊町

浄土宗 鎮西派 西光寺

本尊 阿彌陀如來

大字薪にあり。

浄土宗 鎮西派 専修院

本尊 阿彌陀如來

大字薪にあり。

浄土宗 鎮西派 西念寺

本尊 阿彌陀如來

大字田邊にあり。

浄土宗 西山派 安養寺

本尊 阿彌陀如來

大字田邊にあり。

浄土宗 鎮西派 極樂寺

本尊 阿彌陀如來

大字河原にあり。

浄土宗 鎮西派 壽命寺

本尊 阿彌陀如來

大字興戸にあり。

浄土宗 鎮西派 光昭寺

本尊 阿彌陀如來

大字興戸にあり。

普賢寺村

眞宗 本派末 西光寺

本尊 阿彌陀如來

大字水取にあり。

淨土宗 法然寺末 極樂寺

本尊 阿彌陀佛

大字多々羅にあり。

淨土宗 來迎寺末 慶照寺

本尊 阿彌陀如來

大字上にあり。

眞言宗 不動寺

本尊 不動寺

大字多々羅にあり。

淨土宗 來迎寺末 極樂寺

本尊 阿彌陀佛

大字高船にあり。

淨土宗 鎮西派 極樂寺

本尊 阿彌陀佛

大字天王にあり。

淨土宗 來迎寺末 西明寺

本尊 阿彌陀佛

大字打田にあり。

淨土宗 黒谷派 觀心寺

本尊 阿彌陀佛

大字水取にあり。

眞宗 興正寺派 安樂寺

本尊 阿彌陀佛

大字打田にあり。

三山木村

眞言宗 高野派 西念寺

本尊 不動明王 (彫刻巧緻なり、傳空海作)

大字宮津にあり。

浄土宗 鎮西派 光照寺

本尊 阿彌陀佛

大字三山木にあり。

真宗 本願寺派 光西寺

本尊 阿彌陀佛

大字三山木にあり。

浄土宗 三寶寺

本尊 阿彌陀佛

大字三山木にあり。

浄土宗 西山派 念佛寺

本尊 阿彌陀佛

大字三山木にあり。

浄土宗 來迎寺末 正福寺

本尊 阿彌陀佛

大字宮津にあり。

真宗 興正寺派 正覺寺

本尊 阿彌陀佛

大字宮津にあり

浄土宗 黒谷派 日光寺

本尊 觀世音菩薩

大字三山木にあり、神龜元年行基菩薩の創立なりと云ふ。

草内村

浄土宗 西山派 阿彌陀寺

本尊 阿彌陀佛

大字飯岡にあり。

浄土宗 黒谷派 西方寺

本尊 阿彌陀佛

大字飯岡にあり。

浄土宗 鎮西派 念佛寺

本尊 阿彌陀佛

大字東にあり、興國六年僧深江法明上人開基なりと云ふ。

眞宗 本願寺派 正光寺

本尊 阿彌陀佛

大字東にあり、

眞言宗 大徳寺

本尊 大日如來 薬師如來

大字東にあり、

浄土宗 鎮西派 西念寺

本尊 阿彌陀佛

大字草内にあり、

眞言宗 法泉寺

本尊 十一面觀世音菩薩 寺傳に惠心僧都の作なりと、大字草内にあり、往昔

寺域も廣く寺院も壯麗なりしが、現今は衰微してわづかに其跡を残す

に止まれり、現に境内に十三重の石塔あり、銘に弘安二年云々とあり。

浄土宗 西山派 教念寺

本尊 阿彌陀佛

大字草内にあり、

浄土宗 鎮西派 長泉寺

本尊 阿彌陀佛

大字草内にあり、

浄土宗 西山派 長福寺

本尊 阿彌陀佛

大字草内にあり、

井手村

眞言宗 西福寺

本尊 阿彌陀佛 (惠隠大徳の作)

大字井手にあり、天平十四年惠隠の開基なりと云ふ。

浄土宗 阿彌陀寺

本尊 阿彌陀如來 (福空上人作)

大字井手にあり、安永二年師見阿和尚の開基なりと云ふ

曹洞禪宗 地藏院

本尊 地藏尊

大字井手にあり、物外麟應和尚の開基なりと傳ふ。

浄土宗 地福寺

本尊 地藏菩薩 春日佛師の作なりと云ふ。

大字井手にあり、天平年中寂譽上人開基なりと傳ふ。

眞宗 玉川寺

本尊 阿彌陀如來

大字井手にあり、天平十七年行基菩薩の開基なりと云ふ。

眞言宗 安養寺

本尊 弘法大師

大字井手にあり。

眞宗 正運寺

本尊 阿彌陀佛

大字井手にあり。

眞宗 圓覺寺

本尊 阿彌陀佛

大字井手にあり。

多賀村

日蓮宗 眞藏院

本尊 題目寶塔

多賀にあり。

浄土宗 西福寺

本尊 阿彌陀佛

多賀にあり。

浄土宗 鎮西派 念佛寺

本尊 阿彌陀佛

多賀にあり。

淨土宗 鎮西派 安樂寺

本尊 阿彌陀佛

多賀にあり。

淨土宗 西山派 乘蓮寺

本尊 阿彌陀佛 脇立觀音勢至二菩薩寺傳に慈覺大師の作なりと云ふ。

多賀にあり。

青谷村

淨土宗 鎮西派 龍福寺

本尊 阿彌陀佛

大字中にあり。

淨土宗 鎮西派 東林庵

本尊 地藏菩薩

大字中にあり。

淨土宗 鎮西派 正導寺

本尊 觀世音菩薩

大字中にあり。

淨土宗 鎮西派 西生寺

本尊 阿彌陀佛

大字市邊にあり。

淨土宗 鎮西派 深廣寺

本尊 阿彌陀佛

大字奈島にあり。

田原村

淨土宗 鎮西派 寶國寺

本尊 阿彌陀佛 脇立觀音勢至二菩薩 寺傳に惠心僧都の作なりと。

大字南にあり。

浄土宗 鎮西派 極樂寺

本尊 阿彌陀佛

大字郷之口にあり。

浄土宗 鎮西派 妙樂寺

本尊 阿彌陀佛

大字郷之口にあり。

曹洞禪宗 龍雲寺

本尊 未詳

大字南にあり。

浄土宗 阿彌陀寺

本尊 阿彌陀如來

大字荒木にあり。

宇治田原村

眞言宗 巖松院

本尊 釋迦如來 寺傳に聖德太子御作なりと。

大字岩山にあり、聖德太子の創建なりと云ふ。

眞言宗 眞言院

本尊 藥師如來 寺傳に運慶の作なりと。

大字岩山にあり、天長五年空海上人の開基創建なりと云ふ。

眞言宗 遍照院

本尊 不動明王 寺傳に智證大師の筆なりと。

大字奥山田にあり。

浄土宗 長福寺

本尊 阿彌陀如來

大字湯屋谷にあり、往昔南部興福寺の末寺にして、大福山湯谷院長福寺と稱し、地藏尊を本尊とせしが、天正三年火災のため、堂宇灰燼と爲り、尋て沙門道源和尚再建せりと云ふ。

浄土宗 地藏寺

同 光明寺

大字岩山にあり。

淨土宗 安誓寺

同 誓光寺

大字禪定寺にあり。

淨土宗 淨土寺

同 清壽庵

同 正壽庵

大字立川にあり。

禪宗 大道寺

大字立川にあり、頗る古刹なりとす。

眞言宗 西光院

同 元正院

同 正壽庵

大字奥山田にあり。

第六編 名趾城堡

第壹章 名 所

雄徳山 又男山と云ふ

雄徳山、又は男山とも云ひ、本郡の西端八幡町にあり、現今官幣大社男山八幡宮の齋祀所在の山名なり、元は山城國久世郡にて、中世綴喜郡となれり。

類聚國史卷七十九政理部一禁制云、大同三年正月庚戌、禁葬埋於河内國交野郡雄徳山、以採造供

御衍平器土也とありて、往昔埋葬のありし處は、現今河内國交野郡自治制施行後北河内郡と云に接し、大

字八幡庄小字中山に、古墳あるを以て、推知するに難からず

諸神記云、王城守護、前朱雀八神、延喜式神名、在第一章、雄徳山、靈廣西胤、男山石清水乃畔仁封之天、自九條至五條坊門、而十九町之内於擁護之、五風集に、論

神祠發出自雲嶺、關國威靈永々傳、自連樂章知廣回、袈裟親侍上公前、玉葉集に法印頼舜

男山峯より照す月かけは曇らぬ人の心にそすむ、權後撰集に後久我太政大臣

嶺てらせ世々にかはらす男山

あふぐ峯より出る月影

久かたの月の桂の男山

さやけきかけは所からかも

勅撰名所和歌抄云男山久世郡云々

山城名勝志云、久世郡男山、

八幡宮御鎮座以後、神號に因み、八幡山とも云ふ。

玉葉集後久我前太政大臣

八幡山さか行く嶺は越えはて、

君を祈る身の嬉しさに

新續古今集後鳥羽院

八幡山跡たれそめししめのうちに

猶萬代さ松風そふく

月清集に初秋風後京極

やはた山西に風の秋ふけは

川波しるき淀のあけほの

以上讀書に據り、國郡の變更ありしを察するに足ると雖も、雄徳山の稱呼は、既に大同年間、即平城帝の頃より存在し、以後男山の文字となり、又御鎮座以後、大幡山と唱ふるに至れり。

鳩嶺附狩尾山

鳩峯とは男山の別名にして、本宮御鎮座所の嶺名を云ふ、近代附近の山名に鳩峯と稱するものあれども誤れり。

歷代編年集成云、貞觀二年八月廿三日行教云々、岩山崎離宮云々、見異方男山石清水鶴峯上、歷現大光云々、

住吉詣記 足別義 陸將軍云、貞治三年卯月上旬の頃、津の國難波の浦見むとて、彼所に詣てけるに、淀より船に乗て、(中畧)八幡山鳩の

峯なと拜みて云々、

鳩嶺集 法印性秀

昔在鷲山宣神智、今移鳩嶺施神威、

中院繁然

老か身のかいらん杖の鳩の峯

さか行く道は神のまに

冷泉爲久

鳩の嶺同じ雲間の郭公

なかく聲も雨や呼ふらん

冷泉院大納言爲綱卿

霜八たび置くや八幡の鳩の峯

世々の精葉さきわかきはに

綾小路權大納言有長卿

鳩の峯御幸くもらぬ天の下

山城縣志 第六編 名跡城堡

やはらく御代と仰く國たみ

男山八幡宮本社を距る、西方僅に四町、科手山と云ふ、往昔科手寺の跡なりと、當時其山嶺に經塔あり、寶塔の峯と稱す、又此字も鳩峯と云ひ、現今此山の稱呼となれり。

宮寺縁事抄如法經塔緣起科手寺云、大日本(中略)稱迦如來遺法弟子某尊慈覺遺法、以木石石鑿、奉書寫如法蓮花經、將奉納其所、蓋是依慈覺大師之願力云々、とあるに據れば經塔のありしは確實なり。

男山考古錄(長濱尚次著)云、文政年中、法華經式を科手山鳩の峯といふ處より、拾ひ得たるものありしよし、好古者我もくこ堀り、今は跡かたもなし、此經瓦に天徳二年と記せし物、また茂了と名を記せしものも有たり云々、

亦以て寶塔峯の鳩峯となりしを證するに足らんか、此鳩峯より乾の方僅に數町、狩尾山と云男山八幡宮攝社狩尾神社の祠あり、明治七年國有林に編入せられしが、古松老杉、蕪藪として、森嚴冒す可からざるの趣あり、現今社地疆域四反餘、男山八幡宮の管理に屬し、其他四町歩餘は、大阪大林區署の直轄する所となれり。

風土記云、山城國久世郡尾山、出大材並諸島、雜日本根子彦、日天皇三年丙戌冬、此山出光數日、土人恐之、又奇之、而皆率川宮、□□連清城往而祭之、課土人令狩山、出一鳥土人不曉之、形或而黑色、大羽取他鳥□□□□連清城搏之、奉率川宮、又無雜云々、

異鳥を狩り得たる處なるを以て、鳥狩の尾と號せしに依るならん乎。

石清水

石清水は、男山の東山腹に在り、大神御鎮座以前より流出せし、靈水にして、上古は、地名に呼び、又其處の藥師堂の名にも稱へり。

護國寺畧記云、可移座之處、石清水男山峯也。

舊記云、石清水者靈山寺之名也、而權現(大神ヲ云)移座男山之後、改東面堂、爲南面堂云々。

貞觀四年十二月十三日、大政官符云、應改石清水號護國寺云々。

と是より後ち石清水を神號に冠し、石清水八幡宮と稱するに至れり。

三代實錄云、貞觀十一年十二月廿九日、壬子遣使者於石清水神社、奉符、告文云、天皇我詔旨爾座攝卷母長文石清水乃皇大神乃廣前爾云々又代々の宣命にも天皇我詔旨爾座攝卷母長文石清水爾御座留八幡大菩薩乃廣前仁云々

如此中古より、地名石清水の稱呼が、純ら八幡宮の社名に變遷し來れり。

靈水の事は、石清水雜記云、湧出る所東西四尺許り、幅二尺五六寸高サ一尺許、手の形の如き岩面に、東西七八寸幅四五寸深さ一寸許窪み、其中より清水滾々として湧出る云々、現在の泉殿及び石清水神社は、元和四年九月台命に據り、京都所司代、板倉勝重朝臣が新に造る所なり、是に由て之れを考れば、往昔湧出せし所の地盤を、更に高く築造し、之に泉殿を建てたるを以て、水脈は泉殿の下層となりたるものゝ如し。

古今顯注云ふ、和歌に石清水を詠せしは何處にもあれ、岩間より流れ出る清水を云ふ云々、又著く名所に非らざるも、岩間より流れ出たる清水を、里諺單に、石清水と云へるも

の其類多し古歌に朝日さす三笠の山の石清水相坂の關にながる、石清水など詠じたるもの夥多ありと雖も石清水を神名に負せて言ひ倣したるものは必ず男山の事に限り、願注密勘に石清水常には八幡宮とぞ申、彼山に岩清水といふしみづあり云々。

男山考古録云、往古水源は、御本宮東御門の邊より、護國寺の南を流れ、今の石清水御社ある處を過て、瀧本坊の南に落て、駒返橋より猪鼻坂を平谷町の方へ流れ出て、放生川に注き入りしならむ、水源に子守社を鎮め、中流にさつき橋を架し、下流に駒返橋を渡せし也、御本宮御代々御造營を重ね給ふ毎に、益々大宮殿重になり、山路も又廣く成りもて行くまに、此流れ無くて、水脈今の泉殿在る所に通ひ止りて、玄冬にも氷らず、大旱にも涸れず、御代と共に清く澄増り、最も奇靈の神水なること敬ひ尊ぶべし云々。

香爐峯 馬場

末社記云、寶前馬場築始事、行致被築之、被名付香呂峯、自馬場末、見渡之處、相似香爐之故云々。

八幡愚童訓云、古老傳たへては、香爐山と云、其形相似たるが故なり。

とあるを以て觀れば香爐山てふ名は、男山の異名と見て可ならんか、明治維新前八幡大菩薩の名號ありしより、佛式の勢力高かりしを以て、視れば其名の古きこと、想像するに足れり蓋し寶前より馬場末に至るの區域をのみ云ふなるべし。

月弓岡

男山八幡宮三の鳥居の邊りにして、近くは久世宇治綴喜三郡の沃野双眸に迫り、木津川濶々として、近郊の村落、個々點綴す、遠く桃山及比叡山と相對し、月に宜く、山紫水明たり、往昔は繼弓と書せり、八幡八景の一を以て稱せらる。

八幡八景月号岡堂

安井道怒門跡

天山既白月如弓 片々六花舞大空

巧弄化生神女手 曉來幻出水晶宮

庭田重條卿

發りなきなにひかれてや雲もなを

ひかりをみかく月ゆめの岡

細橋

八幡宮御鎮座以前、石清水寺より寶塔院への通路にして、中の谷に架けたる細木橋なり、宇佐より遷座以後石橋となりたるも、猶舊名を存して、サ、ヤキ橋と號す、舊記曰く細橋横一丈堅五尺云々と、今に其橋を存せり。

猪鼻坂

舊記云、自下院登上院有三道右鳥居道、云猪鼻是放生會神幸道也云々。

故老傳云、延寶七年放生會御再興の時、猪鼻坂道の嶮岨を難み、南半町の處より直路大阪(大阪の事次項出)へ通する新路を開く云々。

公事根源云、放生會早且にのぼるを神興くたせ給ふ。

關大曆云、正應三年八月十六日八幡宮寺旨上云、昨日戌刻、放生大會事後、神輿還御之時、於常山大阪猪鼻、第三神輿御令落地給。

又云貞和二年八月十七日、法印定清狀云、放生會御行之時、三神輿於大阪猪鼻打落、就中還御宮令落了。

大治二年九月十一日、宮寺所司等請文云、件重御首者、宮宮最初建立物也、然者祖師行教和尚被始置歎、不銘日時、

八幡八景之一 猪鼻坂雨

勘ヶ小路額光朝臣

午鳩叫罷日朦朧 石燈荷來養養風

一雨山頭又山脚 依然靈棟插晴空

中御門 資照卿

岩根ふむのはな坂にふるあめは

神の御幸のみちやきよむる

大阪 自字平谷相續稻荷社至本宮坂路也

古事談云、月夜吹笛有祭猪鼻之者元正、於山井私宅聞之、不聞知之樂也、成奇走登大阪、隱蔽見之、宵衣被帶劍之僧也、元正問云何人乎、其時衣被脫法師かかして云、見之山路權寺主水真也、元正問云、所被吹何樂哉、水真答云、萬歲樂逆吹之、

放生川 在頓宮東

宮寺舊記云、貞觀五年始行石清水放生會云々、又云、元者山路子持川邊而行之、其後定胤於宿院行之云々、其後天延二年より、勅會となり、年々八月十五日此川に魚を放生す故を以て川の名となる云々。

是を以て、此川筋に於ける漁業は一切之を禁じ、若し誤て犯すものあれば處罰最も嚴

なり、而して現今放生川の東僅に數町大字八幡庄小字山路の名を存せり。(地理参照)

八幡八景の一 放生川登

一條院宮 眞教法親王

放川似帶繞神丘 萬點燈光照兩眸

回首水天同一色 可中直見數星流

清水寺 實業

玉と見む生るなはなつ河邊には

もえてながるゝ水のほたるも

かへらすの橋

八幡町大字八幡小字神原の溝川に架する石橋を云ふ。

男山孝古錄(長濱尚) 神原町大道の中間に在る、溝川に渡せる土橋を言ふ云々、今は板石を座せり。

實保注進記(八幡社務より寺) 社奉行(注進記)に、此名を誌せりといへども、何の由緒によりて名付たるにや詳ならず。

古老傳云、此橋より南は、綴喜郡、北は久世郡也云々。

小字神原より都々城村字下奈良に至る道路あり、巡檢道と云ふ、綴喜久世兩郡界にし

て、徳川將軍家の時國郡巡見の役員は古圖により古式に倣ひて、必ずこの道を通行有りしと云ふ。

伏拜松

八幡町高野街道西車塚より、凡八町道路の右側に在り、寛保注進記云、權現様(家歴)大阪御陣の時は、八幡宮を此處より、遙拜遊ばされ候に付、今に伏拜松と申傳申候由云々、明和四年由緒書に言ふ、印の松楠の太木となり、生々仕候御事云々、寛保年中、檜松の生存しありしも、其後枯死して傍に在りたる、楠の残りて、繁茂せしならん、此楠の古木今猶森々として存せり。

夫婦石

八幡町大字八幡庄小字平野山より、西二町里道の傍に二個の石あり、里俗夫婦石オトイシと云ふ

男山考古録(長濱尚)云、往古法華經を銅板に彫り(行教和尚の遺物と稱す)石櫃に納め土中に埋み、經塔を建てたりしを、何の頃にや、塔は失せて、二個の大石残れるより、土人夫婦石と稱す、(如法ミヨフト發音相近)寛文元年、平野山を開拓せし時、此所に石櫃をあらばき、銅經數十枚を得て、男山社僧執行坊に送る、僧徒之を看て、行教和尚の遺物なるを覺り大に恐れて、薪に石造の如法塔を、男山大塔の邊に建立して、此銅經を納めたり云々。

現今二個の大石の傍に小祠ありて、夫婦石を祭れり蓋し後世僧侶の作爲ならん乎。

七井

草内村字飯岡に在り、里俗呼て七つ井戸と云ふ、或説に據れば、櫻井王の穿たしめたる井なりと、又云ふ、此七井及び櫻井王の墳を合して、八公死山と唱ふ、其由來詳ならずと雖も、古記に左の記事あり。

一飯岡七水の事は、櫻井王由緒たる事に候へば、其村の長心を付、隈りに汲み取らせ間敷事なり、
一水守二日毎に、一升扶助し給ふ米等、毎年十俵を取らせ、井岡三人へ申付べき所也、
文龜三年二月朔日

志水 甲斐守 花押

此記録により考ふれば、七井の櫻井王に由緒あることは明なりと雖も、由來の徴すべきなきを以て、記して考證の資とす。

筒城野 (又曰筒城之原)

筒城野は普賢寺村東佐野に接し、西は多々良に至り、南裾野川を限り、北は朱智川を限るの名稱にして、又た筒城の原とも云ひ、遠く、仁徳天皇皇后の宮室及び 繼體天皇

の、皇居のありし跡にして、此名稱の存する敢て疑ひを容れず。

風土記に、筒城野公穀田三百九十三束、粟四百八十三石四畝田多羅草生黃蓮白木川等桔梗牛夏南天星等云々。
空みつやまこの園背によく奈良山越て山しろの管木の原千里操うちのとたり瀧のやのあま福が原を千年にかくることなく萬代に
ありかよわんさ山しなのいわ田の森のすりまみにぬき取むけてわれは越行あふ坂山を

誰里につゝきの原の夕霞

けふりもみへは宿はがらまし

長月の綴きの原の秋草も
今年はおまりなける露哉

筒城岡

普賢寺村字上宇津木の邊より、北高木観音堂邊に至るを云、大御堂観音山、即ち此岡の内在り。

光 俊

いかせん筒城の岡のくすの葉の

うらみて後え又もむへらす

玉川

玉川は源を相樂郡和東郷より發し、井手村の中央を横断して、木津川に入る、古來井手玉川の名、天下に噴々として、雅客の杖を曳き、詩に歌に、其景勝を詠するもの頗る多し、宜なる哉、我國六つ玉川の一なるを、古老の傳ふる處によれば、楠公の旗號は、菊水に非ず、玉川に山吹の花辨流るゝを畫けるなりと、他日の考證を俟つ。

新續古今集

後鳥羽院 御製

玉川の岸の山吹影見えて

いろなき波に蛙なくなり

順 徳 院 御製

月にみかき風にみかける光かな

まさかに澄る玉川の水

俊 成

新古今集

駒さめて猶水かはむ山吹の

花の露そふ井手の玉川

山吹山

井手玉川を廻ること、約二十町にして、自然の幽趣を存し、其名天下に普し、古書に傳ふ井手左大臣橘諸兄公、此地に山莊を構へ、山吹を愛賞せられしと。

續千載集

山吹の花色衣さしにほふ

垣根や井手の渡りなるらん

後鳥羽院 御製

風雅集

昔誰かうゑはしめてか山吹の

名を流しける井手の玉水

俊 成

新後拾遺集

色も香もなつかしきかな蛙なく

井手の渡の山吹のはな

小野 小町

青谷梅林

山城梅林の名邑を以て稱せらるゝもの、軌近指を青谷に屈す、廣袤數十町に跨り、文人墨客の杖を曳くもの、年々増加す、明治初年の頃は、其名高からざりしと雖も、近時鐵道の開通と共に世人の知る所となり、隨て其株數及び畝歩を増し、明治三十一年保勝會を設け、今や沿道の一勝區となれり。

第二章 舊蹟

護國寺

男山八幡宮良の方、一町半腹に在りて、南面す、本尊七佛藥師如來を安置す、明治初年神佛分離の時撤却となれり。

宮寺縁起云、石清水、素山寺名也、權現移座男山以降、更以東面之堂改爲南面之堂護國寺是也、(誠藥師堂一切經御願是爲莊嚴權現鎮護國家也今藥師堂是也)長徳元年仲春日權寺主神垣記云、貞觀四年十月廿三日太政官符云、應改石清水護國寺。

末社記云、護國寺者、造立之願主草創不知之、大菩薩御遷座以前之堂也、行教奉崇之、又帳中古御体云々。

或記曰、石清水寺者、聖武天皇之御願、行基菩薩之開基也、本尊行基作云々。江師醫房卿、自鎮西造立十二神將、奉安當寺云々。

末社記云、建久六年十二月八日、檢校成清法印奉齋等身藥師如來、光中奉齋付日光月光並十二神將童子保延六年、六挺災上之時、取集燒銅奉齋之云々。

三代實錄云、貞觀十八年五月廿八日甲辰勅令山城國、每年米三十二斛、充石清水八幡宮護國寺、永以爲例、(類聚國史同之)

寶塔院

男山八幡宮東門外に在りて、里俗琴堂と云ふ、楡皮葺二重塔四隅に、小なる琴を釣る、故に名く、方五間三尺外に四尺の椽あり惣高さ九輪の上尖頭まで直立十一間半也、慶長十

一年豊臣秀頼の再興に係れり、明治初年は又撤却となる。

未社記云、此塔者破壞傾倒不知建立願主、御遷坐以前之塔也云々、或記云、東寶塔院本尊婆、行基菩薩建立云々、恐くは護國寺に属したる寶塔ならんか。

大塔

男山八幡宮南より坤一町の處に在り、是又た明治初年撤却となれり。

護國寺標云、白川院御願、天永三年壬辰二月十七日甲辰、八幡御塔供養也、丹波守正盛造進之法印寛助率服衆爲大阿闍梨檀大納言推俊卿、參議顯雅卿、右少辨實光、爲奉行奉向云々。

當時堂宇の構造實に壯大を極め、他に其比を見ざりしと、明治初年撤却なりたる塔は豊臣秀頼、慶長十二年に再興したるものにして方七間五尺三寸周圍幅五尺八寸の椽あり、高さ十三間五尺八寸なり。

愛染明王堂

男山八幡宮三の鳥居下東に在り、往古平等王院と號す、明治初年堂舎撤却せられ、本尊係體は、八幡町律宗善法律寺に屬し、現今堂内に奠せり、蓋し此堂は善法律寺宮清の建立に佛り、律寺は善法律寺家の菩提所たるを以てなり。

堂塔建立記云、後深草院御願建長七年社務宮清建立之云々、又云仲之堂、建治二年十二月、炎上其後善法律寺尙清移東谷、尙在
北谷再興之云々、
社記云、慶長十二年豊臣秀頼公再興云々。

開山堂

男山八幡宮三の鳥居南に在りしが、男山八幡宮を豊前國宇佐より遷座せし、行教和尚を本尊とす、男山を開山せしを以て堂號とす、而して行教和尚は紀氏にして、明治初年神佛分離に際し、更に紀氏の祖として祭祀せるも、明治四年堂宇は撤却となり、佛體は八幡町禪宗曹洞派神應寺へ遷し、奠安せりと云。

延寶六年戊午法進記云、開山堂甲子以後建立云々、甲子は寛永元甲子を云ひ、同十一年大御修葺の時、建立なりたるならん。
石清水尋源抄云、開山堂、行教和尚、左右側安益信僧正、弘法大法二尊云々。

太子堂

男山北谷太子坂の中腹に在り、故に此坂路を今に太子坂と云ふ、明治初年は、れ又た撤却となる、聖德太子三歳の像を安置す。

未社堂塔記云、善法宮清室、俗別當紀兼仲女建立之云々。

瀧本坊 附松花堂

男山東谷石清水の東にして、松花堂昭乗が住せし坊なり、明治五年神社の革新に因り廢却す、而して舊と松花堂の在りし處は、瀧本坊の東南泉坊の境内なり。

山の井

男山猪鼻坂の麓、合槌稻荷社の傍に井あり、傳云、是山井と云ふ名水也と。

男山考古錄(長濱尙次著)云、按するに、山城名跡志に、山井今在園町南云々、こは西の字を南に書誤りたるならん云々、古事談云、猪鼻の者元正於山井私宅聞之云々、十洲抄云、八幡樂人云々を、合せ考れば西の字地理に符合せり。
志合院徒然草抄云、大神景茂地下の樂人笛吹也、八幡の山井と云所に住すと云ふ。

樂人山井が住居せし舊跡を字山本と稱す、此處にも名水の井あり、何れか是なる乎、他日の考證を俟たん。

絹屋殿趾

男山八幡宮頼宮馬場の南端にして、毎歲男山官祭(舊放生會)之時茲に幄舎を建て、神幸の時、鳳笠三基を假に安置し、上卿以下一員の作法あり、之れより嚴肅なる行装を以て頼宮に入御を例とす、平素は周圍に埒を設け、狼に殿趾に立入るを禁せり。

親基日云、寛正六年八月十五日、石清水放生會、上卿(室町殿)十四日夜巳刻御成善法寺(御堂同列)御登樓神幸時、絹屋殿の前立御輿御拜見也、同夜還御云々。

或記云、絹屋殿趾設地、東西二丈二寸南北一丈四尺云々。

男山考古錄曰元は假屋にて、帷屋の如く、唯假初に絹帳を以て掛設せしものならむ、當今は板屋根にて、絹幕を南北の梁上に懸る例なり。

高良社

男山八幡宮攝社にして、男山の東麓、旅所左側に在りて、八幡全町の氏神とせり。

神祕記云、祭神武大臣荒魂云々。

末社記曰、祭神二座東武内神、西住吉神也、爲武神、糺善惡仍當山下垂跡可令鎮護狼藉之由、奉大菩薩神命給云々。

公文所宗紀云、御遷座之時、奉祝之云々。

社記曰、貞觀二年六月十五日、行教造神殿云々、末社堂塔記云、高良社檜皮葺東西三間、南北九間半云々。

世俗船形の社と稱し、莊嚴美觀を極め、官費修繕の社なりしも、明治初年の兵燹に係り其礎石を存するのみ、現今神璽は、頼宮の背後に、小祠を營し祭祀せり。

極樂寺

男山八幡宮頼宮の左側に在り(或は禮堂とも云ふ)舊時神佛兩部放生會(八月十五日)勅

祭の時上卿以下諸員の着座式場となるを以て、禮堂と云ふ、平時は、本尊阿彌陀如來を安し、極樂寺と稱し、春秋の季、男女老幼の諸國より詣するもの、絡繹織るが如く、蓋し八幡町八景の一なるを以て其名高しと云。

極樂寺緣起云、大安寺傳燈大法師位安宗顯旨、伽藍一院號、云極樂寺在山城國久世郡手里。

右件寺、奉爲石清水八幡大菩薩三所君達梵天帝釋天神地祇、(中略)以去元慶四年始所建立也云々、仁和三年七月十一日護國寺別當安宗。

末社記曰、元慶二年別當安宗、下院極樂寺神創云々。

或秘記曰、極樂寺御本尊、御身長三尺三寸、座像金泥佛深秘之秘佛也、作者當官最初別當安宗、傳燈大法師位、元慶五年五月二日始之、至仁和元年五月二十七日刻佛像學畫誦大般若經光明眞言卷六根之爲拈業口密仁神咒於唱一方三禮成就佛像學云々。

延久二年極樂寺に頓宮を設け、行幸に准せられ神幸の旅所として放生會を行はせらる、是より極樂寺を下院、若くは宿院と稱し、阿彌陀堂を禮堂と唱ふるに至れり、明治初年兵燹に罹り、阿彌陀靈像のみ火災を免かれ、爾後八幡町律宗善法律寺に安置式奠す。

八幡八景の一 極樂寺燈

風早實種卿

莫伐從來花有神 神人日々掛宮廻

彩霞浴曳紫雲外 極樂寺中占斷春

色も香もさそふためなる法の庭に

國基福朝臣

こすえなからの花をたむけて

神宮寺

又大乘院と號す、八幡律宗五ヶ寺の一にして、其位置頓宮の北字科手に在りしも、明治初年兵火の爲め灰燼と爲れり。

山城名勝志云、接天平勝寶元年十一月、八幡記宣向京東大寺大佛一座此唯一座東大寺大幡宮是也、按日本紀云、神護景雲元年始造八幡比賣宮寺云々、是東大寺被造歟、貞觀年中石清水宮遷座時准之、神宮寺被置なるべし、但此時伽藍寺院未成云々。
八幡愚童訓云、寛治三年別當賴清法印建立大乘院云々、舊記云別當賴清准字佐宮、造神宮寺云々。
空内記云、堀川院嘉保二年三月廿九日行幸、大乘院供養今日在之、導師橫川賴賢大僧律賴清之戒師也云々。
寺記云、當時坤隅大廳時相並(稱岩神)其体似屏障殿中より露水滴出、觀摩酌之、爲加持水(土人相傳此處稱雨岩倉)云々。
又云、永仁六年西大寺以下三十餘ヶ寺、爲關東家御祈禱所大乘院云々。
又云、永仁六年、賜可爲武門怨所道之場釣札云々、將軍久明親王執權北條貞時云々。
梵鐘銘云、當鐘延慶三年三月十四日鑄之、願主右衛門尉紀進延眞女客人民女、大工壹岐得實。

律宗五ヶ寺中、最も顯著なる寺院にして、歴代將軍より朱印を賜はり、本堂庫裡の外、鐘樓堂あり、方一町四面周圍築地牆壁を廻らし、其位置八幡町の咽喉にして、壯觀を極め、雅俗老幼の詣するもの、平素絶えず、風光の卓越なる、男山山下の第一を占む、現今八幡小學校の北隣田圃の處、即ち是なり、八幡八景の一を以て稱せられし處なり。

八幡八景の一 大乘院鐘

東園基益卿

向曙高樓日初旦 細衣井々寺前鐘

山城級喜郡誌 第六編 名跡城堡

乍從霞外紅音發 吹下男山第一峯

寺の名もふかき御法のかれの音に

武者 小踏實隆卿

くれ長き夜の夢覺すらむ

高橋

一名反橋と號す、男山頓宮の東放生川に架す、明治初年兵火の爲め灰燼となり、現今橋臺の石垣を存し、小松のある處即是なり。

末社記云、天喜三年社務成清南門樂屋、中門、高橋、始て造る云々。

皇代記云、承久三年九月十二日依洪水高橋流失云々、同廿六日上座降安依高橋造功可爲法橋之由、被宣下云々。

或舊記云、反り橋又は高橋輪とも言ふ、巾二間五尺長凡そ十三間六尺、昔銅鑿寶珠の銘云、寛保三年八月奉行に宮山平八藤原昌勝池田喜八耶源季隆云々。

明治戊辰の役、兵燹鳥有に歸し、八幡町の風致を失せり、今尙ほ其の礎石のみを残せり

安居橋

八幡町高橋の南放生川に架し、或は五位橋と云ひ、現今土橋となる。

舊記曰く、西河原五位橋六位橋在之、御幸行之時、其人位爾依天、此橋邊冷邊退程計也、此橋和泉國より渡邊之云々。

或記云、安居橋長十五間四尺巾一丈八尺云々、昔銅鑿寶珠の銘高橋と同じ云々。

是れ又、明治初年の兵燹に罹り、現今町費負擔の土橋となれり。

八幡八景の一 安居橋月

月白風清綠水長 一天晴色滿秋光

千年勝地不虛美 皓々相橋橋上霜

花山院持實

かけて世にあふく八幡のふもこいや

久我通躬

月もくもらぬ前の川はし

橋本津及橋

續日本紀、延暦三年七月癸酉、仰阿波、讃岐、伊豫、三國、令進造山崎橋料材とあり、文德實錄に、嘉祥三年九月七日、大水大山崎橋斷云々、又延喜式に、山崎橋、攝津、伊賀等國各六枚、播磨、阿波國六十枚、各長二丈四尺、弘熈丈三尺、厚八寸是橋板也云々。

水鑑云、神龜三年行基山崎の橋を作る云々、爾後橋の東邊を橋本と稱す云々。

榮華物語、延久五年二月二十日三條天皇攝津國天王寺詣の條に云、一品の宮うへの社(上社とは八幡宮本社をいふ)にのぼらせ給ひ云々、石清水の程にて御拔あり云々、橋本の津といふ處に下らせ給ひて、御詠めすれば國々の舟も御船ととも、遙によせ渡したり云々。

惺窩文集(山州八幡橋本橋錄)云、前博隆侯將有事乎大明、命諸國開道路、作船梁、而欲得往還之便、事絕古今、慶傳遐邇矣、時

哉、(中略)山州橋本之雄、華夷出入之咽喉也、(中略)於是、山口之藩祖豐臣宗永、奉欽命主其役、作長橋、(中略)其長一百八十間、其廣五間、柱數一百三十八、柱入地丈餘、天正二十年壬辰臘月望云々。

古記に曰く、橋本橋天正二十年壬辰八月九日資始十二月初四日以成云々、此時の橋は、現今上の渡船場の在る處に架けたる也云々。

山崎寶寺に藏する橋普請の古圖書によれば、上の渡船場より遙に上流の處に架けたるが如し明治維新前は橋本驛と稱し、西國大小名上洛往還の要路にして、人馬中繼等の驛場たり、往古より八幡町一局部の字に過ぎるも、位置山城の咽喉を占め、河内國と界を接し、淀河を隔て山崎天王山と相對し、百貨輻輳、水陸の便雨ながら、般販を極む、又遊廓軒を比べ、殆ど不夜の觀ありて、戸數大約二百有餘なりしが、明治元年帝都を東京に移され、尋て京坂間鐵道の淀川左岸山崎に開けしより、頓かに寂寥衰態に傾き、漸次人口の減退を來し、尙ほ小村落にだも、及ばざるの情勢に陥りしが、明治廿一年遊廓を再興し、八幡紡績會社の設立等ありて、聊衰運を挽回したるも、昔時の繁盛に及ばざること遠し、繼に名所の餘喘を持ち、荒涼たる原野に化せざりしを幸とする而已。

八幡八景の一 橋本行客

高辻豐長朝臣

橋本郵程路遠哉 乘傳冒挽共徘徊

玉虹茶客宮多景 聚散若雲幾往來

聞きわたる名のみ朽せて橋本の

聲は往來の舟よばふなり

竹内惟庸朝臣

意足軒

山城名勝志には、橋本郷に在とのみ記して、其所在詳ならず。

古老傳曰、八幡橋本町字岩ヶ鼻の東南、小山の叢林中に、舊神職片岡氏の居住せし處あり、土地高燥頗る眺望に富む之れ、即ち意足軒の舊跡也云々。

點燈橋云、前妙光寺仲禪師鷲峰法燈的裔、自南和尙賢孫也、現居城南竹林寺、閑門護竹鬱然成林、南風一拂則玉音琅然如侍先人之側、又相傳於八幡橋本郷築軒種竹扇云意足就余語一詞。

天隱(建仁寺名は之志字及中號瀧)

澤明隱中に寂す肥後の人也

數竿也足寒心、 況亦森々蒼雪深、

知爲子孫添境地、 南風養竹補疎林、

蘆庵跡

八幡町大字八幡庄橋本より、巽の方西山へ通する里道の左側、雜木叢生し、土地少しく堆くして其幅二坪許一基の碑あり、蘆庵の二字を彫り、左右に寶曆五年乙亥秋九月むか

しより世を此山にしほかまにいひ傳へたる其跡をこれ了圓と記しあり、元此地は男山八幡宮舊神職落合某の領地にして、往昔安居神時の時、鹽垢離場なりと云ふ、現今此附近一帯を字鹽窰と云へり。

足立寺

男山より河内國楠葉村へ通する、距離大約十町餘の麓にして、城河の國界に接する和氣清麻呂の舊跡なり、今尙ほ字足立寺と云ふ。

山城名勝志云、和氣清麻呂建立の神願寺舊跡ならんか云。

神皇正統記云、清麻呂神威を尊び申て、河内國に寺を立て、神願寺と云ふ、後に高雄の山にうつし立、今の神護寺是なり云々。

降宮跡

有智郷村字内里と都々城村字岩田との境界にして、松樹一株を植え、人呼んで牛廻しの松と云ふ、往昔毎年五月五日、牛を牽て此木を遶るの慣行ありし、舊領主物部公宗の遠祖饒速日命を祀りたりしが、明徳三年岩田産土神の社地に移せりと云ふ。

筒城都跡

普賢寺村字多々羅の西北凡そ五町、地名都谷と云ふ、南北は連山圍繞し、自然の疆域を爲すもの、如し、日本書記卷十一更還山背與宮室於筒城岡角南而居之、又卷十七繼體帝朝、五年冬十月遷都山背筒城とありて、都趾たるを證するに足る。

大寺賢聖流記に、此地者、仁徳天皇被遷行宮遷皇葬之始命之舊地、然後、繼體天皇五年辛卯十月都遷此地、號筒城宮云々、風土記に、地坐神玉奴手喜神健角見命祭之、宇頭宿禰忌長宜敷等祭儀之。

按するに、仁徳天皇二后の宮室繼體天皇の御宇と、大に時代の異なれば、宮殿の位置同じからず、恐らくは皇 筒城宮は大御堂の邊ならんか、尙ほ 繼體天皇の皇居地は、大字多々羅小字都谷を以て正鶴に近しとす。

玉の井頓宮

井手玉川の南、石垣の中央に六角井と稱し、大なる井のある所は、頓宮趾にして、往昔齋宮女王御歸洛の時、休憩の所なりと云ふ。

續日本紀曰く、天平十二年十二月丙寅、到山背國相樂郡玉井頓宮とあるを證す。

蛙冢

井手村舊と玉井寺の境内に在りしが、現今同村小學校庭内となれり、表面に「蛙冢」の二

字を彫り其裏面の碑銘左の如し。

處於泥塗以有名弄於砂舌而揚音清風明月獨壇一汗水者蛙之樂也山城國綴喜郡井陘里管產鳴蛙音響清亮舊有名似云余嘗致山池爾來
鳴玉隨于林振鈴于閑窓曉露暮雨足以慰獨座孤開矣雖々之貌勇而不驕豈府井底節又無官私問嘗稱開悟於野頭臨池遺愛於橋公舊
圖嗚呼生有勞予我死無報于爾歸瘞故土瘞以為棺石以為標乃余為誌之金谷石子銘之曰

帝城之南 固多奇探 蛙之微矣 維名不凡 入古賢辭 竟稱井陘
死盛銘墓 鳴雷鼓吹 甲席埋拘 追臣父志

明和戊子春三月二日

平安 殿 明亮卿誌
五瀬 石貞墓乙銘

下 紐

井手下紐は、今其所在の地名確實ならずと雖も、大和物語及び撰集に載せたる和歌を
摘録し、以て井手村一の名跡たるを證せんとす。

大和物語曰く、めで下暮さいふはむかしうごれりなる人大内御使に大和にくたりけりめでのわたりにておまなき女子のありける
なちかくて見るにいさをかしけなりければゆめく男し給ふなそれにあひ給ひきて暮をさきてかのこのしたりけるにさりがへて
もたりけるが年へてめぐりあひたることあり云々

古今集

讀人 不 知

蛙なく井手の山吹ちりにけり

花のさかりにあはましものを

俊 成

玉葉集

ときかへし井手の下帯行めぐり

新千載集

あふせ嬉しき玉川の水

山城の井手の下紐水き日に

祝 部 行 祝

むすひもあかの玉川の水

駒 岩

駒岩は、井手玉川に沿ひ、雨山に在り、往古雨吹龍王祠前、自然の大岩に彫刻せる駒形の
浮彫にして、甚古雅なりしが、今磨滅して、明瞭ならず、舊記によれば、(保延三年五月六日彫)
と記しありて、其事歴詳ならず。

玉 の 井

元井手玉井寺内に在りしが、現今廢寺となり、井手尋常小學校庭内にあり。

千載集

冬くれば行手に人はくまねとも

藤 原 成 家

水そむす玉の井の水

堀川百身

師

時

玉の井にさけるを見れば山吹の

花こそ春のかましなりけり

岩橋

井手玉川を溯りて有王山莊に通ふ川中に幾處となく自然の石を並べ飛び行く橋あり之を岩橋と名けり其由來詳かならず

歌枕

かよひこし井手の岩橋たゞるまで

まころもさらす咲ける山吹

井手山

井手山は上井手王津岡の峯より東を云ふなり和歌あり

名寄

井陘の山よそなからたに見るべきに

峯の白雪立なへだてそ

推尾山観音寺

青谷村大字奈島小字推尾山に観音寺七堂伽藍の礎石石垣等尙今に存せり或説に曰く南朝の遣臣楠氏の系統此寺の僧となり推尾の瀧に參籠して秘法を修し北朝を呪詛したること暴露し誅せられしと記して他日の考證に附す

御栗林

田原村大字南小字栗林に在り大海人皇子近江國勢田より吉野に入らんとするの途次此處に止まり給ふこと百餘日時に里人秀長表栗焼栗を献せり皇子手つから其栗を土中に埋み誓言して曰く本懐を達せば萌芽せよと而して後芽再び出で漸次繁茂して八町歩の栗林となり後ち比年煮たる如く或は焼きたる如き色澤の栗果を結ぶ之れを例年十一月五日禁裏御所へ獻せりと云ふ

山槐記に永暦元年十一月五日自田原供御所持來栗三十八籠云々とあり然るに明治五年に至り此地を開墾し茶樹を栽培し今は一樹の栗を存せず舊形を變ずるに至れり

御邸(大院馬場小院馬場)宇高尾に在り

記録の徴す可きなしと雖も、山上に平地あり、其東に當り御邸と云ふ所あり、土壘を圍繞せし跡、尙ほ今に存し、古瓦を發掘することあり、曠昔田原天皇の住ませ給ふ所なりと云ふ、大院馬場は、其西にありて、凡そ十町許りあり、小院馬場は、其半に在り、共に古の馬場たりし形迹を存す、爾後今の田原天皇社に移り給ふと云ふ。

温泉趾

鷲峰山の北麓、宇治田原村大字湯屋谷に在り、元明天皇和銅二年庚戌三月初めて湧出す、質温和にして鹹く銅氣を帶び、能く痼疾を療す、又同時に南麓湯舟村にも湧出したりと。

古記に曰く、天平年中僧行基、湯場を開く、其後荒廢し、興福寺僧明安重ねて修理し、一時盧舍百戸に及ぶ、庚平二年癸未八月荒木村の土豪佐田光定此山に獵し、浴室家屋を剽畧し、一時温泉の湧出を斷つ、文龜三年再ひ湧き屋舎經營舊に復す、永祿二年己未六月岩本村の人道安なる者、此地に亂入し、泉源に不潔を投し、遏めたりと。

石童山

宇治田原村字奥山田と、近江國甲賀郡朝宮村との境界に在りて、平治元年十二月十八日信賴義朝亂を京都になすや、少納言藤原通憲信西入道京都より難を避けて、此地に來り、更に信樂に入らんとして、石堂山に至り、少憩し、到底我身の免るべからざるを悟り、即ち此地より引返して、其莊園同村字立川の大道寺に入る、其後土中に生埋めせられたりと云ふ。

禪定寺峠關所趾

宇治田原村大字禪定寺に在り、鷲峯山の一支脈北に走りて本郡と、近江國栗太郡との境に接する脈中にありて、石山街道の要衝たり、之れを禪定寺峠と云ふ、頂上に小平地あり、關趾なりと、今其形貌を存せずと雖も、舊記中禪定寺の關所にて防ぐ等の語あれば、正しく關所趾ならん。

醫王教寺舊跡

宇治田原村飯尾山に在りて、往昔由緒ある巨刹なりしも、今纔に其舊趾を認むるのみ、執行紀に據れば、養老元年丁巳興福寺沙門義淵僧正、佛刹靈地なることを感得し、伽藍を

建設せんことを朝廷に奏聞す、天皇御威斜めならず、資財を給り、良工に命じて、伽藍を建立せしむ、本尊薬師如來の像を刻して、金堂に安置し給ふ、然るに光仁天皇の御宇寶龜六乙卯年八月十六日、暴風吹き荒み、伽藍轉倒して、佛像雨露に暴され、朽腐せんとす、然るに桓武天皇の御宇、延暦十四年、傳教大師尊像を修復し、伽藍再建せんとす、左大臣魚名公の子息美濃守藤原末茂、伊勢守藤成、伊豫守鸞取の三人、資財を捨て、助力完成せしむ、入佛の刻、雲霞變難して、宛も飯を盛るに似たり、仍て寺號を醫王教寺と號し、山を飯尾山と呼び給ふ云々。

文德天皇仁壽二壬申年十一月、飯王山寺に、太政官符を賜はり、四至封疆界を定め賜ふ其文曰、

左辨宣下 山城飯王寺應禁制停止、亂入四至、並行北口、口四口、車並、並田、收納、臨時雜役事。

至東限、信樂河、西岸、西限、大福谷、西岸、南限、鷲峰山、寺界の内、北谷、小尾根、柴の岩、北限、笹ヶ峯、柴、頂上。

右彼太政官、去年九月十八日、符、倫、飯尾山、寺者、是則天台別院、靜閉念法の地也、而、民庶之愚、不知冥報、四至内、猶教、濫行、造、佛法、亦乖。

朝右大臣、宣奉勅宣、任先符、追、抽、科、頭、兼、令、禁、制、停止、亂入、彼寺、四至の内、成、並、行、並、並、田、收、納、雜、役、事、永、以、爲、規、模、者、禁、制、如、件、仁壽。

二年十一月十六日、左大史小槻宿禰(在判)左小辨藤原朝臣(在判)

右大將源賴朝寺領院宣左の如し

山門別院山城國飯尾寺

右仲寺領如先例令寄附由等此國國家安寧四澤泰平之基可被抽并誠者院宣如新
悉々可領承之狀執達仍如件

文治三年五月二十日

源賴朝朝臣 傳判

兼 徒 中

此他山門院宣及下文少なからずと云ふ。

行在所

太平記に云、正平六年閏二月十九日八幡へ行幸(後村)成て田中法印が坊を皇居に被成云々、

田中家系圖云、天皇正平六年閏二月十九日より、田中家を行在所と定められ、皇軍御用意云々。

按ずるに、正平六年二月十九日、南朝後村上帝男山に幸し、田中定清の家に御し、兵を以て赤井の大波を塞ぎ、二十日源顯能は鳥羽より、源顯經は唐櫃越より、楠正儀和田正忠の諸將は桂川より、俱に京に入り、北軍細川顯氏、賴春等と戦ひ、賴春を斬り、足利義詮を近江に奔らしめ、南軍大に振ひしも、四月に至り、義詮大舉して、男山を犯し、南軍遂に破れて、車駕再び吉野に還幸し給ふ、又田中定清の夫人は、南朝の忠臣日野中納言資朝卿の女なり、因云田中家は、明治戊辰の役、兵燹に罹り、烏有となりしも、其舊地は今尙現存す。

第三章 城 趾

内山城

大住村字大住の南端にありて、東西六町南北二町の五稜形をなせる城趾あり、築造の年代詳ならずと雖も、元弘年間此城主大住氏、後醍醐天皇に隨從し、屢處々に力戦し、終に足利氏の攻むる處となりて、破壊せられたりと云ふ、今尙ほ往々古城具の土中より發掘せらるゝことあり、人呼て城山と云ふ。

天王山城

普賢寺村朱智神社の北にあり、圖解に據れば、建武三年の頃、普賢寺土佐守檜盛、爲南朝始築一城於此山居之、正平二年檜盛息男但馬守孝盛、増築之云々。

永正年中城壁破壊し、天文中再興あり、時の將軍義輝城番下知の御教書に據り、城趾たるを證するに足らんか、其御教書左の如し。

其卿天王山之城御番城被仰付其方兩人江御番役被仰下候無怠慢防禦可爲忠職者也謹言
永祿元年八月廿九日

長岡佐渡守殿

木原左兵衛將監殿

三好執前守長卿 花押

以上の外、同村字打田に内田山、普賢寺七郎の砦なりと云ふ、及び内長岡左兵衛尉の砦なりと云ふの二城ありたるも、何れも事歴の徵すべきもの無く、其證を得ず。

井出城

井手村玉川南岸、耕地の東端に、松山氏累世城廓を構へ住せしと云ふ。

二川分流記云、永祿十一年十月尾張衆工萬許、井出城へ被寄、松山方切出、數多討取畢とありて、他に事跡の徵すべきものなきも、或は城廓に非ずして、陣屋若くは屋敷に類するものならんか。

城 山

青谷村字市邊に城山と唱ふる處あり、恐くは松井大和守の城趾ならん乎、松井家の祖先なりと云ふ、又同村字中部落の東に、城の町と稱する處に、城資茂の居城ありしと云ふ、其家の祖先か、現今其跡の跡ありて、一部池となり、之を濠端と名く、想ふに純然たる城廓

を爲すに非ずして、井出城と同じく陣屋屋舖に類したるものならんか、記して後日の考證に資す。

山口城

田原村大字郷の口小字田中に城趾在り、其地を稱して「城のかわ」と云ふ。

織田信長は山口甚助を山口城主に任じ、城を郷の口に築かじめ、城下市街を經營し、荒木、南、岩本の士分を悉く城下居住を命じ、山口家へ勤務を爲さしめたり、降て天正十一年六月二日、信長の明智に弑せらるゝや、家康は堺より歸らんとし、途を河内より本郡草内村に取り、當地を経て、近江信樂に出んとせしとき、山口城に於て、晝餐を喫せしことあり、其後天正十一年正月十一日、城主甚助伏見城に病死し、嗣子無きを以て、加賀大聖寺城主山口玄番頭之れが姻戚たるにより、舉族同地に移り合家せり、慶長五年八月二日前田の軍と戦ひ殄滅となる云々、本村新及高屋二家の舊記に依り明かなり。

岩本城

宇治田原村大字岩山小字城山を所在地なりとせり、蓋し地勢鷲峰山の一支脈西北に

延び、將に盡きんとして、屈起する所を云ふ、北は數仞の斷崖を以て田原川の左岸に臨む山嶺に平地あり、城趾たるの形狀、今尙ほ存して疑はず。

或説に云ふ、藤原秀郷の築きしものなりと、舊記によれば、興國元年秋九月、本郷城主南朝の勅命を奉し、田原一族並に飯尾山衆徒、鷲峯山衆僧等と共に、本郷に籠居す、時に京都より細川清氏の將、尾崎因幡守忠勝、其勢三千餘騎を以て迫り、神社佛閣に火を放ち、盆入して、遂に本城に肉薄し、攻落したり、當時城主は、探題縫殿介藤原道喜入道なりしと云ふ、元龜の頃、左衛門尉藤原光國城主たりしか、慶長の始めには、石見守菅原光頼に變りしと。

或説云、城和泉守(又伊豆守と稱す)之に居り、大阪冬陣の際、岩山の吉岡湯屋谷の大屋、奥山田の大西家の一族と共に、鳴野口に戦ひ敗れたるものゝ如し、今に西面大手に、中道及馬道の名を存し、且つ往々切り石古瓦等發掘せらるゝことあり。

橋本陣屋

萬延元庚申年八幡町大字八幡庄橋本に於て、松平出羽守(雲州松)自費を以て陣屋を建造し(敷地五千坪)幕府に獻す、爾後明治維新迄、諸藩交番警衛所に當つ、明治初年戊辰の後宮津

藩の守備たりしが、徳川氏の兵伏見鳥羽に敗るゝや、官兵の追撃を阻止せんと欲し、防戦大に励めしも、淀の一敗地に塗し、遂に橋本を支ふる能はず、爲めに悉皆鳥有に歸せり、現今八幡紡績會社の在る所、即ち是なり。

第四章 古戰場

加法經塚

八幡町大字八幡庄小字平野山に通ずる處、別名夫婦石と云ふ、(名所之)往昔開祖行教和尚法華經を銅板に彫り、石櫃に納め埋藏せし處(古物考)即ち如法塚是なり。

太平記(第三十一卷)八幡合戦、觀應三年の條に云、細川隆興守同相模守は、真木葛葉を打廻て、八幡の四の尾崎如法經塚の上に陣を取て、敵と相一重へたて、攻たりける。五月四日、官軍七千餘騎の中より、夜討に馴たる兵八百人を勝りて、法性寺左兵衛督に付られける。左兵衛督は、此勢をわか陣へあつめて、笠符を一様につけさせ、誰とせは、進むと名のるべしと、やくそくして、夜すでに二三更のほどなりければ、宿院(御旅所領宮)のうしろをまはつて、如法經塚へ押寄、八百人の兵とも同音に時をぞつくり云々。

按ずるに、(谷比のうしろ)現今の地勢より考れば、宿院の背後は、男山山脈の西北にして、何れよりするも、險巖にして字手野山へ達するには、容易ならざれば橋本を迂回して、如法經塚に至りしならんか。

佐羅科

八幡町小字足立寺の邊にして、其地字をサラスナと云ふ、故に發音の訛り來れるならんかと古考録(長清尚)に記せり。

山城名勝志云、在男山四麓足立寺邊從權葉村登八幡山道路也云々。

關大曆云、貞和四年正月六日、昨日武藏守師直爲攻東條、自佐々羅攻南云々、又太平記云、八幡合戦の條云、和泉河内の軍勢は佐羅科に支へて云々見え、光明寺藏書云、一手は北自八幡至佐羅科云々あるも、皆此處を云ふなるべし、又或説に云ふ、足立寺の邊の地勢信州佐羅科に似たり故に此名ありと、記して參照す。

洞ヶ峠

八幡町大字八幡庄の南端城河の界にして、紀州高野に達する通路なり、人呼て高野街道と云ふ、往古の地勢自然墜洞の如くなりしと、依て此名ありと云ふ。

關大曆云、觀應三年三月廿八日、宇治の手合戦之事、赤松勢取陣於洞ヶ峠(ホラカケ)下の南邊云々。

太平記八幡合戦の條に云、八幡は究竟の要害なるに、赤井橋を引て、畿内の官軍七千餘騎にて橋こもりたり、三方は大河隔て橋もなし船もなし云々、宰相中將殿三萬餘騎の勢を卒し、宇治路を回りて、木津川を渡り、洞ヶ峠の陣を取らんす、是は河内東條の通路を塞て、敵を兵糧攻むる也云々。

天正十年六月明智光秀織田信長を弑す、豊臣秀吉四國より還りて、光秀と山崎に戦て誅す、此時にあたり大和の筒井順慶は、洞ヶ峠に陣して、双方へ親を通し匿き、其成敗を見て、方向を定めたる事の怯きを、今に到りて嘲り笑ひ鄙むより、遂に洞ヶ峠の名世に高くなりけり。

狐川の陣

狐川は淀川一部の名にして、左岸は乙訓郡大山崎村字圓明寺、右岸は八幡町字八幡庄に屬し、一の渡船あり、狐渡しと云ふ、狐川狐渡しの名兩ながら世に高しと雖も、其名稱の起因時代等詳ならず、然れども往昔山崎と相對して古戰場たりしは、既に歴史に散見する所なり。

太平記(卷八)山崎軍の條に云ふ、赤松中院の中將貞能を取り立て、聖護院と號し、八幡山崎に陣を取り、河尻をさし塞ぎ、四國往返の道を打ち止む、(中略)赤松見きて、三千余騎を三手に分つ、一手には足輕の射手を騎りて、五百余人小堀山へ廻す、一手をば野伏に騎馬の兵を少し交へて、千余人狐川の邊に控へさせし、(中略)是を見て、狐河に控へたる勢五百余騎、六波羅勢の跡を切りんと、繩手を傳へ道を要めて打廻云々。

八幡山上下の陣及び八幡宮炎上の事

八幡町の地勢淀川を夾み、山崎と面し、八幡山天王山と相睥睨す、一は西國街道にして西諸侯上洛の要路たり、一は伏見を経て京都大津に達する樞要の地たり、故に古來屢兵馬馳驅の街となり、殊に足利織田豊臣氏等の時代、關西に於ける戦亂の中心たり、故に男山山上下を擧げ、古戰場と云ひ、敢て失當にあらざるなり。

太平記(卷十四)八月に、八幡の山下に陣を取る云々、同(卷十七)八幡より寄せんとする宮方の勢、是を見て云々、(同卷十九)頃

て八幡山に陣を取りて、勢京洛を呑む、(中略)されば、其勢盛衰の如くにて、八幡山の四方尺地も種らず充満たり云々、(同卷二十)將軍此事を聞召されて(義貞上)八幡の城未だ攻落さず、兵攻戰に疲れある處に、脇屋右兵衛佐義助山門となりあひて、北國より上洛するなるこそ、ゆゑしき参事なりければ、(中略)彼是如何せんぞ進退谷りて、覺えければ、或夜の雨風のまきりに、逸物の忍を八幡山へ入れて、神殿に火をそかけたりける、(中略)そを見て四方の寄手、十萬余騎谷により攻め上りて、既に二二の木月まで攻め入りける云々、(同卷廿九)觀應二年正月七日、七千余騎にて、八幡山に陣を取る云々、

以上の記事に依て見るも殆ど八幡町全部に亘り、劍電血雨の修羅場たりしは、敢て疑はず。

梨間の宿

青谷村大字奈島の部落を云ふ、往古梨間と云ふ、或説によれば、梨樹多きを以てなりと又た菜島とも云ふ(地理參照後醍醐帝南遷の時御通過の地にして、兵陣の衢路たりき。

太平記(卷三)笠置軍の條に、此の手に山陰道八ヶ國の兵士、一萬二千余騎梨間の宿のはづれより、市野邊山の麓を廻つて、追手へ向ふ云々。
同(卷十八)芳野濟幸の條、主上をは寮の御馬に昇せ乗せ進らせ、三種の神器を、自ら(刑部大輔景繁)荷擔して未夜のうち、大和路にかゝりて、梨間の宿まで、落し進らせける云々。

第七編 名家

八幡町 石清水八幡宮舊社務紀氏

紀氏は現時田中菊大路の二家ありて、田中家は現代を俊清と云ひ、菊大路は櫻清といふ。祖先は孝元天皇五世の孫、大臣紀武内宿禰にして、平群木兔、平群真鳥より十一代を経て魚弼に至る。魚弼の子に夏井國守、行教和尚等あり、行教は石清水建立大師、大安寺行夏の弟子にして、貞觀元年八幡大神を宇佐宮より石清水男山に勧請し奉れり、而して夏井の第二子御豐貞觀十八年八月十三日、勅撰により、男山神宮神主となり、行教の弟子安宗別當となる。是を同宮神主別當の始めとす。安宗實は行教の甥なり、爾後代々同宮の祠官を奉仕す。御豐より九代を経て光清に至る。

光清の第三子勝清、蘭と號し、道清に至り、田中と號す。第十二子成清、善法寺と號す。菊大路は即ち善法寺が、明治維新後の改稱なり。是を二家の起原とす。以後明治四年廢職に至るまで、約八百年間、共に男山八幡宮に奉仕せり。

紀氏の系譜は、載て群書類案に在り、然れども二家共、數代の後に止れり、兩家に傳ふる所の系譜の如きは、頗る精細なるものなれども、今單に各其の繼承する所の大畧を左に掲ぐ。

田中家は、前に述べし如く、光清の三男勝清を祖とす。蘭と號せり。元永二年出家、權上座

寺、少別當に任せられ、大治二年權別當に任じ法橋に叙し、彌勒寺新寶塔院々主に補せられ、仁安二年正月、行幸時、准僧正香染着衣允可せられ、嘉保三年卒す、爾後代々大抵別當檢校、大小僧正、僧都等に補任せらる、次は慶清、次は清道、清道始めて田中と號す、壽永元年法眼に叙せられ、文治三年修理別當に補せられ、正治元年權大僧都に任せられ、文久三年卒す、宗清、行清、堯清、陶清、定清、常清、融清、芳清、生清、奏清、兄清、教清、長清、秀清、敬清、召清に至る、召清は、萬治三年十月、權大僧都に任せられ、寛文元年、本家を要清に譲り、東竹家(組氏の分家)を再興せり、要清の次を宗清とす、次は久清、正清、養清、由清、由清は養清の養子にして、豊岡前中納言尙資の次男なり、次農清、飛鳥井大納言雅威の次男にして、由清の養子たり、農清又た養子、脩清をして其後を繼がしむ、脩清は村岡藩主山名義門の弟にして、花山院左大臣家厚卿の猶子なり、脩清の男昇清、後名を有年と改む、職位總て前代に同じ、然るに慶應四年四月廿八日、御本宮大菩薩の稱號止めらる、之に依て復飾し、社務當職を勤仕し、一社の長官たり、同年七月被止禁色、八月從五位下に叙せらる、時に年二十、九月十三日、御即位の後、參内命付られ、十五日神祇官に於て、御太力一振、御馬一匹、代判金一枚、拜領、先例の如くなりし、而して明治四年、再度社務當職勤仕せしが、同年六月十八日、社務職及び位階等廢止せられ、同五年一月、神勳を免せられ、京都府貫屬を命付られ、同年五月、士族長申付らる、明

治十九年四月三十八歳にして歿す、養子俊清は、滋岡長養の三男にして、現今男山八幡宮の官司たり。

菊大路家は、是亦前に述べたる如く、光清の十二男成清を祖とす、保元元年、修理別當に補せられ、長寛元年、法眼に、承安元年、臨時法印に叙せらる、文治四年、別當に補し、同年十二月、權大僧都に任せらる、建久三年、別當職を以て、權別當道清に譲り、成清に於ては檢校に補せらる、同八年、香染着衣允可せらる、次は祐清、大善法寺と號す、次は資清、次は宮清、後善法寺と號す、建長五年、檢校に補せられ、文永六年、紫袍袈裟を聽さる、後嵯峨院の時、大納言、典侍、御懷胎のまゝ之れを賜ふ、同帝院、應御下文門跡院宣を被る、仁治三年、太政官符下さる、次尙清、善法寺と號せり、通清、延清、當清、皆入江と號し、次昇清、山ノ井と號せり、了清を經宋清より重清、透清、享清、興清、充清、掌清、堯清、舜清、幸清、有清、尖清、香清、統清、立清、珙清、亮清、業清、皆善法寺と號せり、現代、櫻清に至り、菊大路と改稱す、而して櫻清は業清の養子にして、實は信濃國舊岩村田城主内藤正綱の五男なり。

細者曰く、二家共に古來、名士、美女の出るもの多し、其主たるもの舉て人物の部に出せり。

都々城村 伊佐氏

現代を伊佐松太郎と云ふ、宇多源氏從五位上檢非違使佐々木太郎左衛門佐定綱(佐々木高綱)より出づ、定綱の七男行綱、伊佐七郎左衛門尉と稱す、之を伊佐家の祖とす、九代宗綱九郎と稱す、元弘元年辛未八月人皇九十五代の御宇相摸守高時依逆心不道山城國笠置山臨幸爲警固當山の衆徒成就坊並に三河國足助三郎重範以廻文城州郷士被召寄連名百三十九人の内三十六人爲御加勢九月朔日同國吐師川原に着到彼山に馳參奉節一員也、曆應元年戊寅三月落飾號淨雲文和元年壬辰四月十八日逝去(系譜原文)とあり、而して同家が今の地部々津屋に移り住せしは、宗綱の父八代元右衛門宗一より溯り、二代右衛門尉朝綱との六代の間にある可きも、其年代詳ならず、十一代左兵衛宗正に至り、土着人となりて専ら耕耘を業とし、始めて里正となる、其後二十一代小右衛門政長の時、上津屋村の内、高貳百石三條家領となる、伊佐家亦之に屬す、其以前は、御藏入付たり、爾後累代庄屋役を勤め家格となれり、廿三代政信莊兵衛と稱す、三條家の家臣に列せられ、是より庄屋退隱の後は、該家へ出仕すること、代々の例となりたり、二十六代政忠も亦庄兵衛と稱す、青士格仰付られ、次で近習席命付らる、二十七代政猶を経て、二十八代政之、是亦莊兵衛を通稱とせしが、左右二又頼母と更め、後入道して澹月と號す(頼母の名は、實萬公より、頼母しき者との謂を以て賜ふ所澹月と號せしは、同公の落飾後、澹空と號せられしに私叔せしもなり)三條家に於ては中小性席用人たり、家督を政利に譲り、常勤京都に移住す、時に三條

家は、實萬公の代にて、當時王政復古の朝議あるや、實萬公首として之に與る、爲に幕府の忘諱する所となり、一時伊佐邸に棲居せられたることあり、公の同家に書き遺されし和歌數首あり、以て公の衷情を窺ふに足り、而して又、伊佐家に於ける關係の深かりしを察するに餘れり、因て左に之を掲載す。

(式紙)

安政の六とせやよひの二日といふ、日石清水の社のみすりをばりて遷宮なりと聞そのをりしも上津屋のまことに住ければかの山たかく沈い松のつとひたるの木のみくみにみえ侍りけるいさかしこくも仰かれ侍りて

實 萬

八幡山神のみゆきの宮うつり

はるかにあふくたい松の影

安政五とせのしはすの末つかたより故ありて源政之か家に假に住居せし時あくる年のむ月いさ寒き日政之かよみて出せるに、雪も降りあられもふれば晴るるまで

君に宿かす身こそうれしき

となん有ければ折しもかたばらなる屏風の畫に鶴のあまたむれぬたるかたかきたりけるを見て

養 齊

雪あられ降とも今はしのかるい

鶴の毛衣かりてきぬれば

明治十六年、實萬公の男、實美公來邸の時、詠置れし歌。

(短評)

上津屋なる伊佐が家にやさりて昔の事なき思ひいて、

こゝにきて昔をおもひいつみ川

かはらぬ宿をみるはうれしも

實 美

松老館にやさりて

此屋この榮さゝもに松かへの

見こりもちよの春やそふらむ

同

二十九代政利通稱莊兵衛又勝の字を用ふ後九郎次と改む嘉永元年青士格被命付安政六年八月御近習席被命付明治の初め南山郷士組織に際し禪正臺勤士郷士取締總代となる爾後士族に編入南山郷士解除まで依然勤績以て當代に及べりと云ふ。

宇治田原村大字浮氣氏

現代を浮氣庄兵衛といふ北條時方より出づ其系祖桓武天皇三代高見王高見王の一男高望始めて平姓を賜ふ降て維將を北條氏の祖とす二代時綱近江國栗田に城し之に命し三代浮氣に住す時房貞時貞直を経て七代階常建武の比後醍醐天皇に召され下り

藤園五葉二花の紋を賜はる夫より階孝常貞貞繼山貞山一山二山三山四山五山六山七山八山九山十山十一山十二山十三山十四山十五山十六山十七山十八山十九山二十山二十一山二十二山二十三山二十四山二十五山二十六山二十七山二十八山二十九山三十山三十一山三十二山三十三山三十四山三十五山三十六山三十七山三十八山三十九山四十山四十一山四十二山四十三山四十四山四十五山四十六山四十七山四十八山四十九山五十山五十一山五十二山五十三山五十四山五十五山五十六山五十七山五十八山五十九山六十山六十一山六十二山六十三山六十四山六十五山六十六山六十七山六十八山六十九山七十山七十一山七十二山七十三山七十四山七十五山七十六山七十七山七十八山七十九山八十山八十一山八十二山八十三山八十四山八十五山八十六山八十七山八十八山八十九山九十山九十一山九十二山九十三山九十四山九十五山九十六山九十七山九十八山九十九山百

以上山五より山五郎に至る六代を山六代と號す。貞人、金剛左衛門、貞次、刑部太郎、貞參を經廿代貞綱美作守と號す。大永の頃なりしが、此時勢衰へて漸く志賀栗田高島の三郡を領するのみなりと云ふ。大永二年近江國上城と云ふ所に源家の末葉佐々木太輔正高と云ふ者あり彼と野州郡を論じ美作守打勝て野州城を建て城代として角野勝綱を置く其後大永五年十二月四日正高其子菊千代丸孫源兵衛等一族二千餘人野州城を攻めて之を陥れ進て浮氣の本城に逼る貞綱其子貞數及び一族山岡駒井三久保服部矢島奥村等を率ゐて奮戦し正高等を三上山麓に逐ひ遂に此處にて激戦し佐々木正高の一族亡ぶ味方も愛子貞數討死す今三上山麓に塚二あり一を大塚と稱し正高を埋む他を同名塚と云ひ其一族の死骸を埋む又浮氣氏の本城の東に松塚あり貞數の死骸を埋む此最後の激戦は實に大永五年三月廿四日なり。

二十一代を貞數とす小松兵衛と號す然るに貞數三上山麓の戦に死したれば貞綱再び繼ぎ次で貞數の長子貞利立つ廿四代貞寄甚祐尉と稱す此時佐々木判官定頼大に勢を得て九郡を領し當國の屋形と稱す時に浮氣家は野州栗田甲賀の三郡を領せり然るに佐々木は舊敵の一類なれば又々野州にて合戦疑なしと覺悟の折柄曾祖父美作守貞

綱の弟に祐造と云ふものあり、三十餘年判官が讀書の師たり、此人及び判官の子息承禎(義賢等の斡旋により、合体同盟の約成る、是實に天文二年六月二十四日の事なり、廿五代貞仁、永祿八年、義輝の合戦に勢田に出で、勝利あり、元龜の初め、織田信長と佐々木承禎との合戦に當り、佐々木の爲めに、大に敵を惱まし、殊功ありければ、承禎より懇篤なる感謝状を受けしが、其後の戦に敵砲に中りて歿し、而して承禎亦敗軍す、男右京十歳にして元服し、貞春と名乗る、時に元龜元年六月三日の事なり、而して承禎は、程なく信樂に落つ、天正十年五月廿九日、貞春、信長に歸す、信長の本能寺の變あるや、貞春讒に免れ、數日の後浮氣に歸る、廿七代を貞勝とす、慶長二十年五月六日、大阪の使者と共に枚方の東山邊に至りしに、大阪既に落城せしかば、力なく引返せり、廿八代貞時は信州に、廿九代貞信は、九鬼長門守に仕ふ、三十代貞家、半藏、後庄兵衛と稱す、此時城州綴喜郡宇治田原郷岩本村禁裏御料に籠居す、正貞、貞文、貞義等を経以て現代に至る。

田原村大字南高屋氏

現代を高屋良城代と云ふ、天武天皇より出づ、磯城王の後胤にして、信定を祖とす、信定伊賀守と稱し、文和二年十二月五日、丹波國船井郡井尻に於て、坂井長門守を討取、軍忠に

依り、次知忠井郷、山内、同時に氏紋幕五掛、同國何鹿郡三方、上杉、揚羽、蝶御内書賜り、高屋木名、片山を領す、二代定長平内左衛門と稱す、文和二年、山城愛宕郡草生村に於て、軍忠多し、高屋、廣瀬、内里、丹波國鎌倉を知行す、又、新田義宗に加勢し、近江國甲賀郡の内馬杉村、伊賀國名張郡栗郡、知行賜はる、七十四歳の時、河内國杉原にて戦死す、長直、正長、宗行、定信、重長の代々、大率所々に戦功あり、永實を経て、九代定房に至り、始めて田原郷岩本村に住す、十代定重、始め藤九郎と號し、後改内膳、木幡里及び久世郡馬養里、上奈良郷、宇治の内山科寺分、佐古の内清水寺分、手原川役所半分を領す、十一代定吉、新九郎と號す、後平兵衛と改む、山口甚助に屬し、丹波國氷上郡常樂及び佐治五ヶ村、久下莊合、千三百石を領す、天正十一年正月十一日、甚助伏見城に病死す、嗣無きを以て、加賀國大聖寺城主、山口玄蕃頭方へ引取り、同息右京允二代に屬し、加賀國江沼郡桑谷、八田、宇谷の三ヶ村を領す、慶長五年八月三日、前田氏と戦ひ、主従殘らず戦死す、十二代定由、平兵衛と稱す、定吉戦死の時、幼少に付き、田原郷に引取る、仕官を好まず、終に郷士となる、以後郷の口下町の城趾に住居す、續で寛永二年、御所御内の郷士に取立られ、菊御紋の繪符提燈下附せらる、是より定勝、定圓、定秀、定恭、定見、義信、定國、助八郎を経、以て現二十一代に至る。

編者曰く、天正十年六月二日、信長の被せらる、や、同月三日、徳川家康、泉州堺より参河に歸らん、途を河内路より宇治

田原に取り、山口城に入る、此時新九郎定吉、接待の任に當り幹旋の勞少からざりしと、而して系譜原本は二卷とし、一は初代信定より八代永實迄とし、元龜二年七月三日、高屋左衛門、同左内の改寫したるものにして、定永、長直の紀事接續の腐蝕し、頗る古代のものたり、之を上卷とす、一は定房以下當代迄を下卷とし同家に藏せり。

井手村 大西氏

現代を大西正一と云ふ、郷社玉津岡神社の祠官たり、敏達天皇より出づ、橘諸兄、奈良曆より數代を経て敏政に至り、井手中宮亮峻河國司氏の長者となる、其子政澄に次て、盛正、正選共に陸奥に戦功あり、正辰を経て盛保あり、人となり勇武、源爲義に仕へて、軍功あり、次盛範、保元の亂に戦死し、次盛國、壽永二年北國に戦死す、盛澄、正利、盛村、正意、盛任を経て盛氏となる、盛氏は護良親王に奉仕し、元弘元年狹川口に於て戦死す、次友秀亦南朝に奉仕し、戦忠を顯はすこと屢なりしが、終に建武二年に敵六人を討ちて戦死す、夫より氏純、長純、純正、純康、盛近、盛保、盛廣を経て正利に至り、織田信長に仕へて軍功あり、次純正、慶長二十年大阪に於て戦死す、次に正當、盛房氏を大西と改む、本多大内記に仕へ、祿二百七十石を受く、後病を以て致仕し、井手に歸りて玉水に住す、爾後盛直、盛勝、盛猶、盛定、盛重、一信一親、正三を経て現代に至ると云ふ。

大住村 樺井氏

樺井氏は現代を保親と云ふ、本姓は秦にして、初代を大花上秦造河勝とす、河勝七代の祖は、秦酒公にして、雄略天皇の御宇、禹都萬佐の號を賜り、大藏長官に任せらる、其父普洞王、仁徳天皇の御宇、波陀の姓を賜れり、普洞王の曾祖父功滿王は、即ち秦始皇六代の孫にして、仲哀天皇の御宇來朝せり、其子弓月王、應神天皇の御宇來朝し、更に百二十七縣の秦の民を率て歸化せし事は、國史の傳ふる所なり。

河勝は、厩戸皇太子執政の時、太子より神代十六番の物真似及び貌面等を賜り、此技樂を以て家傳とし、又推古天皇の御宇、皇太子の命を拜し、廣隆寺を創建せり、曾孫都理、大寶元年山代苜羽井の地に神殿を建て、樺井の神を遷座し奉り、其四面の地を神領に賜はる、因て其領地内に居館を構へ、其三男秦秀彦、爰に常住せしより、連綿相續き住居せり、時人該家を呼て樺井と謂へり、樺井は即ち素と苜羽井と書きたり、遂に以て今日の苗字となすに至れるなり。苜羽井は、大隅及其以東桃川(元山代川、今水津川)の東に沿ひたる以南一帯の地の總稱なり、而して秦氏の祖先、功滿王爰に住せしなりと云ふ。

抑大住村は、往古大隅と書し、大隅阿多隼人等の住地たり、而して樺井家は、遠祖秦酒公以來、大隅阿多の隼人に縁故深きを以て、隼人司の官人として、其領地を管し、因て代々年頭八朔に御奏者所へ參上、村産物を献せり、此人等を隼人司公役人と稱へ來れり、十四代

致元保元平治の交、武家に屬し戰功あり、十五代致祐の時、右大將賴朝卿より舊領を賜ふ。十六代致眞は、承久三年、仙洞御所に參候し、後鳥羽上皇に御味方となりて討死せり。二十代を大膳亮長重とす。弟判官義盛と共に、南朝に御味方出陣し、戰功に依り、後醍醐天皇御宸翰並御太刀身一振、楠幸一丸、公詠歌を拜領し、今尙現存せり。二十一代長國、吉野内裏に參候し、應安二年九月十三日入京し、桂川邊に於て武功を奏せり。廿三代長房、文明元年十月、細川勝元に一味す。二十四代長宣、大住莊の管領たり。明應二年、南朝興福寺の命に依り、南朝官勢と共に、河内正覺寺城を攻む。二十五代正宣の時、天文三年、曇華院宮御領となり、刀稱役を勤む。卅一代宣賢、正徳二年十一月より、曇華院宮の士分祗候となり、以て宣清宣房に傳ふ。三十四代信房、文政十年正月より、曇華院宮士分近習格、地方總取締役となり、次で正信、理正共に、信房の役格を繼承す。而して理正は、營繕掛勤仕を兼ねたり。隼人司公役人長たること、當代まで依然たりしなり。御領地改革の際には、曇華院殿より、累代の勳功に因り、子孫相續の資として、田畑三ヶ所を賜はりたり。明治五年七月より、十一年八月まで、綴喜郡第二區長兼學區取締役をも勤めたり、以て現代に至れりと云ふ。

大住村 吉田氏

現代を喜内といふ、左大臣從一位源雅信より出づ。章經、近江國佐々木に住し、因て佐々木を氏とせり。後嚴秀に至り、戰功に依りて、蒲生郡安吉郷一圓を拜領す。爰に於て同莊内吉田野寺山に一城を築き、之に移住す。因て吉田を氏とす。是吉田と稱する始めなり。其後秀安の時、應仁の亂あり、細川勝元に屬し、屢勇戰功あり。勝元より太刀一振並に威狀を受く。文明五年七月、戰止むの後、山城國綴喜郡大住郷に移住せり。隼人進興武に至り、中納言秀家卿に仕へ、祿八百石を受く。後金吾中納言秀秋卿に屬し、同家滅亡の後、舊里大住郷に退居す。元和二年、喜右衛門雅武、大住郷の名主となり、子孫多くは、其職を繼承し、郷士の爲に盡せし所實に少からず、以て現代に至ると云ふ。

大住村 橋本氏

現代を孫四郎と云ふ。加茂音人より傳はり、代々葛野を以て氏とせしが、家友に至り、承次の亂に出陣し、宇治川合戰に殊勳あり、其賞として、山城國綴喜郡大住郷一圓を賜はる。因て此地に移住し、大住を以て氏とし、大住前司と稱す。因て之を初代とす。二代大住中務少輔友義、弘安の役武功あり。四代丹後守義信、大塔宮護良親王に奉仕し、元弘の亂、無二の

を忠節を盡せり、六代判官義盛、南朝に忠勤を盡して軍功を顯はし、正中二十四年正月十八日吉野に戦死す、十代若狹守義宣、細川頼之の托を受け、兩朝合同の議を南朝に奏せしが、當時は用ゐられずして、和睦不調となれり、然るに十一代但馬守義兼、南朝に在勤中、兩朝御平和に依り、明德四年春正月、舊里大住に歸住し、爾後何れにも仕へず、十三代若狹守義宣(同名)は、連歌の達者にして、寛正四年春三月、北畠教吳郷、宗祇翁等と吉野に於て連歌會を催したることありと云ふ、廿二代石見守元保、橋本の住人、南藏人將曹良の長女を娶る、而して廿三代大住石見守時則の時、故ありて俗稱を母の生地に資り、橋本と唱へたり、下りて廿六代頼母安行に至り、大住の稱を廢して専ら橋本の稱を用ゆ、爾來現代に至る迄、代々橋本と稱す、三十一代即ち先代孫兵衛英郎は、當時旗下、天野氏配下の庄屋たり、慶應三年七月、同氏より、苗字帶刀を免され、社祓を拜領せり、又、明治維新の際、會計御基立御用を命付られ、金五百兩を献納せしことあり、以て現代に至れりと云ふ。

都々城村 狩野氏

現代を狩野勝太郎と云ふ、素と鹿野園家と稱す、曩祖天兒屋根尊廿四代の裔、常陸國鹿島大宮司鹿島國雄男、鹿島國造大宗連、其子中臣時風、殖粟大連と號す、神護景雲元年六月

廿一日、常陸國鹿島より、伊勢國勢多、伊賀國名張郷夏見、薦生中山を経て、山城泉川を下り、本郡那羅莊に逍遙し、時風男殖粟連祐風六代孫、南都春日社次官、大和國漆上郡奈良鹿野園に居館を構へて住す、故に鹿野園を氏とす、鹿野園次官太夫秀弘六代裔、春日社祠官主膳太夫鹿野園秀興三男鹿野園太夫進藤彦、久安三年三月、綴喜郡奈良莊神齒神社の神職となり、今の地に移住す、近衛帝仁平二年、本郡松井の住人膳夫進士弘定なるものありて、神鹿を射んとするにあたり、藤彦奇計を以て、膳夫進士を退去せしめ、興福寺官務より之を賞して氏を狩野と改めしむ、藤彦の男狩野大進藤永、其男左京亮藤長、其男宮内少輔藤茂、累代御齒神社神職たり、藤彦男掃部助藤貞、承久の役、仙洞御所に伺候し、勳功を奏す、藤貞四代の孫藤通、元弘元年九月、大塔宮に御味方申し、建武二年正月、後醍醐天皇山門行幸の時、守護の任にあたり、其男藤武、八幡合戦の時、北軍細川頼春の兵と戦ひ、八幡志水山に討死す、狩野備前守四代孫藤重、文安四年十月、南朝の將義兵を擧るや、島山河内の軍と戦ひ、討死す、降て慶長十九年十月、大阪入城の時、後藤又兵衛基次の組に入りて功あり、同二十年五月八日、落城に依り、舊里綴喜郡奈良村に引退す、即ち現住地大字上奈良是なり。

都々城村 和田氏

現代を和田正植といふ、纓祖敏達天皇の裔、美努王橘諸兄、奈良麿等を経て、親氏に至り初めて和田太郎と號し、和泉國大島郡和田の城主たり、其男高遠和泉守と稱す、夫より仲政、正忠、正勝、正繁、正元、正道、正廣、政純、政房、政恒、政清、政英、正尙、政勝、政盛、政綱、政慶、政宣、政家、政義、政信、政弘、政材を経て、二十六代政芳に至る、政芳通稱作右衛門、南山郷士の一員たり、明治元年刑法官門衛を勤めたりと云ふ、而して現代正植は通稱を作次といひ、現に石田神社の祠官たり。

都々城村 菊岡氏

現氏を菊岡新右衛門と云ふ、大伴姓、道臣命の苗胤、大伴武持宿稱の裔、光長に、至り菊岡兵衛四郎と號す、寛和五年、陸奥國菊多郡に菊岡山柵を構へ移住す、故に菊岡を氏とす、其男光康より、光親、光道、富宗、富忠、富宣、富興、富光、富方、富範、富弘、富貞、富勝、富尙、安房、富親、富高、富孝、新右衛門、常太郎、兵右衛門、新左衛門、兵之助、新右衛門、又兵衛、新右衛門、儀右衛門、新右衛門、兵左衛門に至るを廿九代とす、現代新右衛門富之は、明治二年六月、彈正臺門候を勤仕せしと云ふ。

有智郷村 島田氏

現代を島田奈良吉と云ふ、清和天皇の苗胤、滿仲、頼光、頼國、頼綱、光國、光信、光基、光衡を経て、勝良に至る、之を島田家の祖とす、其子勝定より、勝秀、勝直、直時、勝春、勝時、康家、康俊、康有、康治、康利、康房、康義、康平、康次、康清、康住、康照、滿信、滿康に至るを廿一代とし、南山郷士の一員たり、是を以て、明治元年、皇居警衛を勤めたり、現代奈良吉は、同村大字内里なる島田甚右衛門の三男にして、明治三十三年、滿康の養子となりしと云ふ。

有智郷村 安田氏

現代を吉左衛門と云ふ、纓祖清和天皇の苗胤、滿仲、頼信、頼義、義光、義清、清光等を経て、義定に至る、之を安田家の祖とす、其子義輔より、義平、義政、光義、光重、光家、元信、元秀、國秀、政信、晴廣、廣信、光信、恒義、光衡、房衛、光俊、光政、政長、政義、長光、政重、政俊に至るを廿四代とす、現代吉左衛門は、都々城村字岩田なる、東傳次郎の四男にして、政俊の養子なりとす。

田邊町 吉川氏

現代を吉川忠信と云ふ、纓祖大織冠鎌足公十一代の苗胤、藤原爲憲八代の孫、經義より出で、信能を吉川家の祖とし、吉十郎、嘉右衛門と稱す、其子政信より、重信、英信、信厚、雅明、信

達、信義、信近に至るを九代とす、地方の名家を以て重んぜらる、殊に南山郷士の一員たり

田邊町 北尾氏

現代を北尾藤三郎と云ふ、養祖清和天皇の苗胤満仲、信頼等を経て、盛光に至り、大西氏と稱す、之を北尾家の祖とす、其子忠公より、時光、佐長、政秀、正照、教秀、政盛、政富、宗忠、佐永、佐重、正富、佐久の十三代に至り、小川氏と稱へ、小川小三郎といふ、其子佐廣は、本國因州北尾の庄なるを以て、北尾右衛門と改稱し、本郡酒屋神社附近に邸宅を構ふ、則ち現住地、字興戸是なり、其繼嗣を北尾三郎兵衛と號し、以て現代に至れりと云ふ。

田邊町 竹村氏

現代を竹村直藏と云ふ、養祖平良兼の胤、致經、公雅等を経て、景胤に至る、之を竹村家の祖とす、其子景氏より、景重、景秀、景則、道正、堯富、善春、正好、道清、正忠、宗忠、宗尤、道忠に至るを十四代とす、而して現代に及べりと云ふ。

田邊村 加美氏

現代を加美種次郎と云ふ、其先は木曾義仲の長子義基より出づ、義基四世の孫光之、始めて田原村字南に住し、氏を山村と稱す、光之の子甚兵衛、信乃、福島御番所預りとなり、數代在役せり、正親町院の時、院に給仕し、當時秀吉より、若狹遠敷郡、播磨揖西郡に領地を給ひしことあり、加美の稱は、秀吉の賜ふ所、爾後代々甚太夫と稱し、田原郷士となり、毎年正月九月には、天機伺として、朝廷に出づるを例とし、前代まで繼續して、明治維新の前に至れり。

同家所藏の古器物中、甲冑一領、馬具一組、旗一旒、其他弓箭等あり、甲冑、旗等は、宇治川合戦の時、祖先の用ゐしものなりと云ひ傳へ、馬具は、豊公より拜領せしものなりといふ。

普賢寺村 大富氏

現代を大富左右造と云ふ、人皇第廿七代繼體天皇の皇子朱大王^{アサヒノミコ}、始めて三國真人の姓を賜はり、長岡宿稱人足に至りて、筒城長岡の側に居を卜す、仍て以て稱號となせり、之を其養祖とす、其十數代の孫長岡義幹は、天慶三年西海の逆賊追討の時、大將軍小野好古に隨ひ、太宰府に於て軍功を顯はせり、其後又、十數代を経て、義方に至り、後醍醐天皇、笠置山へ御籠城の時、山城侍三十六人の一人として、御味方に馳参り、軍功あり、龍丸の袖印を賜

はる、後義嘉に及て水取肥後守となり、始めて水取氏と稱し、南朝の正平五年十二月、楠左馬頭正儀、八幡山出陣の時、長岡左馬介義堅加勢するに當り、義嘉も亦一黨を引率して、八幡山へ發向し、正儀の麾下に屬し、鳥羽戰に於て屢戰功を顯はしたり、其八代の孫佐渡守盛武に至りて、外戚大富氏を冒し、以後家系連綿として現代に及ぶといふ。

普賢寺村 田宮氏

現代を田宮多嘉と云ふ、從一位井手左大臣諸兄公三十二世の後胤、万財伊賀守義正より出づ、其嫡男橘友盛は、元弘元年、後醍醐天皇笠置山に御籠城の時、御味方をなし軍功を顯はす、其賞として寶劍を賜ふ、其後正慶三年六月、護良親王の臺命によりて、信貴山へ着到す、其後數代の孫正定氏を田宮と改め、左衛門と稱す、元弘以來万財家數代、大和國葛下郡市場莊に住せしが、正親町院の御宇永祿七年、三好松永の兵亂に際し、故ありて万財は世の聞を憚りて、山城國綴喜郡普賢寺の莊に移住す、之を田宮家の祖とす、其四代の孫六郎左衛門尉成末、後陽成院の御宇、天正十五年、毛利家大番を勤む、三千五百石を賜ふ、後廿餘代の孫、田宮伊織貞義、中御門院の御宇享保二年、始めて近習の家に思召立らる、其後一代を経て貞廣、貞利に及び、又一代を経て貞次、貞清、貞臣、貞塾となり、以て現代に至るといふ。

普賢寺村 伊東氏

現代を誠太郎と云ふ、其靈は、大織冠藤原鎌足より出づ、鎌足十五代の後胤惟景命を奉じて、大和の二階堂に住し、地名を以て氏となす、駿河守に任せらる、其六代の孫祐泰命を奉じて、東伊に住す、仍て伊東と稱す、之を伊東氏の祖となす、其遠孫祐宗故ありて、山城簡城莊多々羅氏を訪ひ、居を茲に卜するに當り、大に菊原氏の原遇を受く、祐行に至り、元弘元年秋八月、後醍醐天皇笠置山に幸し給ふに當り、菊原氏と共に官軍に屬して、戰功を顯はせり、其孫祐茂及び清茂は、菊原氏と深き姻戚たり、後數十代を経て、清長稱す、喜造、熊夫に及び、以て現代に至ると云ふ。

普賢寺村 藤林氏

現代を鼎(義也)と云ふ、天兒屋根命二十二世、大織冠鎌足十八世孫、從一位攝政關白内大臣基通、山城國綴喜郡朱智莊に隱居す、之を巖祖とす、公の季子朱智左中將元通より三世大西好長(嫡家普賢寺家より分れて四方に住するを以て、兵を大西と稱す)、其男大西阿波守好吉、後醍醐天皇笠置山御臨幸の刻、御味方せし、山城侍三十六人の一にして、御倫旨竝に龍の丸袖印を賜ふ、天皇御還幸の際、惣莊探題職となる、其男大西宮内助道伴、南朝に參する、山城侍五十人の一員なり、後九代大西

備前守敏元將軍足利義昭の近臣にして、真木嶋没落の時、我が普賢寺の館に供奉す、佐久間信盛、木下秀吉、信長の命を受け、之を討たんとす、依て義昭と共に河内國若江に走り討死す、織田氏殘黨を探ること急なりければ、其男貞元、母の姓に依り藤林と改め、民間に潜匿す、其第十一世藤林義英、南朝勤仕の舊故に因り、南山郷士を再興し、相樂綴喜、久世三郡の同士七十有餘名より擧られ、盟長と爲る、是れ現代義元の父なりとすと云ふ。

多賀村 宮崎氏

現代を厚次と云ふ、代々多賀村郷社高神社の祠官たり、本姓詳ならずと雖も、祖先は宮崎河内守と稱し、昌泰元年即ち今を距ること凡そ一千年に在りて、已に同社に奉仕せし事、舊記に明なり、爾後筑後大椽定信、刑部丞有光等を経、現今に至るまで二十代、連綿繼承す、先代厚久慶應四年二月に、内侍所御警衛命付られ、同年四月、御褒書を賜はりたり、明治六年、平民に編入なりしが、同十五年、更に士族に編入せられたりと云ふ。

編者曰く、以上は只其畧傳を掲げしに過ぎず、且つ郡内名家と稱すべき者、獨り此に止るに非ずと雖も、記傳の明確ならざるも、又は全く亡失して、單に口傳にのみ存するもの多し、故に是等は暫く記載を缺き、更に正確なる考証調査を経、以て他日の増補を期す。

南山郷士諸家

元弘元年八月、九十五代天皇、笠置山行幸の際、召に應じて、之に赴きし山城郷侍中、現今の綴喜郡に屬する者、左の如し、而して家系の今尙存續せるもの、又は既に絶亡に歸したるもの有り、と雖も、舊記の儘總て之を録せり。

- | | | |
|--------------------------|----------|------------|
| 普賢寺村 | 普賢寺土佐守猶盛 | 長岡右馬助義方 |
| 草内村 | 太四三郎好古 | 菊原大學助恒 |
| 興戸村 | 八田源三兵衛久勝 | 連城寺刑法左衛門貞秀 |
| 田邊村 | 興戸對馬守實祐 | |
| 新村 | 南藤左衛門兼久 | |
| 大住村 | 新長左衛門賴冬 | |
| 有知里村 | 岡本源正久藏 | 島田藤五郎勝時 |
| 岩田村 | 久保四郎勝守 | |
| 戸津村 | 安田二郎長俊 | 和田左衛門尉仲政 |
| 上津屋村 <small>元久世郡</small> | 東遠江守盛次 | |
| 奈島村 | 佐野半人兼宣 | 伊佐九郎宗綱 |
| 多賀村 | 菊岡左馬助富光 | |
| | 奈島丹後守春信 | |
| | 多賀帶刀清康 | |

井手村 井手丹波守盛氏

以上二十一人、九月一日吐師川原に馳集る三十六人の内なり。

市野邊村 市野邊伊賀守義真

田原村 糖塚將監三郎重光 大道寺兵庫助義清

荒木四郎重武 大屋和泉守保真

以上五人、九月二日着到せし四十九人の内なり。

明治維新の初めに當り、右の舊故に因り、所謂山城郷士の一團を組織す、人員總て七十餘、稱して南山郷士と云ふ、多くは前記元弘勤王の士の後裔、枝流たり、依て其本郡に屬するものを左に録す。

普賢寺村

藤林春碩

南 忍成

田宮秀之助

城 徳次郎

新 太右衛門

藏林龜次郎

南 綱次兵衛

木村權亮

木村與惣三郎

伊藤喜藏

大宮佐左衛門

森島嘉十郎

田中政四郎

田中又三郎

福地定右衛門

水山利兵衛

村上藤右衛門

村上真次

田邊村

植城忠右衛門

大住村

南 新左衛門

内里村

岡本久右衛門

島田太郎左衛門

島田市兵衛

島田小兵衛

島田八郎右衛門

安田吉左衛門

安田彌七

東 嘉次郎

東 積之進

東 傳右衛門

東 吉右衛門

和田作右衛門

佐野惣太郎

佐野久右衛門

伊佐政之進

伊佐勝兵衛

伊佐政之進

菊岡新左衛門

逢谷省吾

逢谷清右衛門

逢谷省吾

興戸傳左衛門

逢谷省吾

大西政左衛門

逢谷省吾

第八編 人物

垂井光清

垂井は光清一代の號なり、男山八幡宮社務職にして、父を別當頼清法印と云ふ、永久三年十一月十四日、法印に叙せられ、大治三年十月十七日、檢校に補せらる、保延三年九月歿す、享年五十五、此人極めて和歌に堪能なりし由傳ふれども、之に關する事歴詳ならず、唯僅に勅撰金葉集に左の一首を傳ふ。

何事も秋はてなから極鹿の思かへして妻をこふるむ。

待霄小侍従

小侍従は、石清水別當權大僧都法印光貳の女母は、小大進局式部大輔菅原在長の女なり、近衛帝の皇后宮に仕へ、阿波局と稱す、又二條天皇の二代后にも仕へたり、嘗て更行鐘の歌を詠出しより、世人稱して待霄侍従といへり。

舊高槻藩領攝津國三島郡島本村大字櫻井乾西山麓に、待霄小侍従の碑あり、高槻城主永井直清の建つる所、其始に曰く。

(表)

待嘗小侍從者姓紀氏、武内宿禰苗裔石清水別當光清姫也、仕近衛皇后多子、治承四年八月中旬、德大寺左大將藤原實定、自福原歸洛、一夕詣皇后見月、時小侍從陪侍、翌朝歸福原、使藏人傳語、因示和歌、昔有待嘗聞鐘之語、故稱云待嘗小侍從、其誄歌多載歷代勅撰、可謂聞秀也、俗傳攝孫高槻、城一里許有其古跡、聊記之以爲證焉。

慶安三年春三月

(裏)

我采邑高槻城側、有待嘗小侍從之古蹟、昔小侍從所詠之倭歌雖有若干首、特依待嘗聞鐘之歌、而其名鳴後世、於茲設石碑、使人認其跡云爾。

慶安三年三月十九日

日向守大江姓永井氏直立形

碑石所在の字を御所垣内又は眞如院と唱ふ。

大日本史皇子傳に云く、「更衣鳥羽天皇紀氏生第六子道憲法親王、第七子覺快法親王、保延四年薨於證金剛院、受戒於僧覺獻居圓通院云々。」

林宗和云く、「院は攝津國櫻井の里に在りて、其後近江國大津に移り、其舊跡を小侍從の尼に賜はりて、眞如院と稱す、蓋し小侍從は、法親王の生母、鳥羽天皇の衣、紀氏美濃局の姉にありたるに因る也。」

而して往昔戦亂の餘、遺跡疆域規模、共に幾多變遷し、現今纔に其跡を止むるのみ。

春溪源語に云く、「小侍從の許へ、後徳大寺實定公通ひ給ひける、或夜待嘗てよめる、

待嘗に更行燈の聲きけばあわわかれの鳥はものは。

是より人稱して、待嘗小侍從と云ふ「蓋し福原遷都の時にして、治承四年は、小侍從齡五十九歳なり」と

或記に曰く、「治承四年秋八月、實定自福原私來于藤原助大宮、宮不勝歡、以所抱琵琶撥拍焉、侍從亦、皆絃歌盡歡、到曉辭去、實定路召所從藏人藤原經尹云、侍從臨別咽泣不言、我亦傷懷、汝回見彼勸靜來、經尹走回云、

物かはさ君かいひけん鳥のれのけさし、いかになかしがるらむ。

侍從吞泣答云、

待はこそ更行く鐘もつらからめあかぬ別の鳥のれそさき。

經尹追及實定于六田河原、而先之、實定大感、賞以攝津一庄、自是人呼物加波藏人。

玉葉集に、高倉院御時、さまかへて、八幡の御山に籠りぬき聞て、刑部卿頼輔の許より、

君はさば雨夜の月の雲井より人にしられて山にいりぬる。

と有し返事に小侍從、

住かひもなくて雲井に有明の月は何とかがいるしられむ。

山城名勝志云、秋冬坊今者絶て、舊跡權坊の後山に在り云々。

舊記云、權坊は、昔小侍從の坊なり、秋冬坊と號するは、前載に秋冬を多く植置たる故に此坊の名とす云々。

頼政家集に、小侍從尼となりけるを聞て遣しける、

我そまつ出へき道に先達ててしたふへしは思はさりしを。

かへし小侍從、

おくれしと契りし事を待ばさにやすらふ道も誰故にこそ。

小侍從の和歌の撰集に擧られしもの、概ね左の如し。

千載和歌集 四首 新勅撰集 四首

續後撰集 三首 續古今集 六首

山城國喜郡誌 第八編 人物

續拾遺集 二首 新續後撰集 三首

玉葉集 十一首 續後拾遺集 一首

風雅集 二首 新拾遺集 四首

新後拾遺集 一首 新古今集 二首

此他頼政家集、藤原實定公の林下集等に載せられたる和歌抄からず、特に實定は、太皇太后宮の兄君にして、和漢の學に通じ、福原遷都の後と雖も、尙ほ太后は舊京に在り、常に小侍従の陪従せざるはなく、故に實定公と斯道の贈答ありしは、蓋し疑を容れず、之に由て小侍従の素行學識を推考せば、尋常の女性にあらざりしを知るに足らん。

高野成清

高野は成清一代の號なり、垂井光清の十二男にして、生母は式部太夫菅原在長朝臣の女、待霄小侍従と同母弟なり、保元元年九月廿四日、男山八幡宮社務職修理別當に補せられ、尋で權別檢校等の職を歴任し、正治元年八月廿七日歿す、齡七十一、人と爲り温厚篤實、和文和歌兩ながら堪能にして、又性頗る堅忍、記憶力に富み、端を聞て奥を究む、特に笙曲に巧にして、遂に我秘曲の相傳允可を得たり、而して氏は、保元元年より文治四年に至るまで、三十七年間修理別當若くは權別當にして、權官たること既に久しきを恨み、御神樂

の夜、神に木綿を附け詠せし歌、

續集にそのゆふかひはなげれども神にこころをかけの間そなき。

此歌長くも龍聞に達し、叙感斜ならず、職を本官に進められ、爾後新古今集撰入の榮を荷へり。

竹幸清

竹家は、男山八幡宮社務の一門にして、中古廢絶せり、幸清は善弘寺成清の三男にして、元久元年十一月三日、法印に叙じ、建永二年正月廿九日、別當に補せられ、貞應二年七月十一日歿せり、幼にして穎悟、父成清の薰陶を受け、和歌に堪能なりしを以て稱せらる、撰集に載する所左の如し。

題しらす (新古今集)

世をいとふ吉野のおくの呼子鳥深き心のほとやしらむ。

橋上の霜といふ事な (新古今集)

かたしきの袖をや霜にかまわらん月に夜ふくる宇治の橋姫。

別戀といふこころをよめる (新勅撰集)

逢坂の夕つけ鳥も別路をうきものごとや鳴はしめけむ。

題しらす (續古今集)

哀にも秋の下のきりぎりすむそらの夢のれ覚なそふ。

田家秋興 (新千載集)

なしれふす秋のかり庵の音ひさしもらて時雨の過る夜そなき。

雁しらす (續拾遺集)

石清水ふるき流れの跡はあれさ我身ひさつの瀬によさむ哉。

正治二年石清水若宮歌會に郭公 (新續古今集)

聞はやな思しよりも郭公あかぬ初音は苦しかりけり。

二品親王道助五十首の歌に (續拾遺集)

哀にもかならず老のれ從て曉ふかき夢う残れる。

田中行清

男山八幡宮社務職檢校宗清法印の三男にして、田中と號す。寶治元年法印に、建長七年別當に叙せられ、建治二年檢校に補し、弘安二年法務僧正に準せらる。同年十月十九日歿せり。頗る和歌に巧なり、各撰集に出てたる詠歌を擧れば、

松を (續古今集)

千早振神代にうみし箱崎の松は久しきしるし成けり。

題しらす (續拾遺集)

おのつからさひ來し人はかれかれに跡たえはつる宿の道芝。

神祇のうた (續拾遺集)

男山跡たれぞめし袖のうへにひかりと見えてうつる月影。

祝歌 (夫木集)

男山秋のなはの御幸をや空にもしりて月はさやけき。

如上の外、氏が性行逸事の徴すべきなきも、以て斯道に秀でたるを知るべし。

柏村直條

男山八幡宮社士にして、通名左兵衛と稱し、愧哉と號す。姓は高志、元祿寶永間の人なり。徳川將軍家連歌師里村昌弦の門に入り、里村昌純法橋、同昌億法眼を友とし、連歌に堪能なり。依て長くも、靈元上皇の敍聞に達し、仙洞御會に召され、末班に列するの光榮を荷へり。而して翁嘗て或る公卿に向ひ、男山八景の事を語りしが、竊に上皇の天意を窺ひ、遂に撰定し、親王公卿に詩歌を乞ひ得て、完備するに至れり。翁は連歌に巧なるのみならず、又國史和歌にも秀でたりといふ。

八幡八景和歌

雄徳山松 まもります神の悪もをさし山さかゆく松のかけにしられて。

極楽寺櫻 さく法のみやこなりとや花もなほかみのかみなる色に咲らむ。

猪鼻坂雨 なへて世にうるほふ民もいはし水ぬの鼻坂の雨にてそ見ん。

放生川登 そのかみにたればなちて此川のたえぬばかりに登まひかふ。

安居橋月 神わざにつかふる雲の上人も月をやめつる秋の川はし。

月弓岡登 神垣やあたりの岡は松杉の木々しもかくる雲のしらゆふ。

橋本行客 行舟もこによせよさうかれ女のかくるなまけや橋本の里。

大乗院鐘 古寺に住む人やなほいかにきくた明暮のかれのひひきを。

同俳句

雄徳山松 春毎に色あらた也峯の松。

極樂寺櫻 斯る時神も見ゆるか花の庭。

猪鼻坂雨 われてゆかむ坂も雲井の花の雨。

放生川登 魚族も藻に隠れ得ぬ登哉。

安居橋月 澄渡る秋幾めぐり橋の月。

月弓岡登 積りてや月を常なく岡も雪。

橋本行客 水はいて夏の日暮す會哉。

大乗院鐘 鐘の音に古を聞く霜夜哉。

新枕草子拾遺(林宗)に云ふ、翁が祖父母及び父母、皆和歌の妻養あり、又妻女及び男も風雅の人なり、特に男直道は、博く和漢の書に涉獵し、神代卷直道説の如きは、漢文を以て著せり、斯る累代學者の輩出する、蓋し異數と云ふべし云々。

橋本等安

男山八幡宮社士にして、橋本當好と稱し、通名滿介、老後等安と改む、別號を不伯齋とい

ふ、和歌連歌を好み、紹巴の門に入り、豊臣秀吉公の御連衆となる、或日公に天主閣に召されし時、音するはいつこの駒の轡虫といふ句の出たるに、人々附句に艱みけるを、等安、霧の中ゆく逢坂の關としたりけるに、深く公の意に適ひ、賞詞を賜りたる由、紹巴が等安に送りし文に見えたり、又等安の詠みし和歌何れの書にも散見せず、僅に左の一首を傳ふ

五月雨はなの時そまをちかへりなくれもあかねほこいさすかな。

なひきあひて露にねさす柳かな。

梅の香や篠のけ出し袖の露。

かりかれは霞にもれて山もなし。

若草やつなきさめけむ放れ駒。

山田敬直

字は其正、梅東と號す、累代男山八幡宮社士にして、寛政九年己四月十四日に生る、人と爲り堅忍穎悟、弱冠にして松本愚山を師とし、朱子學を修む、孜孜勉強、螢雪の功空しからず、梁川星巖、篠崎小竹、後藤松蔭等と拮抗し、名聲噴々、實に當時有數の學者として敬慕せらる、平素神務の傍、育英の事に従ひ、門弟少からず、天保十三年社職を弟直躬に譲り、京都

に退隠し子弟の薰治及び著述を専とし兼て又た醫術に長ず、慶應二年近江國膳所藩の招聘を受け師範と爲る實に近代の學者なり、惜哉明治九年一月三日病死す享年八十歳而して翁の製作に係る文章鮮からず就中遊保津川記の如きは古今の傑作なりとして世人の賞する所と爲り是より翁の號梅東を知らざるもの無きに至れり其の著書の世に行はるゝもの、尸字詩、棕湖觀蓮集、書家聚寶盆、四時遊人必讀書等あり又稿成りて未だ梓に上されざるもの、驚人詩選、古今文話、作文楷梯、壺史三本事增補詩本事、讀詩本事、酒木事、茶木事、玉尺志、俗語考、井觀竹頭錄、買續集、詩話、韓詩外傳校註、古詩指南、神海留芳錄等あり。

西野古海

通稱由加之助、宇治田原村字湯屋谷に生る、幼にして郷の舊家下司氏、本多氏等に寄寓し、和漢の學を研究す、少壯の頃、伏見及び京都に遊び、専ら國學を修む、又一時近江國信樂に僑居し、私塾を開き、育英の事に従ふ、卅二三歳の時、再び出でて、公卿北小路家に仕ふ、偶卿伊勢神宮に奉仕せられ、尋で東京に遷らるるや、尙之に従ふ、後辭して、居を東京にトし、専ら國史國文を研磨し、子弟薰陶の傍、嘗て武藏林忠氏の撰なる校正王代一覽を校訂し、更に近江高田義甫と共に、校正王代一覽後編を著せり、明治卅三年病歿す、齡七十八、氏の

國史國文に精通せるは、殆く世の知る所にして、斯道に貢獻せし事、尠からずと雖、ども、何れも徵すべきの記録なきは、最も遺憾とする所なり、他日識者の補遺増訂を俟つ。

瀧本坊阿闍梨昭乘

昭乘は、男山八幡宮社士、松田伊豫守の養男にして、實父母詳ならず、別號を松華堂狸々翁と云ふ、寛永十六年九月十八日歿す、齡五十六。

或説に曰く、昭乘阿闍梨は、ある公賁の胤なるも、當時思む所ありて、其の所生を移したるにより、其の實を詳にするを得ず、一説に云ふ、昭乘は、豐臣秀頼公の落胤にして、大阪落城の後、懐胎の侍女を、齒工狩野修理山樂、密にこれを落し、攝津芥川に隠れて男子を産む、幼名を辰之助と云ふ、假に父の如く養育せり、此者陽明家に仕へて、元喜田川といへるか、一乘院尊覺法親王に従ひ、中沼左京進元知と云ふ、後八幡平谷町に住其所を瀧本里坊と云ふ是也、因て昭乘に大阪浪士、豐臣舊臣黨の集會して、逆意もや有らんか、徳川君より密に、小堀遠菰、片桐石菰、永井信菰等に、茶事に事を託して、余所ながら守衛せられしものにて、昭乘傳來の高名なる、牧溪所持の龍柱墨は、秀頼公の愛蔵なりと云へり。男山考古錄卷九、松華堂の部探録

翁が卓識非凡なりしは、世人の既に知る所にして、今之を述ぶるの要なきが如しと雖、ども、かの黙々寺昌俊の記せる翁の行狀記を爰に摘載し、事歴に代ふ。

松華堂行狀 黙々寺昌俊作

島の超鬼の脚さよひを端より、速なり六十年は粟を炊筒にみて、我身老の至るをはしらすあなはかな人の上のみ悲みて物忘れしける、ちよ、いともくも耻申けれ、かく身の中に積れる雪に驚き顔によせくる波の立居も忘れまるくしきは死てふ道なり(中略)此

松花堂上人は我を知れる人なり己をしる者の爲に誹謗を忘るも道なり彼一世の間に希有の事多しあたら事なき跡にふしげたき
んもいさ口をし下和が玉も磨かぬ程は石なり理趣分明なら誹謗あらは眞黙不二さいらへんさればあなからに記しめて此神龜
に残す南山瀧木坊の阿闍梨昭乘は和州春日の里に生れて幼學の比ひながら京をはなれ男山に登りて眞乘を師としつかへり其本性
をさふらへは神氣清靈にして宗業怪異なり密教を陶冶して終に一山の英傑となられけりすへて難澁ならぬより慈悲を専に柔和を
事とし衆に交て争ふ心をはせぬは自寺他山いささしう思はぬもなし一を聞て平を知覺す其聰明なるを見て師匠かわりなくついで
うしけり(中畧)鋭鋒のけやすく鼻聲天に通する習ひにて雲上にも聞えあけたり我高祖大師の和歌あり門葉よみて即なしとて歌を
もつかふまつられたり然も秀逸多し入木は高祖大師の妙を汲慕し盡圖は牧溪和尚の風を仰希せられたり二ながら此國の賢き上手
共にいたく香ままりて龍管をさる毎に人の目を驚し喜はしめたり惜哉悲哉寛永十六年己卯九月十八日知命の齡に六十五餘りて入
塔せられける塵俗簡潔治箕弓をつくさいへり今の乗淳公いかたが負荷に堪えらん。

昭乘は山林計較の志深く隱居の草庵を好まれければ當山は都近し精練潔修いさかたし寂定に入ん者の住へき所にあらす龍華の曉
を期さばしかし吉野山になさ思ひ立れる或夜さばかりまざるまれたる夢にしらぬ翁の來りて大菩薩の申せとおほします。

こゝ山の紅葉を尋れ行んよりあふく高れの朱の玉垣

時は長月になん有ける夢打覺てつくくさ此事を思ふに我計較の心あるを神に照しみなはずにやと思ひてつぎめて神祠に詣て
感應いともかしこし(中畧)坊の南早に松花堂さいふ方丈をしめて三昧に入りけり其時我現影を圖して其上にかゝる歌

寒覺して我曉をまつの月に音せぬ風の色を聞かな

こゝに屏居の後は松花堂さいひける身の後の事さも弟子伴宿に示しおかれぬされば白駒足早く今年己卯になりぬ命期を忘れず當
山大菩薩の眞影を畫し奉り供養して次後自宗八祖の尊像を圖寫して一山の衆中に殘し置れける(中畧)春秋五十有六申の年にてい

ます此日申の時に歿ぬいさふしきなん申けるからなは其夜に南山麓にかきもていきけり

甫公より至愚にかきくさき給へる文のおくに

我をおきてきたつ人とかれてよりしらて契りし事そくやしき

なみたの中にこたふ

さきたつなしらてなれ來し人よりもこの我身そいまはかなしき

其作法よりまかなひて二十二日になむさふりける山上にも山下にもうたふ聲なくよれつく音もたえたりたれもく老妪を襲する
にこまならずかなしみあへり

右一巻はさる所の書をもてかきうつしぬ本巻誤字多くして讀得かたしされまづそのまゝにうつしおき追て異本をもつてた
すへきものなり

寛政十二年申五月初旬

俊 章

俊章は男山八幡宮社士にして姓神原と云ふ(新杖の草子拾遺「林
宗和著」より轉載す)

翁元和元年初冬八幡南畝より吟行して北野に至る總て東方朔か詞を採り其光景を
俳句に咏す。

清水 夏ひえし清水に冬は夏もかな

神原 酔て人かばら走るや千鳥あし

馬場 木々の葉や脱けて現す馬場の町

今田 日のうちは未また氷らぬ汀哉

菅浦池 名ばかりは枯す残るや菅浦池

城内 神無月ほそくにかくや状の中

平谷 平谷の寒さをなすな文ふせき

園 つほのうちば小春や圓の梅干

山城國志 第八編 人物

森 かたは月や冬も凍りの薬師堂

東山路 北さうな東山路はゆふしくれ

山路 菊酒にみそれくはふる山路鶴

柴座 寒さは防かぬ柴の座しき哉

田中 冬もかる鎌か田中の三日の月

耕座 霜ふりのかうの座寒き夕かな

常盤 木枯のもちかむせぬは常盤殿

高橋 そりぬるはちら高橋の狩場哉

科千 ちる紅葉手品で止るよしも哉

大谷 狩人の追ふ谷深ししかのかは

橋本 鶴のはしもさふとく身の毛哉

鯉ヶ池 ちる紅葉ぬれ色や猶こひか池

寛永戊寅彌生江月和尚を伴ひ吉野の花を探られし時の吉野山道之記行文中なる詩
歌を左に摘載す。

春日にて

ほのかにも霞の衣着きてはたうすものゝみかさ山哉。

春日社にて

春日山神はうけてよ手向草もこつ心の花の色香を

年知れる翁を尋ねて

溪雲流水身不必 被吹春風至春日

今朝豫思明朝口 有花門中入又出

あるしきへ花にゆつりて花にかかる住ひも蕨の世をや出けん。

在原寺にて

庭の面に名もむつましく生出て春や昔を殘す若草。

世々にかくかゝけそへてや殘るらん年ふる寺の法のごもし火。

布留社にて

花ならぬ匂ひに残るゆくみそと幾世かふるの神はあふかん。

三輪にて

かけそへし月と花とのしらゆふにしるしもわかぬ三輪の神杉。

千早振神のまことのすかたをばいかに尋て三輪の山本。

翁梧桐鳳凰小鳥の群をなす竹の組物にしたる支那製の天井にもせし堂の扉に、
と記し、嘗て先師實乘阿闍梨の肖像を畫きて、
こゝろさし御法にあらぬ人はたゞ我昔の月をたゞくへからす。

生て來てかつは師となり友となりかはるゝに世をすくふまは。

松花堂の愛翫せし遺物夥多ある内最も貴重の品を擧れば、

國司茄子茶入 足利義政公御物

袋 白純子替袋 四個 總て島廣東 臺盆 推朱七 賢人圖 茶入 外覆 藤重之作

棊盤香合(裏面麩)足利義政公御物

葎盆 黒漆

花白河硯箱 足利義政公御物

總体黒漆にして櫻樹の時繪あり處々に少しく青貝を加へ金にて花の白河の四字をあらはせり

添翰一篇古歌有り

伏見院天皇御宸翰

定家卿所書之記録

雅經卿懷紙曉紅葉和歌

一紙兩筆

文章定家卿 和歌爲家卿

右兩筆の文並歌

貞應元年六月 日

いはけなき嬰兒等もし人となりてこれなむ時はさらに神明の御たすけのかたしけなきしるしをさおさるまぢいはのあはれ

ひのふかきところをも思しらは禮拜恭敬の信心をみまし孝養親恩のなかつちもなれと思ふによりこころにこのむかしの

こころつしとていませくすへのたつらにそなへおつむさや又我先祖のふるまひにいまか一堂をたてほまげをあんし

たてまつる事ありおなしく神明につきたてまつり佛陀にいのりこふおもむきしかなから祖師の遺跡を思によりて大井の照見

鐘のおこは秋にちかしあらし山あけなほよその秋の色かは。

壹軸 小細道州の添翰あり

文章定家卿 和歌爲家卿

右兩筆の文並歌

貞應元年六月 日

なあふきたてまつる所也

おやなまふのりのこもし火わすれめや子を思やみのたれもくらくは。

神にいのり佛をたのむまきはしらたつる心のもこをくたすな。

萩の坊乗圓

乗圓は、元和、寛永の間に於る、八幡萩の坊の住職にして、玄々翁、又自靜堂と號し、松花堂門人にて、書畫に高名なり、延寶三年乙卯四月廿六日入寂せり。

辭世歌

いつか我も憂世の隙を明ほの、雲井の月の短夜の空。 男山考古録採録

豊藏坊孝雄

孝雄は、覺華洞信海と云ひ、佐川田昌俊の男にて、畫を能くし、書は昭乘晩年の門人にて、狂歌を能し、又、小堀政一に就て、茶法を善して世に鳴りたり、元祿元年九月十三日寂す、年五十四。

嘗て、三代將軍家光拜禮の時、扇を誤て忘れ置たり、閑者より告められし時、

殘しおく妻紅の未廣は君をあふくのしるしなりけり。

と即吟し、殊に稱せられし事、よく人の知る處なり。(男山考古録採録)

龜女

龜女は、志水宗清の女(實は東竹甲清の孫にして田中家の分家なり)にして、徳川大相國家康公の夫人となり、二品亞相源義直卿(尾張藩の開祖)を生む。後落飾して、相應院と號す。(子時社志水家、尾住君に仕ふ)祖先の深志を繼で、正法寺を再建せり。(以上男山考古錄卷十、四正法寺の部摘載)

又慶長四年、豊臣秀吉公御他界迄、壇棟清檢校社務職なりしか、右御他界に因て、社務當職を回職有る例なり、頻りに次回へ回職有べくと申請と雖も、秀頼公より仰無之と否て不承引故、田中秀清幼年ながら、遂て回職を望みて、遂に奏聞に及ぶ、轉奏廣橋兼勝卿より、双方へ説諭あると雖も、不用時に家康公へ、相應院殿内々田中へ回職を命せられ、剩へ、神領沒收ありし社士等の所領も、各所持地面を書出す儘に、各通に朱印三百六十通、更に家康公より一統へ被下、社務回職の順次條目をも被下事に相成て、農臣家五奉行大に憤り終に、關ヶ原爭亂、此一戰に、石田始め小西等敗死、夫より元和、大阪落城と相成、四海一統と相成たり。(以上男山考古錄卷十四、壇家の部摘載)

長濱花城翁畧歴

林 宗和記

翁名尙次、通稱花城、幼名を新吾と稱し、號を凌虛といふ、先君相次翁の男なり、母三代子

予か曾祖父の女なり、寛政九年九月廿四日生る、其年十二月、直次翁歿せしか、翁幼稚なるを以て、予か祖父後見として、養育し給へり、文化八年八月十一日、男山宮工司に補し、越前と稱す、文政十一年、將軍家連歌の衆に召し加へらる、安政四年、改て花城と稱す、翁は、秀雅にして、松花堂風の畫をよくし、和歌は、冷泉家の門に入り、連歌を里村昌逸老に學び、博聞多識なりければ、天文雅歩に明にして、本邦古典に委しく、著書數百卷ありしが、明治戊辰の兵火に、悉皆燒亡せしかと、猶又數十卷の書を著し給へり、(中略)明治十一年一月二十日病て歿し給ふ、年八十二、翁か和歌なり、連歌なり、其稿數卷ありしが、皆燒亡せしかば、其後稿を設け給はざりし故によると、ころなし、(以下略)

記者曰く、翁の著はしたる、男山考古錄は、全部十六卷より成る頗る珍書にして、現今男山八幡宮の藏品なり。

吉松龍菴

龍菴、小字周得、字忠順、又、不失と號す、其先は藤原氏、文政六年八月、大和郡山本町藩邸に生る、父順菴、累代藩主柳澤氏の侍醫たり、氏幼にして、藩儒冬齋藤川友作に師事し、陽明學を修む、十五歳にして、藩醫鷄鳴館の助手に拔擢せられ、専ら育英の事に従ふ、十七歳、笈を負ひ、京都に遊び、典醫小林豊後守を師とし、醫術を研究し、傍ら頼山陽、森田節齋等に就き

詩文を學び、其濫與を温むること茲に三年、齡二十七にして、初めて故山に歸り、父の業を襲ひ、藩侯の侍醫となり、祿四十石を賜はる。

氏又た國史を伴林光平に、和歌を三蔭顯遠に學ぶ、此時橋本真幸、寺尾言長等と交り、常に皇室の式微を慷慨し、上書して大義のある處を説く、天誅組の事起るや、閩藩氏の動靜に注目し、出入潜かに偵吏を附するに至る、奥羽の亂侯に隨ひ、江都に到り、平定の後歸りて其功を賞せられ、現地百石を賜はる、明治六年一月、骸骨を乞ひ、専ら醫を業とす、明治二十一年一月、僑居を普賢寺村字打田に卜し、嗜好する所の詩歌を詠し、文章を弄し、自適す、明治二十五年十二月、病を得て、僑居に歿す、于時享年六十九歳なり、遺稿中の詩歌二三を左に掲ぐ。

偶作

登居寂莫掩柴扉 春去夏來人跡稀

堪喜園中閑富貴 金銀花滿尺餘籬

庭梅

宜煙宜月影橫斜 散染全開幾點花

不妨多情過牆去 幽香一半與隣家

不二山

水月も雪の消せぬ高嶺照る日や山の裾を行くらん。

清溪湖

行く足のすぢきらるるも玉鉞の正しき道はふみもたがへず。

藤林春碩

春碩、諱は義英、南嶺と號す、普賢寺村の人、文政十一年二月十六日生る、齡十四の頃同村醫藤林順道に就き、醫術、漢學を兼修し、弘化二年、山崎玄東の門に入り、西洋醫術を學び、又俳諧、和歌に巧なり。

慶應三年、徳川慶喜公、太政返上、同四年正月、兵亂の時、南朝の舊故を以て、上京御守衛を爲し、同年四月、太政官軍防局の免許を得て、南山士文武練習所を設立す、尋で郷士年番觸頭を勤む、翌明治二年九月、彈正臺門侯交代勤番仰付られ、同三年八月、出張臺廢せられ、勤務免らる、當時感狀並に目錄金五拾圓、惣中へ賜はる、爾後専ら醫業に従事す、明治五年六月、上村大西家舊館東嶺山臺所を再興し、阿波守好古並に大西家累代の神靈を祭祀す、同六年十一月二十日歿す、于時享年四十有六。

辭世

いつれゆく道と思へば遠からんおくれたにものかれさらば。

王政復古

武士の家へ傳へし梓弓ひきかへしたる御代を樂しき。

四海太平

四方海波さへたれ御代なれば飯手は盛に見る斗りなり。

嘘して見失ふたる雲雀かな。

常ならばきい洩せしを初鳥。

長村保固

有智郷村字内里に住せり、天保十三年六月十五日を以て生れ、明治十五年六月歿す、氏は累代公卿壬生家の臣籍にして、安政、文久の際、國家多事、七卿西下の事あり、氏弱冠壬生基修氏に従ひ、流離艱難幾多の苦楚を嘗め、公事に貢献せしこと鮮からず、今之が碑文を録し、以て事歴に代ふ。

從三位勳三等子爵壬生基修撰文

保固姓長村氏、京都府人家世係余臣籍父保之母長村氏、以天保十三年六月十五日生、明治十五年六月廿七日歿、葬於山城級喜郡福祿谷之邸、享年四十一、呼嗟保固業可傳者多矣、而出之以忠厚終始不渝、是爲最不可也、安政、文久之際、内外多事、人心洶々、保固悲王室之衰、慨然將有爲焉、當是時、今三條相公以身任重、專爲更張之計、余亦與焉、既而朝議變相、余等數人有四遷之事、保固從焉、其在流離間、關係百萬周旋、備嘗艱苦、數年如一日矣、明治中、與余等皆運京、無幾、伏水變起、六師東征、余以陸軍將赴于越、後賊據險、抗拒對戰、累月、保固在麾下、出則跋涉山河、察形勢、入則理紛亂、夙夜不懈、使余内有所憑、而外得盡其任者、蓋保固之力也、二年五月、官於越後府時、屬亂、餘人心不定、保固獻處理之方、概有條理、一以得民心爲本、三年、轉於神祇、少史、五年十月、辭職、賞其格勳、賜金若干、七年十月、官於京都府、十二年四月、爲山城守、治久世、郡長

衆皆屬望、居三歲、疫疾、遂不起、悲夫、配于島氏、男春太郎、承後、保固性沈實、狀貌清挺、其處已也、恭而臨事、不悅必竭、其道而止、嗟是非所謂出之以忠厚者、則安能如此耶、今茲六月、當其一周年忌辰、諸友爲謀、不朽以銘、來謂余、固不可辭、乃銘曰

忠厚終始 功成志酬 茲勳貞石 永傳千秋

太政大臣從一位大勳位 三條三實美家額
修史館監事從五位勳五等 殿 谷 修世

豊田武兵衛

諱義憲、草内村大字飯岡の住人、父を行義と云ひ、氏は其の長子なり、享保三年生る、人として英敏、淵達、幼にして穎悟、齡十五にして、南都松村兵庫の門に入り、弓馬の術を研鑽すること十有餘年、其蘊奥を極め、印可を得るに至れり、爾後殖産に心を傾注し、農事に勤勉す、于時村堤難所あり、字千貫崎と云ふ、霖雨洪水に際し、屢決潰の虞を招き、田畝の害を被ること頻年、氏爲に之れが堤塘の改修をなして、慘害を排除せんことを企る、是に於て、用悪水の二溝を策し、苦心慘憺、殆ど寢食を忘れ、遂に私資を投じ、工事を督成す、而して此難所は、地下悉く嵩石なり、人或は工事を休止せんことを勸むるも、氏頑然叱責し、累々たる嵩石を鑿ち、墜道を造り、樋間を設く、村民之を稱して、萬年樋といふ、于時明和庚寅年四月なり、此より比年、村民除澤を受け、患害を見るなし、後男山附近に僑居すること、凡そ二十

餘年終に寛政六年七月二十六日郷里飯岡に歸り歿せり、齡七十七、天保壬辰年村民氏の徳澤偉功を追慕し、碑を其堤に建てしといふ。

記者曰く、右は草内村提出資料、大字飯岡舊記により、其概要を掲げたりと雖も、碑文並に氏の傳記等、徴すべきの記録なきを惜む。

奥田治作

田原村字郷之口、奥田家十代の孫にして、夙に土木事業に精通し、當時製茶の業漸く盛に赴き、京阪地方へ輸出すること夥多なりしも、道路險惡にして、車力の運搬容易ならず殖産の進運を妨ぐるを慨し、決然道路開鑿を企て、田原川、宇治川に沿ひて、久世郡宇治町に通ずる坂路を開堀せり、而して他に通路なきに非ざるも、何れも峻峻崎嶇、到底牛馬の重荷を負ひ行くこと難し、之によりて、氏は大々の設計を劃策し、天保二年十二月工を起し、同十四年に至る十三年の長日月を閲して、遂に平坦なる道路を竣工せり、氏が獨力私資を投じたるに非ざるも、日々躬ら工夫に伍し、孜々として怠らず、工事を督し、成功せしめたるは、非凡業と云ふべし、今に於て、氏の偉績を敬慕し、田原郷殖産上發展の原動者を以て目するに至る、是より先、田原郷は、素と地勢山地多きを占め、田地極めて少く、爲に産米、一郷の需用に足らず、氏夙に之を憂ひ、郷ノ口長井野二十餘町、字南並木より南の方に

向ひ、十餘町歩を新に開拓し、大に耕地を増し、又だ同時に用水路を設けて、灌漑に便する等、農産の發達に貢献せし事亦大なりと云ふ、安政二年正月、有志者相謀り、路傍に碑を建て、氏の功績を表彰せり、其文に曰く、

宇治田原郷ノ口に住居せる奥田家十代の孫に當りて、治作藤原重直といへる人性篤實を専にして、信譽を施せる氣象ありけり、然るに隣邑宇治の里へ出る道は在來なるは、樵夫の薪をおひして、尼ヶ瀬へゆき通ふのみの細道にて、登り下りの坂手にかゝりては、牛馬の苦勞、いはん方なき險阻處にて、其越難き事たさへんにも、なされど、安水の頃より天保のはじめまで、凡六十年余往來の人もさしやきながら歩み安き本道になるべき思ひをめぐらす人もあらず、しを重直の度毎に兼て心を配りなられしを、風評に聞きり、中頭たつ者四五輩諸會、遂て其念を頓談し、速にうへなひて、すべての費用田原郷中はもとより、京大坂又は近村へ同志の助力を乞ひ、つめ、兎角往來安全をいのり、天保乙卯の年十二月より坂をけづり、緩め土を埋み、石垣を組立て、同十四年迄十三年を経て、昔にいはく往還さなし事全く神物の擁護を得たる重直の功さといふべし、往通人誰かよるこぼさむ、謬に人は一代名は萬代といへるむべなるかな、今其故よしを碑に彫付て、朽さぬ功も後の世に残さんといふことしかり。松の、清根

こゝかたきむかしをしらして、まよりのかゝる直路と人やおもはん。

安政二年乙卯正月建之

北野宮寺法眼清根

洛陽上羽元瑞齋

世話人 名村 久右衛門

尼ヶ瀬 間屋中

伏見西濱 石工 庄 吉

細工人 友 吉

伊佐頼母

諱は政之、幼名太一郎、後莊兵衛、又左右二と稱す。頼母は三條實萬公の賜ふ所なり、氏は都々城村字上津屋の住、公卿三條家の領地の里正にして、又南山郷士たり、人と爲り剛直勇邁、博愛勤儉の徳を備へたり、氏の祖父政忠、父政猶共、に素朴俠氣にして、屢々資財を投し、救恤の事を行ふ、爲に家計衰運に傾き、氏が十四歳の頃、已に父母兄弟の存するなく、孤獨となりて、年糧僅に九石を有するのみなりしといふ、窮乏の状察するに足る、是に於て暫く身を亡母の生家に托し、翌年家に歸り、三條家の莊屋役となる、當時主家は實萬公の父、公修公の代にして、庄屋勤務の外、頻に耕耘を勉め、字上奈良に於て、數頃の茶圃を購ひ、製茶の業を始め、是より逐年播種擴張し、漸く資産を増殖し、殆ど宇治、小倉に亞ぐの製茶地となるに至れり、而して其の勤儉殖産の美風、近郷に及び、皆氏を以て模範とせり、當時田圃に施す肥料は、多く京都より輸入するにより、其容器(俗に云ふ田)を久世郡淀町まで搬出し、夫より船便に付するを習慣とす、氏は毎に自ら奴僕と均しく、彼の容器を肩にし、袴羽織を其中に納れ、淀に到り事を處したる後、士分の服装に更め、主家の勤務を爲すを例とせり、其磊落淳朴なること、以て推知すべし。

王政復古の議朝廷に起るや、實萬公之れが主唱たり、于時安政五年、幕府の忌諱する所

となる、是に於て先帝(孝明天皇)公の職を解き、洛外の地に屏居せんことを命じ給へり、氏は公の知遇を受くること極めて深し、故を以て、公を自邸に請じ、以て暫く世の風潮を避けしむ、然に爾後公は幕府の嫌忌を厭ひ、男實美公に遺訓し、落飾して、濬空と號し、一乗寺村に移らる、氏従ひ事へ共、勤王の大義を談論せり、安政六年、公の薨せらるゝや、近臣姦佞の輩、氏を讒誣し、實美公の聰明を蔽ひ、以て私利を逞ふせんと欲し、氏を幽閉し、併せて土地家財をも没收せんと計りしが、氏は先公以來、専心誠意、生命財産を捧げて、主家の窮を補ひ、又、先公國事を謀議せらるゝに當り、劃策の功甚多し、されば氏は、冤罪を被るも、敢て主家に抗辨するを欲せず、決然隱棲の志を定め、男正義に後事を遺訓す、然るに氏の無辜なること、實美公の聴く所となり、永く君臣の誼を温むるに至れり。

嘗て實萬公傳奏の時、氏は其の愛劍(細國)を公に獻じたり、公亦深く之を愛し給へり、別格官幣社梨木神社の神璽は、即ち其劍なりと云ふ、氏及び伊佐家の光榮之に過ぎざるべし、公の薨せられしより、明治十九年十月迄二十八年間、毎月公の忌日には、嗟峨なる二尊院の墳墓に詣で、如何なる風雨と雖も、一回だも缺きたることなしと云ふ、明治十九年京都の僑居に歿す、享年八十有四、氏の公共事業及び三條家に貢獻せし事蹟、逸話等鮮からずと雖も、之を畧す。